

教育委員会事務の主要な取組の評価
(平成 27 年度・28 年度)

平成 28 年 12 月
静岡県教育委員会

目 次

I	教育行政の「基本方針」と「重点と主要な取組」	
1	平成27年度の「教育行政の基本方針」及び「重点と主要な取組」	1
2	平成28年度の「教育行政の基本方針」及び「重点と主要な取組」	5
II	平成27年度・28年度の教育委員会事務の主要な取組の評価	10
III	学識経験者からの御意見	80
IV	教育委員会活動実績	
1	平成27年度の教育委員会活動実績	90
2	平成28年度9月までの教育委員会活動実績	92
V	教育委員会定例会 議案&報告事項&協議会 案件一覧	
1	平成27年度 教育委員会定例会 議案	93
2	平成28年度9月までの教育委員会定例会 議案	95
3	平成27年度 教育委員会定例会 報告事項	96
4	平成28年度9月までの教育委員会定例会 報告事項	98
5	平成27年度 教育委員協議会 案件	99
6	平成28年度9月までの教育委員協議会 案件	100
VI	記者提供資料件名一覧	
1	平成27年度記者提供資料件名一覧	101
2	平成28年度9月までの記者提供資料件名一覧	108

I 教育行政の「基本方針」と「重点と主要な取組」

1 平成 27 年度 教育行政の基本方針

静岡県教育委員会は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する『有徳の人』の育成を基本目標とした、静岡県教育振興基本計画『有徳の人』づくりアクションプラン」第 2 期計画に基づき、学校、家庭、地域や市町教育委員会、関係諸機関等との連携・協働のもと、社会総がかりでの施策展開に努めています。

本年度は、第 2 期計画の推進に向けて、自立と連携をキーワードに「確かな学力」の育成や「頼もしい教職員」の養成に努めるとともに、読書活動の推進や家庭における教育力の向上等を図るため、以下の方針により施策を展開します。

1 生涯学習社会の形成

～一人一人の生涯にわたる学びを支える環境づくりの推進に向けて～

- (1) 子どもと大人の読書活動を推進するとともに、県民一人一人が相互に学び合う生涯学習社会の形成に向けて、学びの機会の充実や指導者の養成に努めます。
- (2) 県立学校の計画的な整備等を推進するとともに、児童生徒の学びの場を支援する学校教育施設の充実に努めます。
- (3) 教職員の多忙な状況を解消することにより、教職員が子ども一人一人と向き合う時間を確保するとともに、豊かな人間性や広い視野を身に付けた、心身ともに健康な「頼もしい教職員」の養成に努めます。
- (4) 教育現場の課題を十分に踏まえ、実効性のある施策が展開できるよう、教育委員会や教育委員会事務局の活性化に努めるとともに、総合教育会議等を通じて、知事部局や市町教育委員会等と一層の連携を図ります。

2 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進

～学びの場の充実と円滑な接続を目指した施策の推進に向けて～

- (1) 学校、地域、企業、関係機関及び知事部局と連携して家庭における教育力の充実を図るとともに、就学前教育の充実や小中一貫教育に向けた取組の促進など、幼・小・中の円滑な接続に努めます。
- (2) 自他を大切にできる態度や行動力を育む人権教育を推進するとともに、いじめ・不登校等の解消や、基本的な生活習慣と社会におけるモラル、マナーを身に付けさせることができるよう学校の取組を積極的に支援します。
- (3) 教員の授業力向上に向けた取組を推進し、「確かな学力」の育成を図るとともに、社会を支える人づくりに向けて、成年期以降の学びの場を充実させる施策を展開します。
- (4) 障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した指導と支援の充実に努めるとともに、発達障害等への理解と対応のための研修を推進します。

3 社会総がかりで取り組む人づくりの推進

～社会総がかりで子どもたちを育む環境づくりの推進に向けて～

- (1) 学校を拠点にした地域コミュニティの形成を図り、地域の教育力を学校運営等に生かすため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を導入した学校）や学校支援地域本部の導入促進など、地域とともにある学校づくりを推進します。
- (2) NPOや企業等、様々な外部人材を活用したキャリア教育等の充実に取り組むとともに、家庭・地域・学校と行政が連携し、社会全体で教育力の向上に努めます。

4 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

～文化財の保護・活用とスポーツに親しむ環境づくりの推進に向けて～

- (1) 文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するとともに、世界遺産である富士山をはじめとする県内文化財の後世への継承と活用に努めます。
- (2) ラグビーワールドカップ2019や2020年に開催される東京オリンピック等に向けて、県民に感動を与えるトップアスリートを育成するとともに、民間の力を導入するなど、運動部活動の充実に努めます。
- (3) 県民が様々な機会に多様な形でスポーツに関わることができるよう、継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

5 現代の重要課題に対応した教育の推進

～現代社会が抱える様々な課題に対応した教育の推進に向けて～

- (1) よりよい未来に向けて、人口減少問題への対応や多文化共生社会の形成など、現代社会が抱える様々な課題を解決し、持続可能な社会の形成のために行動できる人の育成に取り組みます。
- (2) 児童生徒の情報活用能力を育成するため、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、教育効果を継続的に検証しながら環境整備に努めます。
- (3) 児童生徒自ら安全に行動する力を育成するとともに、学校における危機管理体制の一層の充実に努めるなど、「命を守る教育」を推進します。

1 生涯学習社会の形成 ～一人一人の生涯にわたる学びを支える環境づくりの推進に向けて～

- (1) 子どもと大人の読書活動を推進するとともに、県民一人一人が相互に学び合う生涯学習社会の形成に向けて、学びの機会の充実や指導者の養成に努めます。

生涯学習社会の実現に向けた体制づくり（「静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）」の活用促進／しずおか県民カレッジ連携講座の充実／子どもと大人の読書活動の推進／静岡県子ども読書活動推進計画（第二次中期計画）の推進） →P.5

社会教育関係指導者の養成と活用（社会教育指導者研修の実施等） →P.7

- (2) 県立学校の計画的な整備等を推進するとともに、児童生徒の学びの場を支援する学校教育施設の充実に努めます。

学校教育施設の充実と開かれた学校づくり（県立学校の老朽化対策など教育環境の整備〔新〕／小・中学校統合時の学校運営支援） →P.7

- (3) 教職員の多忙な状況を解消することにより、教職員が子ども一人一人と向き合う時間を確保するとともに、豊かな人間性や広い視野を身に付けた、心身ともに健康な「頼もしい教職員」の養成に努めます。

頼もしい教職員の養成（中堅教員の資質向上のための研修等の実施／校内研修の充実に向けた支援／教科指導の充実に向けた取組の検討等／教職員の使命感や倫理観の涵養に向けた取組の継続／教員採用選考試験の改善等／教職員の海外派遣の推進／教職員人事評価制度の活用／学校運営の改善に向けた取組の推進／教職員の健康管理の充実／メンタルヘルス対策／ライフプラン講習会の開催／クレーム対応の支援／学び続ける教員の支援〔新〕） →P.7

- (4) 教育現場の課題を十分に踏まえ、実効性のある施策が展開できるよう、教育委員会や教育委員会事務局の活性化に努めるとともに、総合教育会議等を通じて、知事部局や市町教育委員会等と一層の連携を図ります。

教育委員会、教育委員会事務局の活性化（知事との意見交換会の実施／事務局教員の計画的な学校配置等） →P.12

2 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進

～学びの場の充実と円滑な接続を目指した施策の推進に向けて～

- (1) 学校、地域、企業、関係機関及び知事部局と連携して家庭における教育力の充実を図るとともに、就学前教育の充実や小中一貫教育に向けた取組の促進など、幼・小・中の円滑な接続に努めます。

家庭における教育力の向上（「家庭の日」の普及啓発／家庭教育ワークシートの活用促進／家庭教育支援員の養成と親が交流して家庭教育を学ぶ活動の普及啓発〔新〕／朝食摂取状況調査の実施） →P.13

幼稚園・保育所における教育・保育の充実と支援（幼稚園・小学校等の教職員の合同研修の実施／幼児教育を支援する研修拠点機能の設置・充実） →P.14

学校種間の連携の充実（小・中学校の教科の系統性を踏まえた指導力の向上／理数教育や職業教育等の充実〔再〕） →P.22

- (2) 自他を大切にできる態度や行動力を育む人権教育を推進するとともに、いじめ・不登校等の解消や、基本的な生活習慣と社会におけるモラル、マナーを身に付けさせることができるよう学校の取組を積極的に支援します。

徳のある人間性の育成（道徳教育の推進／各学校等における人権教育推進体制の充実〔再〕／教職員等の資質向上と指導力強化〔再〕／人権教育のための指導方法等の研究の推進と成果の普及〔再〕／生徒が自らさまりやマナーについて考え行動する取組の推進／地域の自然や特色を生かした活動の推進／保育・介護体験実習、ボランティア活動の推進／高校生のグローバル教育の推進／モンゴル国ドルノゴビ県高校生との相互交流／学校図書館の活用推進／司書教諭や学校司書等を対象とした研修・講座の充実／子どもと大人の読書活動の推進〔再〕） →P.15

健やかで、たくましい心身の育成（不登校・いじめ・非行等の問題行動の未然防止と対応のための支援／スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用／栄養教諭の配置の促進／養護教諭の育成と支援体制の充実／「新体力テスト」や「体力アップコンテスト しずおか」の実施／学校体育（武道）の推進／しずおか型部活動の推進／食育に関する研修の実施／学校給食メニューコンクールの開催） →P.17

- (3) 教員の授業力向上に向けた取組を推進し、「確かな学力」の育成を図るとともに、社会を支える人づくりに向け、成年期以降の学びの場を充実させる施策を展開します。

「確かな学力」の育成（全国学力・学習状況調査結果を踏まえた授業改善の取組／「静岡県の授業づくり指針」の活用／補習等のための支援員派遣〔新〕／理数教育や職業教育等の充実／国際理解教育・外国語教育の充実／ICT活用指導力の向上／理科の観察・実験指導等に関する研究協議会の開催／中堅教員の資質向上のための研修等の実施〔再〕／校内研修の充実に向けた支援〔再〕） →P.19

学習環境や学習内容の充実（「学びの『宝箱』」の活用促進／しずおか県民カレッジ連携講座の充実〔再〕／県立中央図書館の機能や資料の充実〔再〕） →P.24

- (4) 障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した指導と支援の充実に努めるとともに、発達障害等への理解と対応のための研修を推進します。

特別支援教育の充実（多様な障害に応じた特別支援学校における指導の研究／県立学校の老朽化対策など教育環境の整備^新 ^再／発達障害等のある生徒への支援／就労促進専門員の配置等、特別支援学校の生徒の職業自立に向けた支援^新／視覚障害乳幼児の発達支援） →P.21

3 社会総がかりで取り組む人づくりの推進 ～社会総がかりで子どもたちを育む環境づくりの推進に向けて～

- (1) 学校を拠点にした地域コミュニティの形成を図り、地域の教育力を学校運営等に生かすため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を導入した学校）や学校支援地域本部の導入促進など、地域とともにある学校づくりを推進します。

学校と家庭・地域との連携・協働の充実（学校運営協議会制度の導入に向けた取組への支援拡充／学校運営協議会導入後の取組への支援^新／しずおか型コミュニティ・スクール推進協議会の開催^新／地域における通学合宿の推進／学校支援地域本部設置の推進／放課後子ども教室の設置の推進） →P.25

- (2) NPOや企業等、様々な外部人材を活用したキャリア教育等の充実に取り組むとともに、家庭・地域・学校と行政が連携し、社会全体で教育力の向上に努めます。

学校とNPO等との連携・協働の充実（地域の自然や特色を生かした活動の推進^再／キャリア教育の充実に向けた支援^再／「静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）」の活用促進^再） →P.26

家庭・地域とNPO等との連携・協働の充実（地域の家庭教育支援の充実） →P.26

家庭・地域と行政との連携・協働の充実（学校支援地域本部設置の推進^再／官民が連携した家庭教育支援^新） →P.26

4 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

～文化財の保護・活用とスポーツに親しむ環境づくりの推進に向けて～

- (1) 文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するとともに、世界遺産である富士山をはじめとする県内文化財の後世への継承と活用に努めます。

文化財の保存・活用と未来への継承（文化財の調査／文化財の保存・修理や埋蔵文化財調査等への助成／文化財等救済の体制整備／文化財クローズアップの実施／埋蔵文化財の公開の充実・出土文化財の適正な管理／発掘体験講座等の開催／東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査支援） →P.27

富士山の後世への継承（富士山周辺の文化財調査） →P.28

- (2) ラグビーワールドカップ2019や2020年に開催される東京オリンピック等に向けて、県民に感動を与えるトップアスリートを育成するとともに、民間の力を導入するなど、運動部活動の充実にも努めます。

ライフステージに応じたスポーツの推進と競技力の向上（生涯スポーツの推進／競技力向上対策の推進／2020年東京オリンピックに向けた選手育成・強化／全国高校総体開催に向けた準備^新） →P.29

- (3) 県民が様々な機会に多様な形でスポーツに関わることができるよう、継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

スポーツを支える環境づくり（生涯スポーツの推進^再／スポーツ施設の管理運営／青少年のスポーツ交流の推進） →P.30

5 現代の重要課題に対応した教育の推進 ～現代社会が抱える様々な課題に対応した教育の推進に向けて～

- (1) よりよい未来に向けて、人口減少問題への対応や多文化共生社会の形成など、現代社会が抱える様々な課題を解決し、持続可能な社会の形成のために行動できる人の育成に取り組みます。

持続可能な社会を目指す環境教育・環境学習の推進（各学校における農業体験活動等の推進） →P.31

異文化理解・交流の推進（モンゴル国ドルノゴビ県高校生との相互交流^再／国際理解教育・外国語教育の充実^再／高校生のグローバル教育の推進^再／日中青年リーダーの交流推進^再） →P.32

- (2) 児童生徒の情報活用能力を育成するため、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、教育効果を継続的に検証しながら環境整備に努めます。

ICT環境の整備（ICT教育推進のための情報教育機器の整備／情報ネットワークシステムの運用／教材等データベース化の推進／学校、家庭、地域の連携のための教育・学習システムの構築／ICT活用指導力の向上^再） →P.31

情報教育の推進（情報教育に関する研修・情報モラルに関する研修等の実施／「静岡県のケータイ・スマホルール」の普及） →P.32

- (3) 児童生徒自ら安全に行動する力を育成するとともに、学校における危機管理体制の一層の充実にも努めるなど、「命を守る教育」を推進します。

安全管理体制と安全教育の充実（学校の危機管理体制の充実／県立学校の老朽化対策など教育環境の整備^新 ^再／県立学校の外壁等落下防止／県立学校等の大規模な吊り天井の落下防止／緊急地震速報受信システムのモデル的整備／防災教育の推進／学校における系統的・横断的な安全教育の推進／不登校・いじめ・非行等の問題行動の未然防止と対応のための支援^再／防犯教育の推進／防災キャンプの推進） →P.34

地域と連携した防災教育の推進（防災教育の推進^再／防災キャンプの推進^再／学校の防災計画書の充実） →P.35

交通安全意識の向上（交通安全教育の推進） →P.36

2 平成 28 年度 教育行政の基本方針

静岡県教育委員会は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「『有徳の人』の育成」を基本目標とした、静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」第2期計画に基づき、学校、家庭、地域等、社会総がかりでの施策展開に努めています。

本年度は、計画の進捗状況を踏まえ、生涯学習社会の実現に向け、関係諸機関との連携を図りながら、以下の方針により施策を展開します。

1 生涯学習社会の形成

～一人一人の生涯にわたる学びを支える環境づくりの推進に向けて～

- (1) 子どもと大人の読書活動を推進するとともに、生涯学習社会の形成に向けて、学びの機会の充実や指導者の養成に努めます。
- (2) 県立学校の計画的な整備等を推進し、学校教育施設の充実に努めるとともに、多様で魅力ある学習の場の提供など、教育環境の改善に向けた取組を推進します。
- (3) 豊かな人間性や社会性等を身に付けた心身ともに健康な「頼もしい教職員」の養成を図り、不祥事の根絶に努めるとともに、共生社会を支える人権文化の推進に向けた人権尊重の教育・啓発に取り組みます。
- (4) 新しい時代を展望した教育行政の推進に向け、知事部局や市町教育委員会等と一層の連携を図るとともに、実効性のある施策が展開できるよう努めます。

2 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進

～学びの場の充実と円滑な接続を目指した施策の推進に向けて～

- (1) 家庭のニーズや親の状況に応じた支援による家庭の教育力向上を図るとともに、関係機関との連携等による就学前からの円滑な接続に向けた幼児期の教育の充実に努めます。
- (2) 児童生徒の自他を大切にできる態度や行動力を育むとともに、いじめや不登校等の解消、心や家庭の問題を抱える児童生徒への対応のため、教育相談体制の充実や教職員の対応能力の向上に努めます。
- (3) 「確かな学力」の育成に向け、静岡式35人学級編制の更なる充実や障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するなど、教育の各ステージで指導と支援の充実に努めます。
- (4) 学校・地域・企業等が連携し、キャリア教育や高大連携などを推進することにより、国際感覚豊かなグローバル人材や将来の地域の産業を担う専門的・実践的職業人材の育成等の取組を推進します。

3 社会総がかりで取り組む人づくりの推進

～社会総がかりで子どもたちを育む環境づくりの推進に向けて～

- (1) コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入など、学校や地域の実情に応じた「地域とともにある学校づくり」の取組を推進するとともに、市町教育委員会等と連携し、地域ぐるみで子どもを育てる取組が継続的・安定的に行われるよう努めます。
- (2) 静岡型人材バンク構築の検討や「ふじのくにグローバル人材育成基金」の活用など、学校、家庭、地域、企業等との連携・協働による社会全体の教育力の向上に向けた取組を推進します。

4 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

～文化財の保護・活用とスポーツに親しむ環境づくりの推進に向けて～

- (1) 郷土の歴史や文化に対する誇りや愛着を育むため、県内文化財の保護に取り組むとともに、文化財等を活用した地域に関する教育を推進します。
- (2) 東京オリンピック・パラリンピックの開催等に向け、関係団体との連携を図りながら選手の育成・強化に取り組むとともに、部活動を支援する地域スポーツクラブの創設に向けた取組の推進など、外部指導者等の活用による運動部活動の支援に努めます。

5 現代の重要課題に対応した教育の推進

～現代社会が抱える様々な課題に対応した教育の推進に向けて～

- (1) 児童生徒の情報活用能力の育成に向け、教員のICT活用指導力を一層向上させる取組を推進するとともに、日常的にICTを活用した教育を推進するための環境整備に努めます。
- (2) 児童生徒が災害・犯罪・交通事故に対し、自ら危険を予測し回避する力の育成に向け、教育活動全体で「命を守る教育」を推進します。
- (3) 静岡型地方創生に向け、学校や家庭、職場や地域が連携して、ライフステージに応じた「学びの場」を提供し、各分野で活躍する多様な人材が育つ環境づくりに努めます。

1 生涯学習社会の形成 ～一人一人の生涯にわたる学びを支える環境づくりの推進に向けて～

- (1) 子どもと大人の読書活動を推進するとともに、生涯学習社会の形成に向けて、学びの機会の充実や指導者の養成に努めます。

生涯学習社会の実現に向けた体制づくり（「静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）」の活用促進/しずおか県民力レッジ連携講座の充実/子どもと大人の読書活動の推進/静岡県子ども読書活動推進計画（第二次中期計画）の推進） →P.6
社会教育関係指導者の養成と活用（社会教育指導者研修の実施等） →P.8

- (2) 県立学校の計画的な整備等を推進し、学校教育施設の充実に努めるとともに、多様で魅力ある学習の場の提供など、教育環境の改善に向けた取組を推進します。

学校教育施設の充実と開かれた学校づくり（県立学校の老朽化対策など教育環境の整備/小・中学校統合時の学校運営支援） →P.8

- (3) 豊かな人間性や社会性等を身に付けた心身ともに健康な「頼もしい教職員」の養成を図り、不祥事の根絶に努めるとともに、共生社会を支える人権文化の推進に向けた人権尊重の教育・啓発に取り組みます。

頼もしい教職員の養成（中堅教員の資質向上のための研修等の実施/校内研修の充実に向けた支援/教科指導の充実に向けた取組の検討等/教職員の使命感や倫理観の涵養に向けた取組の継続/教員採用選考試験の改善等/教職員の海外派遣の推進/教職員人事評価制度の活用/学校運営の改善に向けた取組の推進/教職員の健康管理の充実/メンタルヘルス対策/ライフプラン講習会の開催/教職員の心のサポート[新]/クレーム対応の支援/学び続ける教員の支援） →P.8
自他の人権を大切にできる態度や行動力の育成（各学校等における人権教育推進体制の充実/教職員等の資質向上と指導力強化/人権教育のための指導方法等の研究の推進と成果の普及） →P.12

- (4) 新しい時代を展望した教育行政の推進に向け、知事部局や市町教育委員会等と一層の連携を図るとともに、実効性のある施策が展開できるよう努めます。

教育委員会、教育委員会事務局の活性化（知事との意見交換会の実施/事務局教員の計画的な学校配置等） →P.13
教育委員会事務局の広報・広聴事業の充実（広報活動の充実/広聴活動の充実/県の教育施策に関する意識アンケートの実施/市町教育委員会との連携強化） →P.14

2 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進

～学びの場の充実と円滑な接続を目指した施策の推進に向けて～

- (1) 家庭のニーズや親の状況に応じた支援による家庭の教育力向上を図るとともに、関係機関との連携等による就学前からの円滑な接続に向けた幼児期の教育の充実に努めます。

家庭における教育力の向上（「家庭の日」の普及啓発/家庭教育支援員の養成と親が交流して家庭教育を学ぶ活動の普及啓発/家庭教育ワークシートの活用促進/朝食摂取状況調査の実施） →P.15
幼稚園・保育所における教育・保育の充実と支援（幼稚園・小学校等の教職員の合同研修の実施/幼児教育を支援する研修拠点の設置・充実） →P.16

- (2) 児童生徒の自他を大切にできる態度や行動力を育むとともに、いじめや不登校等の解消、心や家庭の問題を抱える児童生徒への対応のため、教育相談体制の充実や教職員の対応能力の向上に努めます。

徳のある人間性の育成（道徳教育の推進/各学校等における人権教育推進体制の充実[再]/教職員等の資質向上と指導力強化[再]/人権教育のための指導方法等の研究の推進と成果の普及[再]/主権者教育の充実[新]/生徒が自らきまりやマナーについて考え行動する取組の推進/地域の自然や特色を生かした活動の推進/保育・介護体験実習、ボランティア活動の推進/高校生のグローバル教育の推進/「ふじのくにグローバル人材育成基金」の活用[新]/モンゴル国高校生との相互交流/学校図書館の活用推進/司書教諭や学校司書等を対象とした研修・講座の充実/子どもと大人の読書活動の推進[再]) →P.17
健やかで、たくましい心身の育成（不登校・いじめ・非行等の問題行動の未然防止と対応のための支援/スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用/栄養教諭の配置の促進/養護教諭の育成と支援体制の充実/「新体力テスト」や「体力アップコンテスト しずおか」の実施/学校体育（武道）の推進/しずおか型部活動の推進/食育に関する研修の実施/学校給食メニューコンクールの開催） →P.19
青少年の健全育成に向けた環境整備（青少年を取り巻く社会環境の整備/困難を有する子ども・若者の支援体制の整備/青少年指導者の養成及び認定/青少年活動実施団体への支援/日中青年リーダーの交流推進） →P.25

- (3) 「確かな学力」の育成に向け、静岡式35人学級編制の更なる充実や障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するなど、教育の各ステージで指導と支援の充実に努めます。

「確かな学力」の育成（全国学力・学習状況調査結果を踏まえた授業改善の取組／教師用指導資料等の活用／補習等のための支援員派遣／理数教育や職業教育等の充実／国際理解教育・外国語教育の充実／ICT活用指導力の向上／理科の観察・実験等の指導力向上／中堅教員の資質向上のための研修等の実施^再／校内研修の充実に向けた支援^再） →P.22

魅力ある学校づくり（静岡式35人学級編制の充実／県立学校の老朽化対策など教育環境の整備^再） →P.24

特別支援教育の充実（多様な障害に応じた特別支援学校における指導の研究／県立学校の老朽化対策など教育環境の整備^再／発達障害等のある生徒への支援／就労促進専門員の配置等、特別支援学校の生徒の職業自立に向けた支援／視覚障害乳幼児の発達支援） →P.24

学校種間の連携の充実（小・中学校の教科の系統性を踏まえた指導力の向上／理科教育や職業教育等の充実^再） →P.25

学習環境や学習内容の充実（学びの「宝箱」の活用促進／しずおか県民カレッジ連携講座の充実^再／県立中央図書館の機能や資料の充実^再） →P.27

- (4) 学校・地域・企業等が連携し、キャリア教育や高大連携などを推進することにより、国際感覚豊かなグローバル人材や将来の地域の産業を担う専門的・実践的職業人材の育成等の取組を推進します。

キャリア教育の推進（キャリア教育の充実に向けた支援／就職指導・支援に向けた環境整備／高校教育への民間活力の導入促進／日本の次世代リーダー育成研修の実施） →P.23

3 社会総がかりで取り組む人づくりの推進 ～社会総がかりで子どもたちを育む環境づくりの推進に向けて～

- (1) コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入など、学校や地域の実情に応じた「地域とともにある学校づくり」の取組を推進するとともに、市町教育委員会等と連携し、地域ぐるみで子どもを育てる取組が継続的・安定的に行われるよう努めます。

学校と家庭・地域との連携・協働の充実（学校運営協議会制度の導入に向けた取組への支援拡充／学校運営協議会導入後の取組への支援／しずおか型コミュニティ・スクール推進協議会の開催／地域における通学合宿の推進／学校支援地域本部設置の推進／放課後子ども教室の設置の推進） →P.28

家庭・地域と行政との連携・協働の充実（学校支援地域本部設置の推進^再／官民が連携した家庭教育支援／スポーツ人材バンクの構築^新 ^再） →P.30

- (2) 静岡型人材バンク構築の検討や「ふじのくにグローバル人材育成基金」の活用など、学校、家庭、地域、企業等との連携・協働による社会全体で教育力の向上に向けた取組を推進します。

学校とNPO等との連携・協働の充実（地域の自然や特色を生かした活動の推進^再／キャリア教育の充実に向けた支援^再／「静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）」の活用促進^再／「ふじのくにグローバル人材育成基金」の活用^新 ^再） →P.29

家庭・地域とNPO等との連携・協働の充実（地域の家庭教育支援の充実／スポーツ人材バンクの構築^新） →P.30

4 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

～文化財の保護・活用とスポーツに親しむ環境づくりの推進に向けて～

- (1) 郷土の歴史や文化に対する誇りや愛着を育むため、県内文化財の保護に取り組むとともに、文化財等を活用した地域に関する教育を推進します。

文化財の保存・活用と未来への継承（文化財の調査／文化財の保存・修理や埋蔵文化財調査等への助成／文化財等救済の体制整備／文化財クローズアップの実施／埋蔵文化財の公開の充実・出土文化財の適正な管理／発掘体験講座等の開催／東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査支援／文化財等を活用した地域に関する教育の推進^新） →P.31

- (2) 東京オリンピック・パラリンピックに開催等に向け、関係団体との連携を図りながら選手の育成・強化に取り組むとともに、部活動を支援する地域スポーツクラブの創設に向けた取組の推進など、外部指導者等の活用による運動部活動の支援に努めます。

ライフステージに応じたスポーツの推進と競技力の向上（全国高校総体開催に向けた準備／地域の人材活用によるスポーツ活動の支援^新） →P.33

5 現代の重要課題に対応した教育の推進 ～現代社会が抱える様々な課題に対応した教育の推進に向けて～

- (1) 児童生徒の情報活用能力の育成に向け、教員のICT活用指導力を一層向上させる取組を推進するとともに、日常的にICTを活用した教育を推進するための環境整備に努めます。

ICT環境の整備（ICT教育推進のための情報教育機器の整備／情報ネットワークシステムの運用／教材等データベース化の推進／学校、家庭、地域の連携のための教育・学習システムの構築／ICT活用指導力の向上^再） →P.34
情報教育の推進（情報教育に関する研修・情報モラルに関する研修等の実施／「ケータイ・スマホルール」の普及） →P.35

- (2) 児童生徒が災害・犯罪・交通事故に対し、自ら危険を予測し回避する力の育成に向け、教育活動全体で「命を守る教育」を推進します。

安全管理体制と安全教育の充実（学校の危機管理体制の充実／青少年教育施設の安全・安心な管理・運営^再／県立学校の老朽化対策など教育環境の整備^再／県立学校の外壁等落下防止／緊急地震速報受信システムのモデル的整備／防災教育の推進／学校における系統的・横断的な安全教育の推進／不登校・いじめ・非行等の問題行動の未然防止と対応のための支援^再／防犯教育の推進／防災キャンプの推進） →P.37
地域と連携した防災教育の推進（防災教育の推進^再／防災キャンプの推進^再／学校の防災計画書の充実） →P.38
交通安全意識の向上（交通安全教育の推進） →P.39

- (3) 静岡型地方創生に向け、学校や家庭、職場や地域が連携して、ライフステージに応じた「学びの場」を提供し、各分野で活躍する多様な人材が育つ環境づくりに努めます。

様々な活動を通じた新たなコミュニティづくりの推進（地域における通学合宿の推進^再／学校支援地域本部設置の推進^再／家庭教育支援員の養成と親が交流して家庭教育を学ぶ活動の普及啓発^再） →P.39

II 平成27年度・28年度の教育委員会事務の主要な取組の評価

※ 各取組の後にある【 】内の記号は、静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」第2期計画の取組の記号に対応します。

第1章 生涯学習社会の形成

1 生涯学習推進体制の充実と教育施設の整備

(1) 生涯学習社会の実現に向けた体制づくり

(ア) 「静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）」の活用促進【第1章1-(1)-ウ】

＜社会教育課・総合教育センター＞

取組の内容 生涯学習に関する情報を、子ども向け（「ゆうゆうnet」）から大人向け（「県民カレッジ」）まで広く県民に提供するため、インターネットサイト「静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）」により発信します。

また、「ゆうゆうnet」では、学校外の様々な講座に参加した児童生徒にポイントを付与（ゆうゆうポイントラリー）し、認定証を発行します。

「県民カレッジ」では、所定の単位数を習得した修了者に学習実績に応じた称号を付与します。

取組の評価 県民に「静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）」への移行を周知するとともに、委託業者の変更により、新たに学習情報入力を依頼することとなったため、関係機関等への情報提供の依頼に努めた。平成27年度、情報提供団体数は731件、学習情報登録件数は607件、ユーザーのセッション数は27,693件である。

また、授業外ポイント制度「ゆうゆうポイントラリー」による認定証の申請件数は21件である。「県民カレッジ」については、(イ)に記載する。

今後の取組 今後も、関係機関等への情報提供を依頼し、情報数の充実を図るとともに、各種イベントへの参加、各団体への取材活動、フェイスブックを利用した活動情報の発信等により、関係機関等の活動を支援する。

また、県民に「静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）」を広報し、利用促進を図るとともに、「まなぼっと」内で展開する「ゆうゆうポイントラリー」「県民カレッジ」によって、県民の学習への意欲を高め、生涯学習の推進に努める。

(イ) しずおか県民カレッジ連携講座の充実【第1章1-(1)-ウ】＜社会教育課・総合教育センター＞

取組の内容 県民の主体的な学習活動を支援するとともに、学習成果を生かした社会活動への参加促進を図るため、市町、大学、高等学校、各種学校、民間教育事業者等と連携して、多様化・高度化した成人学習に対応した広域的・体系的な学習機会の情報を「静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）」により提供します。

取組の評価 平成26年10月に生涯学習情報の提供システムを「静岡県生涯学習情報発信システム（ま

なぼっと)」「まなぼっと」に移行した。平成27年度は県内の行政機関、企業、NPO、大学、社会教育施設等59機関、5,410件の講座を、しずおか県民カレッジ連携講座として情報提供した。

また、学習成績に応じた称号の申請については、全体で34件あった。講座数については昨年度より329件の増加となったが、情報提供機関数は73件減少しており、移行を周知するとともに新たな情報提供機関の開拓を図る必要がある。

今後の取組 「静岡県生涯学習情報発信システム(まなぼっと)」による情報提供とともに、各種イベント、各団体への取材活動、フェイスブックを利用した活動情報の発信等により、情報量の拡大を図っていく。また、関係機関や団体に対し、県民カレッジ連携講座として連携するよう働き掛け、講座の充実を図るとともに、新規の連携機関の開拓を進める。関係機関や団体に公開講座の開催状況を確認し、県民カレッジ連携講座として協力関係を構築する。

(ウ) **子どもと大人の読書活動の推進【第1章1-(1)-エ】** <社会教育課・県立中央図書館>

取組の内容 子どもの読書習慣の定着のため、乳児、幼児、小学生、中学生を対象とした読書ガイドブック「本とともにだち」を配布するとともに、「静岡県高等学校ビブリオバトル」を開催し、高校生の読書活動を推進します。また、地域で読書活動を推進する「静岡県子ども読書アドバイザー」を計画的に養成し、学校や図書館等での活用を推進して、読書活動の定着に取り組みます。

さらに、大人の読書意欲を高め、生涯を通じて読書に親しむ習慣を確立するため、読書推進講演会「ふじのくにブックレクチャー」等を開催します。

取組の評価 読書ガイドブック「本とともにだち」(赤ちゃん版・小学生版・中学生版)に加え、新たに、「本とともにだち」(幼児版)の作成・配布や、「静岡県高等学校ビブリオバトル」の開催、大人を対象とした「ふじのくにブックレクチャー」等を実施し、乳幼児から大人まで間断なく読書に親しむ機会を提供した。しかし、「本を読むことが好きだ」と答える児童生徒の割合は横ばい傾向にあり、引き続き、読書活動への意欲を高めていく取組が必要である。

また、「子ども読書アドバイザー」を養成し、学校や図書館での活躍の場を設定するよう市町に促すことで、学校や地域における読書活動の推進が図られた。

今後の取組 研修会等を通して、読書ガイドブックの一層の活用を働き掛け、乳幼児から中学生までの読書活動を間断なく支援するとともに、高校生には、「静岡県高等学校ビブリオバトル」を継続して開催し、読書活動の一層の推進を図る。また、家庭における読書活動の充実を図るため、「親子読書啓発リーフレット」を改訂し配布する。

(エ) **静岡県子ども読書活動推進計画(第二次中期計画)の推進【第1章1-(1)-エ】** <社会教育課>

取組の内容 子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるようにするため、成長過程に応じた施策とともに、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を推進し、「読書県しずおか」の構築を図ります。

取組の評価 各市町の担当者による連絡会や司書教諭等を対象とした研修会、県子ども読書アドバイザー

養成講座において計画への理解を図ったことにより、社会全体で読書活動の推進に取り組む体制を構築することができた。また、「学校図書館チェックシート」の配布により、学校図書館の機能強化及び読書活動の質の向上を図ることができた。

今後の取組 各種研修会を通じて、引き続き、計画を周知するとともに、「親子読書」の普及啓発と「学校における読書の質の向上」推進を図り、家庭と学校における読書活動の一層の充実に取り組む。また、第二次中期計画の評価を踏まえ、「静岡県子ども読書活動推進計画（第二次中期計画）」の改訂作業を進め、次期計画を策定する。

(2) 社会教育関係施設の整備

(ア) **県立中央図書館の機能や資料の充実**【第1章1-(2)-ア】 <社会教育課・県立中央図書館>

取組の内容 図書館に対する県民の様々なニーズに対応するため、県立中央図書館の図書資料の充実や県民の学習・研究・調査を支援するレファレンスの充実等を図るとともに、「静岡県横断検索システム（おうだんくん）」による県内図書館の蔵書情報の提供、インターネット予約による市町立図書館受取サービス、デジタルアーカイブなど県域サービスの充実に取り組みます。また、子どもと大人の読書活動を推進するため、講演の実施等により啓発に努めます。

取組の評価 平成27年度、県立中央図書館は利用者数が約5%、個人貸出数が約2%減少した。施設の狭隘化や老朽化が進み、時代の流れや県民のニーズに対応できていない。一方「静岡県横断検索システム」利用館を101館、「インターネット予約による市町立図書館等受取サービス」利用館を11館と増やしたり、平成28年3月からデジタルライブラリーを「ふじのくにアーカイブ」として市町図書館の貴重書データを公開したりする等、直接来館できなくても受けられるサービスを充実させ、県内図書館の中核的機能を担う生涯学習施設としての機能を強化させた。

今後の取組 研修の充実等により図書館職員としての力量を向上させて、サービス向上や資料充実を図り、レファレンスの充実を努める。「ふじのくにアーカイブ」については、平成28年度の状況を踏まえ、参加館（登録データ）数の一層の拡充を図る。また、施設面においては、懸案となっている狭隘化や老朽化の問題解消に向けた検討を進める。

(イ) **青少年教育施設の安全・安心な管理・運営**【第1章1-(2)-イ】 <社会教育課>

取組の内容 青少年の自然体験活動を安全に実施するため、野外活動に関する各種マニュアルの定期的な見直しを行うとともに、消防署等との合同救助訓練や、緊急時対応訓練を実施します。また、「青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイド」を全ての利用団体に配布し、団体指導者へ内容を説明することにより、利用者の安全意識の向上と安全対策の徹底を図ります。

取組の評価 各青少年教育施設において計画的に緊急時対応訓練を実施したことに加え、訓練の反省を踏まえた各種マニュアルの見直しを図った。

施設を利用する指導者のための「利用者ガイド」は、利用したすべての団体から「役に立った」との回答があり、各団体の安全な活動運営に貢献した。

今後の取組 各施設で実施する緊急時対応訓練等に他施設職員も参加し、共同で研修できるようにするとともに、実施後の課題等の情報を、各施設間で共有し、幅広い視点で安全管理体制を整える。

また、県立青少年教育施設を利用するすべての団体へ、事前打合せ等の場で青少年教育施設職員から概要説明とともに「利用者ガイド」を配布する体制を整え、安全に活動するための具体的な方法等について周知徹底を図る。

(3) 学校教育施設の充実と開かれた学校づくり

(ア) **小・中学校統合時の学校運営支援** 【第1章1-(3)-ア】 <義務教育課>

取組の内容 小・中学校の統合時の学校運営を支援するため、教職員の定数処置措置を行います。

取組の評価 統合に伴う教職員の定数処置措置は、統合前年度から統合後2年目までの3年間について措置される。

平成27年度は、平成26年度統合校4校、平成27年度統合校2校の計6校に、平成28年度は、平成27年度統合校2校、平成29年度統合予定校4校の計6校に措置を行った。

今後の取組 平成29年度以降も、市町立学校の統廃合に伴い学校運営を支援するため、教職員の定数処置措置を行っていく。

(イ) **県立学校の老朽化対策など教育環境の整備** 【第1章1-(3)-ア】

<財務課・高校教育課・特別支援教育課>

取組の内容 安全・安心な教育環境の充実を図るため、県立学校施設の整備や維持補修を行うほか、老朽化した県立高校校舎の長寿命化改修等を実施するための改修工事等を進めます。

特別支援学校の老朽化に対応した施設整備として、西部特別支援学校は、平成29年度移転完了に向け、建設工事等を進めます。また、東部特別支援学校は、平成30年度移転完了を目標に実施設計、用地取得等を進めます。

さらに、「静岡県立特別支援学校施設整備計画」の中間見直しを行い、整備を検討します。

今後の県立高等学校のあり方については、生徒数の動向や地域の実情等を踏まえた新たな計画を検討します。

取組の評価 平成27年度で「静岡県立高等学校第二次長期計画」が終了したことを受け、今後の10年間程度を見通した「同第三次長期計画」を検討するため、学識経験者、学校関係者、民間機関、県民等を委員とする検討委員会を設置した（平成28年5月）。老朽校舎対策として、裾野高等学校等6校11棟の改修に向けた設計、改修工事に着手するとともに、建築後40年を経過した51校211棟の校舎の構造耐久性調査を実施したことにより、老朽校舎の改修等を計画的に推進した。

特別支援学校の狭隘化、老朽化に対応した施設整備として、「静岡県立特別支援学校施設整備計画」に基づき、平成29年度移転予定の西部特別支援学校の設計、建築工事に着手、東部特別支援学校については、平成30年度の移転を目標に設計、造成工事に着手する等、施設狭隘化の解消や通学負担の軽減等に向けた整備を計画的に進めた。

今後の取組 平成27年度に「静岡県立特別支援学校施設整備計画」について中間検討を行った結果、児童生徒の増加等当初の想定以上に状況の変化が大きいことから、平成28年度中に抜本的な見直しを行い、新計画を策定する。現在着手している裾野高等学校等、6校11棟の老朽校舎の改修内容、構造耐久性調査の結果を精査するとともに、現状施設の実態把握と総量の適正化、第三次高等学校長期計画、特別支援学校の整備計画等と併せ、長寿命化手法（改修、建替、集約、小規模改修の手法の整理）について検討し、平成27年2月に策定された県の公共施設等総合管理計画に位置づけられる個別施設計画の策定を検討していく。平成29年度にかけて、2ヶ月に1回のペースで延べ8回程度の検討委員会を開催し、生徒数の動向、社会の変化及び地域の実情、中学生のニーズ等を考慮した今後の県立高等学校のあり方に関する「最終報告」をまとめる。

2 生涯学習社会を支える指導者の養成

(1) 社会教育関係指導者の養成と活用

(ア) 社会教育指導者研修の実施等【第1章2-(1)-ア】

＜社会教育課＞

取組の内容 市町の社会教育行政担当者及び社会教育委員など、多方面で活動する関係者の資質と指導力の向上を図るため、社会教育に関する基礎的知識から計画立案等の実践的な内容まで盛り込んだ研修を実施します。また、幅広い社会教育関係者の参加を促進するため、研修内容の充実や積極的な広報に努めます。

取組の評価 市町の社会教育主事及び社会教育行政担当者、社会教育委員等に年5回の研修を実施した。広報を工夫したことにより、幅広い分野から参加を得ることができた。対象や目的を明確にし、基礎から専門的・実践的内容まで幅広い研修内容をそろえたため、研修参加者の満足度は高かった。

今後の取組 市町の社会教育行政担当者及び社会教育委員等、多方面で活躍する関係者の資質と指導力の向上を図るため、市町社会教育課や社会教育関係団体との連携を密にし、市町のニーズの把握、研修内容の充実や積極的な広報に努める。

(2) 頼もしい教職員の養成

(ア) 教科指導の充実に向けた取組の検討等【第1章2-(2)-ア】

＜義務教育課・高校教育課・特別支援教育課＞

取組の内容 小・中学校においては、教科指導の充実を図るため、教育課程分析会議において、学習指導要領に基づく教育課程の実施等を分析し、授業改善のための方策を検討します。分析結果や授業改善のための方策については、教育課程編成・実施研修協議会において周知します。また、教科等指導リーダー研修において、次期学習指導要領を見据えた授業力向上のための研修を実施します。

高等学校においては、学習指導要領に基づく教育課程の実施及び各教科等の具体的な指導実践例等を教育課程研究委員会において研究・協議し、その成果等を教育課程研究集会等におい

て周知します。

特別支援学校においては、教員の教科指導力を含めた総合的な授業力向上のため、指導訪問の際に教科指導、生徒指導、進路指導などを包括した複合的な視点から授業改善に係る助言・指導を行います。

取組の評価 小・中学校においては、教育課程分析会の内容を教育課程編成実施・研修協議会の中で伝達することを通して、PDCAサイクルを回すこと、地域人材を活用すること、指導計画における縦横の接続等について、周知を図り、教科指導の充実につなげてきた。また、教科等指導リーダー研修会、研修主任研修会等で、次期学習指導要領を見据えた授業改善について研修を行った。

高等学校においては、教育課程研究委員会を18部会67人で組織し、教育課程研究集会を平成27年度に6部会、平成28年度に14部会実施することで、各教科等の具体的な指導実績等を周知した。研究集会総領部会の事後アンケートでは、99.2%が満足したと回答した。

特別支援学校においては、教育課程編成が学習指導要領に沿ったものであるかを点検し、教務主任連絡協議会で根拠等説明を加え、指導助言した。また、学校指導訪問の際、授業参観や各教科の年間指導計画、個別の指導計画等を通して各校の教科指導力の把握、助言を実施した。教育課程については適切なものに改善し、授業づくりや指導内容・方法についての力も向上してきた。障害種ごとの課題の確認や、次期学習指導要領に向けての準備をしていく必要がある。

今後の取組 小・中学校においては、学習指導要領の改訂を踏まえ、教科指導の充実を図るため、教育課程分析会議において、学習指導要領に基づく教育課程の実施等を分析し、授業改善のための方策を検討する。また、分析結果や方策を教育課程編成・実施研修協議会において周知する。さらに同協議会では、分散会を実施し、「魅力ある授業づくり」を柱として各校の教育課程編成の工夫について情報交換し、次年度の編成に生かす。加えて学力向上プロジェクト事業では、学力学習状況調査の結果を活用し、県教育委員会・各教育事務所・総合教育センター・市町教育委員会と連携して、情報の共有や授業改善・学校改善にかかる対策について協議していく。

高等学校においては、学習指導要領に基づく教育課程の実施及び各教科等の具体的な指導実践例等を、教育課程研究委員会において研究・協議し、その成果等を教育課程研究集会等において周知する。また、研究内容に次期学習指導要領の内容を加えることで、実施に向けた準備とする。

特別支援学校においては、教務主任連絡協議会や学校指導訪問等を通して、引き続き、教員の教科指導力を含めた総合的な授業力向上のため、教科指導、生徒指導、進路指導等を包括した複合的な視点から授業改善に係る助言・指導を行う。総合教育センターの特別支援班と学校訪問の報告会を開き、障害種ごとの課題について検討していく。また、学習指導要領改訂に向けての情報提供や研究については、特別支援班と連携を図り、学校に還元できるものにしていく。

(イ) 中堅教員の資質向上のための研修等の実施【第1章2-(2)-ア】

＜義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター＞

取組の内容 小・中学校において、教科等の指導に関して中堅教員としての資質向上を図るため、指導力のある教員を教科等指導リーダーに任命し、公開授業や研究授業等を通して若手教員への支援を行います。また、指導力のある中堅教員を各種研修へ継続して推薦及び派遣していきます。

さらに、中堅教員の学校組織における役割認識を高め、若手教員の育成促進や学校組織の活性化に資するため、次世代の学校マネジメントの主体となる40代半ばの中堅小・中学校教員を対象とした新たな推薦研修「キャリアアップ研修」を実施します。

また、高等学校・特別支援学校では、新たに学年主任となり学年運営に携わる教員を対象に「県立学校新任学年主任連絡会」を実施します。

全ての学校種において、広い視野と高い専門性を備えた教員を養成するため、指導力のある中堅教員を各種研修へ継続して推薦及び派遣していきます。

取組の評価 小・中学校では、教科等指導リーダーを任命し、年2回程度の「教科等指導リーダー研修会」を開催したほか、若手教員に対する指導助言、授業公開等の実践研修を年2回程度実施した。教科等指導リーダーの約96%が、「教科等の指導に関する力量が向上した」と回答している。ただし、教科等指導リーダーの所属する学校の負担軽減を図る必要がある。

高等学校・特別支援学校では、平成28年度から県立学校新任学年主任連絡会を実施した。全体会の事後アンケートでは、「各校との協議を通して学年主任として学校運営に参画する意識を高めることができたか」の問いに、高等学校は86%、特別支援学校は92%が「そう思う」と回答をした。

総合教育センターでは、次世代の学校マネジメントの主体となる年度末年齢46歳・45歳の中堅職員を対象として、人材育成マネジメント力を高めるとともに、組織や自己の役割を明確に意識するための研修プログラムとして実施した。講義・演習・グループワークは、内容満足度においていずれも90%以上の肯定的意見を得た。

今後の取組 小・中学校においては、平成29年度は引き続き、教科等指導リーダーの資質向上を図るための研修会を開催するほか、若手教員等へ指導を行う実践研修を実施する。平成30年度からは、所属校への負担軽減を図るため、県主催の教科等指導リーダーの研修会は廃止し、現在行われている研修主任研修会に一本化し、内容の充実を図る。なお、教科等指導リーダーについては、各市町で地区の実情に合わせた研修を実施していく。

高等学校・特別支援学校においては、校長協会との連携のもと、新任学年主任連絡会を年度当初に全体会、2学期以降に地区別会等により実施することで、中堅教員のスキルアップとともに、ミドルリーダーとしての役割意識を高める。また、学校間でミドルリーダーが相談し合える環境を整える。

総合教育センターのキャリアアップ研修においては、来年度についても、中堅教員の自己啓発を促し、組織における役割や若手の人材育成に関する認識を深める研修プログラムの充実を図る。また、高等学校・特別支援学校の教員についても、同様な対象、内容の研修を実施し、

中堅教員のマネジメント力等の職能の向上を促すための取組を進める。

(ウ) **校内研修の充実に向けた支援【第1章2-(2)-ア】**

＜教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター＞

取組の内容 校内研修の充実に向けた取組を支援するため、指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅢ」、「よりよい自分をつくっていくためにⅣ」の活用を促進します。

また、小・中学校研修主任研修会において、研修主任の役割について確認するとともに、校内研修を活性化する方法について研修を行います。さらに、教育事務所の学校訪問等を通して校内研修を支援します。

高等学校においては、総合教育センターの指導主事による定期訪問を通して、学校が指定したテーマによる校内研修を実施し、当該テーマに対する教職員の理解を深めるほか、効果的な校内研修の企画・運営について指導・助言していきます。

総合教育センターの研究成果を生かした「ユニバーサルデザインでみんな楽しい！みんな分かる！みんなできる！」リーフレットや「ケース会議で活用する『A-Pシート』」等の活用推進のため、解説と講義の動画を総合教育センターのホームページに継続して掲載します。

取組の評価 小・中学校においては、各校の授業改善や校内研修の充実につなげるため、研修主任研修会を教育事務所毎に年1回開催した。研修主任は、校内研修の計画・推進方法を理解し、研修推進リーダーとしての自覚を高めることができた。また、指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅢ・Ⅳ」を補完する各教科・領域等に特化した「こんな授業にしたい（資料編）」を作成した。冊子とともに資料を活用するよう、各種研修会や教育事務所の学校訪問等を通して、周知を図っている。

高等学校においては、「よりよい自分をつくっていくためにⅣ」を平成27年3月、「アクティブ・ラーニング及びカリキュラム・マネジメントに係るリーフレット」を平成28年3月に配付し、総合教育センターが実施する学校訪問時の校内研修によって活用した。

特別支援学校においては、指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅣ」を全教員に配布し、周知・活用を依頼した。総合教育センター特別支援班の定期訪問による学校支援についての情報共有を図るとともに、平成28年度は一部の学校については特別支援班の訪問と期日を合わせ、授業参観の時間を多く取り、指導助言の機会を設けた。

今後の取組 小・中学校においては引き続き、各校の授業改善、校内研修の充実のため、年1回の研修主任研修会を開催する。また、教育事務所地域支援課の学校訪問を通して、各地域、各学校の実態に応じた研修内容の改善を図っていく。さらに、平成28年度中に各教科・領域等で「こんな授業がありました（資料編）」を作成し、配付済みの冊子・資料とともに活用を促していく。

高等学校においては、「よりよい自分をつくっていくためにⅣ」を平成27年3月に、「アクティブ・ラーニング及びカリキュラム・マネジメントに係るリーフレット」を平成28年3月に、それぞれ配付しており、総合教育センターが実施する学校訪問時の校内研修において、引き続き、活用する。また、学校が指定したテーマによる校内研修では、当該テーマに対する教

職員の理解を深めるほか、効果的な校内研修の企画・運営について指導・助言していく。今後、学校の自立を促進し自主性を尊重するため、学校が内容の決定に主体的に関与する方向で、校内研修会の構成を見直していく。

特別支援学校においては、引き続き、総合教育センター特別支援班と連携を密にしながらか、校内研修の充実への学校支援を行う。また、県教育委員会の研究指定で、校内研修を通しての研究を行っている学校について、計画作成、進捗状況を把握し、年度末に報告会を開催し、他校に実践を発表する機会を設ける。

(エ) **学び続ける教員の支援**【第1章2-(2)-ア】 <義務教育課・高校教育課・特別支援教育課>

取組の内容 教員の自己研鑽への意欲に応え、専門性を一層高めるため、教員が通信教育等により、修士学位や他教科免許を取得するための支援を継続して行います。

取組の評価 義務教育課においては、「大学院修学支援事業」により、平成27・28年度で2人、平成28・29年度で2人を支援した。また、「学び続ける教員支援事業」により、平成27年度は4人の免許取得について、専門職としての高度な知識と技術と実践力を身に付ける者を支援した。平成28年度は18人の免許取得と1人の学位取得について支援を決定し、現在履修中である。

高校教育課においては、「大学院修学支援事業」により2人の教諭を支援した。また、「学び続ける教員支援事業」により、平成27年度は4人の教諭の免許取得と1人の教諭の学位取得について支援を決定し、免許を取得した3人の教諭に支援金を支給した。平成28年度は4人の教諭の免許取得について支援を決定し、現在履修中である。

特別支援教育課においては、「学び続ける教員支援事業」の一環で、通信教育により他教科免許取得のための支援を受けた者が平成27年度は3人いたが、平成28年度は1人となり、希望者が減少している。

今後の取組 義務教育課においては、修士学位の取得、他教科免許の取得が学校現場の教育活動に還元されるよう、今後も本制度の趣旨を踏まえて全教員へ様々な場面においての周知を図るとともに、連携大学の拡充の努力をしていく。

高校教育課においては、「大学院修学支援事業」「学び続ける教員支援事業」を実施し、学位取得、免許取得等、学び続ける意欲の高い教員の支援を積極的に行う。

特別支援教育課においては、支援希望者の確保を図るため、学び続ける教員支援事業の内容を周知する。

(オ) **教職員人事評価制度の活用**【第1章2-(2)-イ】 <義務教育課・高校教育課・特別支援教育課>

取組の内容 教職員の資質能力及び意欲の向上や学校組織の活性化を目指して、全教職員を対象とした教職員人事評価制度を継続して実施します。

また、公正な人事行政に資するため、その活用について検討します。

取組の評価 義務教育課では、人事評価制度年度末状況調査において、自己目標シートを中心とした人事

評価を行ったが、96%の学校が学校組織の活性化に効果があったと回答し、職務評価書を中心とする人事評価では90%の学校が教職員の資質能力の向上に効果があったと回答した。

高校教育課では、人事評価制度年度末状況調査において、自己目標シートを中心とした人事評価を行ったが、96%の学校が学校組織の活性化に効果があったと回答し、職務評価書を中心とする人事評価により、90%の学校が教職員の資質能力の向上に効果があったと回答した。

ともに、人事評価を実施することで、校長を中心とした学校マネジメントの向上が認められた。

特別支援教育課では、新たに評価者となった部主事、事務長に対し、制度理解及び評価者としての評価力の向上を目指すための研修を行った。また、特別支援学校11校（分校を含む）の評価者に対し、制度改善のための資料を収集するため、人事評価制度年度末状況調査を利用して、制度の趣旨、運用面等に関するアンケート調査を行った。82%の学校から学校組織の活性化に効果があったと回答があり、73%の学校から教職員の資質能力の向上に効果があったと回答があった。しかし、いずれも前年度を下回っており、運用上の課題が挙げられている。評価結果の意見の申出はなかったが、自己目標シートの提出拒否者が1人、職務評価書の提出拒否者が1人あった。

今後の取組 3課とも、教職員の資質能力や意欲の向上、学校組織の活性化を図るため、評価者を対象とした教職員人事評価研修会を継続する。人事評価の客観性、信頼性及び公正・公平性を一層確保していくとともに、給与への反映について、改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、適切に対応する。また、評価書の見直し等の改善や評価結果の活用についての検討も継続する。

(カ) **教職員の海外派遣の推進**【第1章2-(2)-ウ】＜義務教育課・高校教育課・特別支援教育課＞

取組の内容 広い視野を持った教職員の育成や、多文化共生、国際理解教育を推進する人材の育成のため、青年海外協力隊等への教職員の派遣を促進します。

取組の評価 義務教育課では、平成27年度の派遣教員数は12人（高等学校及び特別支援学校含む）で、前年度に比べ3人増となった。また、平成28年度の派遣教員は11人（特別支援学校含む）で、前年度に比べ1人減となった。義務教育課では、カンボジアにおいて理科教員が不足している現状に対応するため、国際協力機構と合意書を締結し、平成27年度は4名、平成28年度は2名の理科教員を派遣することができた。

高校教育課では、青年海外協力隊へ平成27年度は2人派遣し、現地の学校等と連携して活動を実施した。また、(独)教員研修センター主催の英語教育海外派遣研修に3人が参加した。帰国後、研修を通して高めた知識・技能を各自の実践に活用し、その成果を所属校で共有した。

今後の取組 今後も広い視野をもった教職員の育成や多文化共生、国際理解教育を推進するため、各校に対し青年海外協力隊への積極的な参加奨励に努めていく。

高校教育課では、英語教育海外派遣研修で得た知識・技能の活用性や効果的な共有方法等についても検討する。

(キ) 教員採用選考試験の改善等【第1章2-(2)-エ】〈義務教育課・高校教育課・特別支援教育課〉

取組の内容 実践的指導力を備えた頼もしい教員や、新たな教育課題へ対応する資質能力を備えた人材を確保するために、試験内容の改善を図ります。

また、教員を目指す人材を増やすために、県内外の大学におけるガイダンス、中・高生対象の教職セミナーの充実を図るとともに、教職の魅力を伝えていきます。

取組の評価 ガイダンスや教職セミナーを利用して、教職の魅力や教員になるために必要な力等を伝えた結果、教職の魅力をさらに感じ、教員を目指そうとする学生の姿が見られた。新たに始めた「大学関係者への採用試験に関するガイダンス」では、本県の教育や採用試験等について広く周知を図ることができた。「中高生対象の教職セミナー」でも、2度にわたり募集を行った結果、参加者数も増加し、多くの中・高生に対し、教職の魅力や教員に必要な力等を伝えることができた。

義務教育課においては、より質の高い教員の確保を目指し、大学院の特例枠を拡大したことにより、大学院進学予定者や大学院修士1年在籍者の受験者、合格者ともに増加している。また、小学校の英語教育、特別支援教育の充実等、最新の教育課題に対応できる資質能力を備えた教員を確保するため、英語免許取得者や特別支援学校教員免許取得者、複数教科の免許取得者等を対象に、加点制度を導入した。現場が抱える教育課題等へ対応できる人材の確保に結び付けることができた。

高校教育課においては、学校現場の経験がある者を対象とした選考について、経験年数等を考慮した試験内容に改善するとともに、大学院修士課程1年及び大学院進学予定者について特例を設けた結果、現場で即戦力となる人材や専門性を高めて教職に就こうとする人材の確保につながった。また、資質能力を備えた教員を確保するため、英語に関する資格等所有者や複数教科の免許取得者等を対象に加点制度を導入した。

特別支援教育課においては、採用試験における適性検査の見直しや県内外のガイダンス、教職セミナー等の広報活動を行った。平成28年度実施の採用試験から、複数の障害種の特別支援学校教諭免許状取得者等を対象とした加点制度を導入し、より専門性の高い人材の確保に努めた。臨時講師率の改善のためには、質の高い教職員の採用の拡大が、引き続き、課題となっている。同時に、採用試験において受験者の人物を見極める方策の検討が必要である。

今後の取組 義務教育課においては、加点制度の成果と課題を整理し、より質の高い受験者確保に向けた採用試験の実施内容、方法等について検討する。大学のガイダンスや大学関係者への説明会をより充実させていくことで、受験者数増を目指すとともに、より効果的なセミナーのあり方、広報活動の方法等を探っていく。

高校教育課においては、教員を目指す人材を増やすために、新規採用教職員、学生等にアンケート等を実施し、教員を目指すきっかけ（教員を目指していたが、あきらめた理由）等の実態を把握し、より効果的なガイダンス、セミナーのあり方、広報活動の方法等を探っていく。

特別支援教育課においては、臨時講師率の改善を図るため、教員定数の変動や退職者数及び再任用見込者数等を鑑み、計画的な採用者数の確保を図る。平成28年度から始めた加点制度

について検証するとともに、特別支援学校教諭免許状所有率の向上に向けた選考方法について検討をする。教職経験者を対象とした選考において、直近の勤務実績に応じて試験内容の一部を免除する選考方法や中高生対象の教職セミナー、大学生対象のガイダンス等の広報活動を継続して実施する。

(ク) **教職員の健康管理の充実**【第1章2-(2)-オ】

<福利課>

取組の内容 教職員の疾病の予防、早期発見、早期治療のため、「生活習慣病健診」「指定年齢健診」等により、教職員の健康管理に努め、元気回復につながる健康づくりを支援します。

また、生活習慣病予備群の初期予防、重症化の防止を図るため、公立学校共済組合が実施する訪問型特定保健指導と協働して、管理栄養士と保健師が保健指導を行い、健康の保持増進を支援します。

取組の評価 教職員が必ず健康診断を受診するよう働き掛けたことにより、県立学校及び県教育委員会事務局の受診率は100%となった。また、特定の作業に従事する教職員に対してVDT作業従事者健診や腰痛健診を実施した。保健指導については、前年度の健康診断データを元に対象者を選定し、個別に面談指導やメール支援を実施した。

健康診断の未区分者が全体の1.5%程度であることが、課題となっている。

今後の取組 引き続き、健康診断の受診率100%を目指すとともに、未区分者を減らすため、早めの再検査受診を働き掛ける。保健指導についても、引き続き、実施していく。

(ケ) **メンタルヘルス対策**【第1章2-(2)-オ】

<福利課>

取組の内容 「教職員の心の健康づくり計画」に基づく、教職員の心の健康の保持増進のため、経験段階別や管理職対象のメンタルヘルス研修を実施するとともに、新たに始まるストレスチェック制度を活用して、メンタルヘルスのセルフケアやラインケアについて理解を深めていきます。

また、引き続き、長期休暇取得者の円滑な職務復帰と再発防止を支援するため、「精神疾患による長期休暇取得者等支援事業」を実施します。

取組の評価 経験段階別や管理職対象のメンタルヘルス研修を実施し、セルフケアやラインケアについての知識の習得を推進した。また、人事主管課と連携し、職場復帰の際には復帰訓練等を通して各所属で教職員の十分な状態把握に努めたり、保健師の面接等を実施すること等により、精神疾患による長期休暇取得者の再発率が減少した。

精神疾患による長期休暇取得者は平成22年度をピークに減少しているが、依然として高止まりの傾向にあることが課題となっている。

今後の取組 引き続き、経験段階別や管理職対象のメンタルヘルス研修の実施や、長期休暇取得者への支援を実施するとともに、ストレス・カウンセリング事業の利用や、ストレスチェック事業の円滑な実施を推進することにより、メンタルヘルス対策の充実を図る。

(コ) **ライフプラン講習会の開催**【第1章2-(2)-オ】

<福利課>

取組の内容 教職員が安心して職務に取り組み、在職中から退職後まで充実した生活を送る上で必要な生涯生活設計の立案を支援するため、「家庭経済」「健康管理」「生きがい」等に関する講習会を開催します。

取組の評価 教職員が、在職中から退職後までを見据えた生涯生活設計を自ら設計することを支援し、安心して職務に取り組み、退職後も充実した生活を送ることができるよう、45歳・55歳・59歳の教職員を対象に、「家庭経済」「健康管理」「生きがい」等に関するライフプラン講習会を開催し、職員のライフプラン（生涯生活設計）を推進した。

また、平成27年度より、若手教職員の精神疾患による休職等の増加対策と、20代から仕事、家庭、余暇のバランスを考えた人生設計の意識づけを図るため、採用4年目の教職員を対象にした「若手教職員メンタルヘルス・ライフプラン研修」に、「生活創造型」のライフプラン講習を含めて新たに実施した。

今後の取組 引き続き、「静岡県教職員等生涯生活設計推進計画」に基づき、採用4年目、45歳・55歳・59歳の教職員を対象に、それぞれ、生活創造型・生活充実型・退職準備型・退職直前型として、家庭経済・健康管理・生きがいをテーマとしたライフプラン講習会を開催し、教職員のライフプラン（生涯生活設計）を推進する。

平成27年度より始めた、採用4年目の生活創造型は、「若手教職員メンタルヘルス・ライフプラン研修」として実施しているが、内容を吟味して定着させていく。

(サ) **教職員の心のサポート**【新規】【第1章2-(2)-オ】

<教育総務課・福利課>

取組の内容 教職員が不安や悩みを軽減・解消し、教育活動に専念できるようにするため、教職経験豊かな相談員が訪問面談を行う「教職員サポートルーム」と臨床心理士等の専門家による「ストレスカウンセリングルーム」を県内3箇所に設置し、教職員に対する相談・支援を行います。

取組の評価 「教職員サポートルーム」では、表面化されていない教職員の悩みを聞くことでメンタル疾患等の未然防止を図る観点から、相談員が新規採用2年目の教員に対する指定面談を行った。また、本人もしくは所属長からの依頼により希望面談を実施した。これらの取組により、学級経営、生徒指導、保護者対応等、教員の職務上の教育活動の悩み等に対応した。新規採用2年目教員への指定面談は、手厚い指導・支援があった初任者1年目とは違い、組織で1人立ちしようとする2年目に行うことで本人の振り返りの促しができた。

ストレスカウンセリングルームでは、利用促進のため、様々な方法で周知したことにより、利用者数は少しずつ増加している。出張カウンセリングは、実施した所属からの評価も高かったが、25回の設定のうち、希望がなく開催しない回があったことが課題となる。

今後の取組 「教職員サポートルーム」では、事業初年度であることから、運営上の成果と課題を整理し、来年度に向けて運営体制、今年度は新規採用2年目教員を対象としている指定面談の範囲等を検討し、教職員特有の悩みへの相談体制の充実に取り組んでいく。

ストレスカウンセリングルームでは、来年度は、出張カウンセリングの年間25回開催や面

談カウンセリングに加え、キャリアデザイン・子育て支援等のプログラムを教育委員会事務局掲示板や各種研修会で周知することにより、教職員が利用しやすい環境を整え、メンタルヘルス対策の一次予防強化に取り組む。

(シ) **学校運営の改善に向けた取組の推進**【第1章2-(2)-カ】

＜教育総務課・教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課＞

取組の内容 教職員の多忙化解消に向けて、モデル校を設置し、加配教員の活用や専門的な人材を配置する「人的資源の集中」、外部有識者の知見を取り入れる「大学との共同研究」や「調査報告の精選」を更に推進する等、実効性ある取組を進めます。

また、県教育委員会事務局による市町教育委員会事務局訪問のための事前アンケート等を用いて、各市町における教職員の多忙化解消に向けた取組等の状況を把握し、更なる学校運営の改善に生かします。

取組の評価 教育総務課においては、学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会の検討結果を踏まえた、取組の継続及び検証、調査・報告の見直し及び会議・研修出張時の負担軽減に努めるとともに、外部人材の活用により教員の負担軽減を図ることができた。さらに、校種ごとに異なる学校の勤務及び業務の実態に即した対応を行うため、モデル校を設置し研究を進めることとした。

義務教育課においては、未来の学校「夢」プロジェクトを立ち上げ、県内4校をモデル校とし、教職員の多忙化解消に向けた取組を進めた。大学教授、民間企業、PTA関係者等の外部有識者の意見を取り入れながら、校務の整理や教職員の意識改革等の研究の視点をもとに、実効性ある研究を実施した。

高校教育課においては、教職員の多忙化解消に向けて、「学校運営支援員派遣事業」について4校、「外部人材の活用推進事業」について6校のモデル校を指定し、各モデル校の多忙化の現状及び取組についてアンケート調査・担当者会を実施し、実態把握を行った。

今後の取組 教育総務課においては、事務局内で学校の業務改善につながる取組を継続するとともに、モデル校で、多忙化の要因、多忙化解消の阻害要因について実態を把握、分析することにより、実行性ある多忙化解消の取組につなげていく。

義務教育課においては、平成28年度からの3年計画のため、さらにプロジェクトを進めるとともに、中間の成果をまとめ、文部科学省を含め、県内外に広く周知していく。

高校教育課においては、「学校運営支援員派遣事業」「外部人材の活用推進事業」を行い、教職員の多忙化の要因及び多忙化解消の阻害要因の分析を実施し、学校現場における業務改善を図り、実効性のある具体的な解消策を検討する。

特別支援教育課においては、県内大規模校3校を研究指定し、各校においてそれぞれ研究テーマを掲げ、教職員の勤務状況、多忙感等の意識調査等を通し、多忙化の要因とその改善策を検証していく。

(ス) 教職員の使命感や倫理観の涵養に向けた取組の継続【第1章2-(2)-キ】

＜教育総務課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター＞

取組の内容 「教育現場における現状把握」「有用な資料や事例の提供」「学校におけるOJTの奨励」「コミュニケーションの活性化」「臨床心理士の活用」等を通して、各学校における不祥事根絶に向けた研修等の取組を一層推進し、教職員の倫理観や、教職員に対する誇りと使命感の高揚に努めます。

教職員の採用選考試験において、教職への強い使命感と高い倫理観を持った人材の確保に努めるとともに、信頼される教職員を育成するため、経験段階別研修や管理職を対象とした研修や採用内定者研修において、勤務・服務規律を遵守する意識の高揚に努めます。

また、新規研修「キャリアアップ研修」において、「コンプライアンス意識の向上」を図るため、対象となる小・中学校40代中堅教員に講義を行うとともに、自身のキャリア、生き方などを振り返る研修内容を入れ、改善を図ります。

取組の評価 不祥事根絶に向けた学校用研修資料「信頼にこたえる」の追加事例を10例作成・通知するとともに、広報紙「Eジャーナルしずおか」に「教育という職のすばらしさ」「コンプライアンスだより」等を掲載し、学校における研修資料等の充実を図った。また、不祥事根絶担当者研修会を年1回ずつ開催し、校内におけるコミュニケーションの活性化、相談体制の整備を呼びかけた。不祥事根絶に関する校内研修は全ての学校で行われ、事例集等が用いられている学校は6割を越えている。また、管理職による教職員との面談は全ての学校において実施されている。

小・中学校においては、平成28年度において、管理職の懲戒処分があったため、緊急に静西教育事務所管内校長会を開催し、個人面談やラインケアの重要性を確認した。また、不祥事根絶対策をより実効性のあるものにするため、臨床心理士による不祥事を起こした教職員に対しての面談を行っており、事案の背景や要因について探っている。

高等学校においては、経験段階別研修、管理職を対象とした研修や採用内定者研修を通じて、経験年数、職種に応じた勤務・服務規律に関する研修を行うとともに、非常勤講師を含め、講師も対象とし、勤務・服務規律を遵守する意識の高揚に努めた。

特別支援学校においては、各校で厳正な勤務・服務への意識向上や使命感・倫理観の一層の高揚を目指し、不祥事根絶研修に取り組んできた。また、経験段階別研修や管理職を対象とした研修においても不祥事根絶に向けたプログラムを組み込んできた。平成27年度においては、不祥事による懲戒処分は1件にとどまったが、交通事故総数(加害・被害)が89件と増加した。平成28年度は、懲戒処分はないものの交通事故総数は31件を数えている。(平成28年8月1日現在)

総合教育センターにおいては、次世代の学校マネジメントの主体となる年度末年齢46歳・45歳の中堅教員を対象として、人材育成マネジメント力を高めるとともに、組織や自己の役割を明確に意識するための研修プログラムとして実施した講義・演習・グループワークは、内容満足度においていずれも90%以上の肯定的意見を得た。さらに、自身のキャリアや生き方

を振り返る研修内容の満足度においては、7割以上の強い肯定的意見を得たことから、研修員のニーズに応じた研修内容であったと判断した（コンプライアンス意識の向上を図るための研修プログラムは2月実施）。

今後の取組 不祥事の発生件数は減少しているとはいえ、難しい状況であり、臨床心理士による不祥事を起こした教職員への心理面談等により得た知見を基に、不祥事根絶に向けた施策を立案、実施していく。具体的には、研修用資料等の充実を図るとともに、各学校において面談の継続的な実施を図り、使命感や倫理観の涵養に向けた取組の充実を図る。

小・中学校においては、引き続き、事案の背景や要因について探るとともに、個人面談やラインケアによって、不祥事根絶対策をより実効性のあるものにする。

高等学校においては、勤務・服務規律に関する研修内容について、総合教育センターと連携しながら検討し、不祥事根絶に効果的なものになるよう努める。また、採用候補者が、教職員の心構えを含め、職務に関する基礎的・基本的な内容を学ぶことができるようにする。

特別支援学校においては、引き続き、「頼もしい教職員」の養成に向けて、倫理観及び使命感を持ち、児童生徒一人一人の人権を守る教職員の育成に、努める。不祥事根絶を目指し、学校訪問による現状把握や有用な資料等の提供、学校におけるコミュニケーションの活性化等の取組を継続して推進する。各校における不祥事根絶研修を推進するとともに、学校からの依頼に基づき、人事管理主事が研修講師として校内研修に参加する。経験段階別研修や管理職を対象とした研修を実施する。

総合教育センターにおいては、キャリアアップ研修で、来年度も内容満足度90%以上の肯定的意見を得るために、中堅教員の自己啓発を促し、組織における役割や若手の人材育成に関する認識を深めるための研修プログラムの充実を図る。また、高等学校・特別支援学校の教員についても、同様な対象、内容の研修を実施し、中堅教員のマネジメント力等の職能の向上を促すための取組を進める。

(七) クレーム対応の支援

<教育総務課>

取組の内容 教職員が日々の教育活動に専念できる体制と信頼される学校づくりを支援するため、学校と保護者との話し合いだけでは解決することが困難な問題に迅速に対応し、学校や市町教育委員会に助言する相談員を県教育委員会事務局及び各教育事務所に配置します。

取組の評価 平成27年度は108件、平成28年度29件(7月現在の事例)について、保護者等対応相談員が相談を受け、適切な対応について助言するとともに、特に対応が困難な事例については、弁護士からアドバイスを受けることにより、学校の教育活動を支援することができた。

今後の取組 機会を捉え制度の周知に努めるとともに、相談員間の情報の共有を行うことにより、早期対応、早期解決につなげ、教職員が日々の教育活動に専念できる体制と信頼される学校づくりに向けた支援を継続する。

3 共生社会を支える人権文化の推進

(1) 人権尊重の意識が定着した社会の構築

※健康福祉部の取組が中心です。

(2) 自他の人権を大切にす態度や行動力の育成

(ア) 各学校等における人権教育推進体制の充実【第1章3-(2)-ア】

＜教育政策課＞

取組の内容 自尊感情を育み、人権に対する正しい理解や人権感覚を高めるため、管理職や人権教育担当者を中心とした推進組織・推進環境の整備、実践的な研修の推進等、県立学校の人権教育推進体制の充実を図るとともに、市町の人権教育推進体制の充実に向けた、市町教育委員会への働き掛けを継続していきます。

取組の評価 平成27年度の公立学校の人権教育の実施率は100%であった。人権教育に関する校内研修実施率は95.3%であり、目標値以上となっている。悉皆研修等の参加者が各学校で研修内容を伝達し、児童生徒への実践を促すよう働き掛けることにより、校内の推進体制は着実に整いつつある。

今後の取組 さらなる推進に向け、市町教育委員会をはじめ関係団体・PTA連絡協議会等と連携しながら、学校教育・社会教育・家庭教育において人権教育の充実が図られるよう、各種研修会を年7回開催する。学校において、児童生徒の人権意識を育む授業が実施されるよう、教育事務所及び総合教育センターによる定期訪問を通じ、望ましい授業のあり方を指導・助言していく。

(イ) 教職員等の資質向上と指導力強化【第1章3-(2)-ア】

＜教育政策課＞

取組の内容 教職員をはじめ、人権教育の指導的立場にある人の資質向上と指導力強化を図るため、参加体験型人権学習等を積極的に取り入れるなど研修内容の充実を図り、参加者がその効果を実感し、実践に向けた意欲を高めることができるよう努めます。

取組の評価 各種研修会に対する参加者の平均満足度は非常に高く、特に悉皆研修での参加型人権学習の満足度は99.9%となっている。研修内容の充実を図ることにより、参加者の資質及び推進意欲の向上につながっている。

今後の取組 管理職や人権教育推進担当者に対して人権教育の必要性を訴え、各学校での実践を促すとともに悉皆研修への参加対象者の拡大に努めていく。

学校において、児童生徒の人権意識を育む授業が実施されるよう、教育事務所及び総合教育センターによる定期訪問を通じ、望ましい授業のあり方を指導・助言していく。

(ウ) 人権教育のための指導方法等の研究の推進と成果の普及【第1章3-(2)-ア】

＜教育政策課＞

取組の内容 人権に対する正しい理解と認識を深めるため、人権教育指導資料等を作成し、授業や校内研修会等での積極的な活用を図ります。また、人権教育研究指定校制度を活用し、教育事務所や総合教育センターと連携して、指導方法等の研究の推進と成果の普及を図ります。

取組の評価 平成27年度の静岡県人権教育の手引き「子どもたちの笑顔のために」の活用状況は、活用

予定も含め92.8%であった。悉皆研修で手引きを実際使用したり、広報紙「Eジャーナルしずおか」やホームページを利用した広報をすることにより、積極的な活用を促した。

人権教育研究指定校の取組により、指定校の児童生徒のみならず教職員の人権に対する理解や人権感覚の高揚につなげている。

今後の取組 「人権教育の手引き」について、各種研修会での活用、広報紙「Eジャーナルしずおか」等を利用した広報、研修会等でその活用方法を広報していく。

また、人権教育研究指定校の取組成果が積極的に活用されるよう、あらゆる機会を使って広報の工夫を図っていく。

(3) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(ア) 教職員等を対象とした研修の実施【第1章3-(3)-ア】

＜教育政策課＞

取組の内容 性別による固定的な役割分担意識に捉われず、男女共同参画を推進する教育・学習を充実するため、教職員をはじめ人権教育指導者に対して男女共同参画をテーマとした研修会を実施します。

取組の評価 平成27年度に男女共同参画を扱った授業等の活動を実施した学校は、85.1%であった。研修会において参加体験型の人権学習を積極的に取り入れることにより、人権感覚や人権に関する知的理解を深め、教職員全体の男女共同参画に対する認識をより高め資質の向上を図ることができた。

今後の取組 男女共同参画を推進する教育・学習の充実のため、市町や各種団体・機関との連携によるセミナーの実施、各地域や学校等への出前講座の実施を推進するとともに、各種研修会や「人権教育の手引き」を通じて男女共同参画の推進を図る。

また、学校において、男女共同参画意識を育む授業が実施されるよう、教育事務所及び総合教育センターによる定期訪問を通じ、望ましい授業のあり方を指導・助言していく。

(4) ユニバーサルデザインを推進する教育の充実

(ア) ユニバーサルデザインの考え方を組み入れた授業の実施【第1章3-(4)-ア】

＜義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター＞

取組の内容 全ての人が自由に活動することができる、思いやりのある社会づくりを実現するため、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等においてユニバーサルデザインの考え方を取り入れた指導を実施します。

また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、視覚的に理解できるようにするため、学習内容等に応じて、ICT機器の活用等により、映像や実物、図や表を用いた授業の実施を推進します。さらに、文字の大きさや色などに配慮したり、分かりやすい言葉で説明したりするなど、授業の中でユニバーサルデザインを推進する教育を充実させるよう、教育事務所及び総合教育センターによる定期訪問を通じ、望ましい授業のあり方を指導・助言していきます。

取組の評価 小・中学校においては、各校で、平成26年度に総合教育センター特別支援班が作成したり

リーフレット等を活用し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業改善について研修を行った。また、特別な支援の必要な生徒に対し、個に応じた適切な支援も行っている。

高等学校においては、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等を利用して、ユニバーサルデザインの必要性等について指導をした。また、学校経営重点事業として「授業のユニバーサルデザイン化」に取り組み、ICT機器を使用して個々の生徒の理解度、進行度に合わせた授業の進め方等を研究し、実践した学校もあった。

特別支援学校においては、総合教育センターが作成したリーフレット「ユニバーサルデザインでみんな楽しい！みんな分かる！みんなできる！」を全教員に配付し、ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業づくりを促進するために、特別支援班が要請のあった学校等で指導・助言した。また、ユニバーサルデザインの校内体制モデルを作り研究協力校に実践してもらい、その成果を生かすという研究のための発達障害研究推進委員会を、特別支援班が開催するにあたり協力した。

総合教育センターにおいては、リーフレット「ユニバーサルデザインでみんな楽しい！みんな分かる！みんなできる！」を活用しながら、定期訪問や学校等支援研修の場で各学校の教職員に望ましい授業のあり方を伝えてきた。各学校の推進の努力もあり、小学校では、実践が進み、中学校・高等学校においても、ユニバーサルデザインの考え方を授業に取り入れようという動きが活発化してきている。

今後の取組 小・中学校においては、引き続き、各校でユニバーサルデザインの考え方を組み入れた授業が実施されるよう、教育事務所及び総合教育センターによる学校訪問や、研修会を通して、周知及び指導・助言を行っていく。

高等学校においては、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等を利用して、引き続き、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた指導を実施していく。今後のICT機器の各校への整備に伴い、ICT機器の効果的な活用方法等について、総合教育センターと連携して周知するとともに実践例を蓄積する。

特別支援学校においては、引き続き、リーフレットの紹介や活用の促進を図り、特別支援班の研究に協力するとともに、特別支援学校のセンター的な機能を利用してユニバーサルデザインをすべての小・中・高等学校に広げる方策を探る。総合教育センターにおいては、平成28年度の研究で、学校に授業ユニバーサルデザインを広げるための校内体制モデルに取り組んでいる。今後も、リーフレットを活用してユニバーサルデザインの考え方を生かした授業のあり方を伝えていくとともに、校内体制モデルを紹介して学校全体としての推進を働き掛けていく。

4 新しい時代を展望した教育行政の推進

(1) 教育委員会、教育委員会事務局の活性化

(ア) 知事との意見交換会の実施【第1章4-(1)-ア】

＜教育政策課＞

取組の内容 総合教育会議を通じ、社会総がかりでの教育の推進に向けた具体的取組等について、協議・意見交換を進めます。

取組の評価 総合教育会議を通じ、社会総がかりの教育実現に向けた「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」の策定をはじめ、「教職員及び高校生の国際化」等の、教育現場の活性化に資する具体的な方策について議論を深め、「グローバル人材育成基金」の創設・活用が事業化される等、活発な協議・意見交換を行った。

今後の取組 今後も、総合教育会議を通じ、社会総がかりでの教育の推進に向けた具体的取組等について、協議・意見交換を進める。

(イ) 事務局教員の計画的な学校配置等【第1章4-(1)-ウ】

<教育総務課>

取組の内容 学校現場の指導力向上のため、今後も教員の100人配置計画を着実に進めるとともに、引き続き、複数の事務職員を文部科学省等に派遣し、政策形成能力の高い事務職員の育成に努めます。

取組の評価 教員の100人配置計画については、平成28年4月までに、79人の教員を現場に配置した。また、事務職員を、平成27年度・28年度ともに、2人文部科学省に派遣し、政策形成能力の高い事務職員の育成に努めた。

今後の取組 引き続き、教員の学校現場への配置を進めるとともに、事務職員の育成に努める。

(2) 教育委員会事務局の広報・広聴事業の充実

(ア) 広報活動の充実【第1章4-(2)-ア】

<教育政策課>

取組の内容 報道機関の発信力を生かした広報活動の強化を図るとともに、各広報媒体（広報紙「Eジャーナルしずおか」、ホームページ、フェイスブック等）の特性を生かした体系的な広報の推進に努めます。

取組の評価 報道機関への資料提供により、平成27年度において、マスメディアに取り上げられた教育委員会関係の情報は、新聞517件、テレビ81件の計598件となった。

また、広報紙「Eジャーナルしずおか」を、平成27年度は20回、平成28年度は16回発行するとともに、ホームページやフェイスブックによる広報も積極的に実施したことで、県民全体へ情報発信を行うことができた。

平成28年度には、県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒の保護者向けに広報紙「Eジャーナルしずおか特別号」を新たに発行し、教育行政に対する保護者の関心・共感を喚起し、教育委員会の存在を身近に感じてもらうとともに、教育委員会事業に対する理解・支持につなげた。

今後の取組 引き続き、報道機関への積極的な情報提供を推進し、マスメディアに取り上げられる件数の増加に努める。

また、広報紙「Eジャーナルしずおか」、ホームページ、Facebook等、媒体相互の連携を図り、県民に対する効果的な情報発信に努める。

(イ) 広聴活動の充実【第1章4-(2)-イ】

<教育政策課>

取組の内容 県民のニーズを的確に捉え、施策展開に生かすための移動教育委員会を引き続き実施し、地域関係者、教員との懇話により現場の声を教育行政に反映させ、市町教育委員との懇話により県と市町の一層の連携を図っていきます。

取組の評価 移動教育委員会を年10回実施し、教職員、保護者、地域住民、市町教育委員等と率直に意見交換を行うことで、現場のニーズを把握をすることができ、また、関係者が一体となって課題に取り組むという意識を醸成することもできた。

今後の取組 引き続き、移動教育委員会を年10回程度開催する。時期や内容について、訪問先の学校や市町教育委員会と調整し、その時々々の教育課題について有意義な意見交換ができるようにする。

(ウ) 県の教育施策に関する意識アンケートの実施

<教育政策課>

取組の内容 県の教育施策に関する県民の意識と実態を把握し、今後の取組に役立てるため、県内在住の満20歳以上の男女約2,500人を対象に、社会教育・青少年教育や人権に対する意識等についてアンケート調査を行います。

取組の評価 県内在住の満20歳以上（平成28年度は満18歳以上）の男女2,500人を対象に、社会教育・青少年教育や文化・スポーツの振興等に関するアンケート調査を実施した。平成27年度は1,274（回収率51.0%）、平成28年度は1,182（回収率47.3%）の回答があり、その結果を県の施策等の改善に役立てている。

今後の取組 引き続き、県内在住の男女約2,500人を対象とするアンケート調査を実施することにより、県民の教育施策に関する意識と実態を把握する。
また、生涯学習社会における県民の興味・関心等に応じた様々な学習や活動の機会の充実を図るための調査も併せて行い、その結果を県の施策等の改善に役立てていく。

(エ) 市町教育委員会との連携強化

<教育総務課・教育政策課・義務教育課・社会教育課>

取組の内容 市町教育委員長・教育長会、教育委員・教育長研修会における研修、協議を実施するとともに、総合教育会議の情報提供等を通じ、更なる連携強化を図ります。

また、県教育振興基本計画第2期計画の着実な推進を図るため、全35市町の教育委員会事務局訪問を実施します。

取組の評価 市町教育委員長・教育長会を開催し、県教育委員会の方針や事業説明等を行うことで、共通理解を図るとともに、研修や協議を通じて、市町教育委員会と県教育委員会の更なる連携強化を図ることができた。

市町教育委員会事務局訪問においては、全35市町を訪問し、県教育委員会が推進する施策等を説明するとともに、各市町の実態に応じた協議や依頼をすることができた。さらに、今後の教育行政の方向性等について直接協議を行うことで、連携を深めることができた。

今後の取組 引き続き、市町教育委員長・教育長会や市町教育委員会事務局訪問を通じて、市町教育委員会との連携充実を図っていく。

特に、市町教育委員会事務局訪問は、県教育委員会事務局が推進する施策等について、市町教育委員会に説明するとともに、各市町における施策推進上の課題等を聴き取り、県教育行政の各計画等の見直し・改善に資するために、継続する必要がある。

第2章 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進

1 幼児期の教育の充実

(1) 家庭における教育力の向上

(ア) 「家庭の日」の普及啓発【第2章1-(1)-ア】

＜社会教育課＞

取組の内容 家庭の役割を考え、家族のコミュニケーションを深めるため、家庭教育強調月間の推進、民間企業と連携した啓発活動等により、各家庭の実情に応じた、家族で触れ合う「家庭の日」の普及を図るとともに、企業に「家庭の日」の設定を働き掛け、働く保護者を対象とした家庭教育支援の充実に努めます。

取組の評価 11月を「家庭教育を考える強調月間」と設定し、広報紙「Eジャーナルしずおか」やホームページで広報したり、民間企業と連携し、ラジオ放送や販売店で「家庭の日」の普及啓発活動に取り組んだりしたことにより、県民が家族でコミュニケーションを深める意欲を高めることができた。また、官民連携家庭教育支援事業に取り組み、企業における「家庭の日」の設定を推奨し、社会全体で家庭教育支援に取り組む気運を高めることができた。

今後の取組 企業を年100社訪問し、「家庭の日」を設定する「ふじのくに家庭教育応援企業」を40社登録することで、引き続き、官民連携家庭教育支援事業の推進を図る。また、小・中学校と連携することで、「家庭教育を考える強調月間」の更なる推進に取り組む。

(イ) 家庭教育支援員の養成と親が交流して家庭教育を学ぶ活動の普及啓発【第2章1-(1)-イ】

＜社会教育課＞

取組の内容 すべての親が安心して家庭教育ができるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、子育てについての親同士の学び合いや中間作りの場となる交流型の家庭教育講座等の開催を、市町教育委員会に働き掛けていきます。

また、各市町に家庭教育支援チームを組織し、地域の特性に応じた「親を支える仕組み」の構築に取り組めます。

取組の評価 家庭教育支援員養成研修会を実施し、家庭教育ワークシート「つながるシート」を活用した家庭教育講座を開催する家庭教育支援員を、34市町に218人配置した。さらに、家庭教育支援情報メール配信サービスで、支援方法のQ&Aやハウツー等を情報提供することで、家庭教育支援員の支援活動への意欲を高めることができた。また、21市町に家庭支援チームを組織し、地域の特性に応じた支援活動を推進した。

今後の取組 家庭教育支援情報サイト「つながるネット」を開設し、月に1回程度更新することで、保護者へ家庭教育支援情報を提供するとともに、家庭教育支援員へ事例等を提供することで親が交流して家庭教育を学ぶ活動を推進する。また、家庭教育支援チームの情報を提供し、地域における家庭教育支援活動の更なる推進に取り組む。

(ウ) 家庭教育ワークシートの活用促進【第2章1-(1)-イ】

＜社会教育課＞

取組の内容 親同士が交流する場で、相互のつながりや学びを支援するため、家庭教育支援員による家庭

教育ワークシートを活用した講座の実施を促進するとともに、ワークシートを活用した講座の拡大を市町教育委員会へ働き掛けます。

取組の評価 家庭教育支援員を養成し、家庭教育支援員が家庭教育講座においてワークシートを活用できるよう研修を行った。また、市町家庭教育担当者会においてコーディネート業務を依頼し、地域における家庭教育講座の開催を促したことにより、527 箇所の幼稚園・保育所等・小学校・中学校で家庭教育に関する交流会が実施され、保護者の悩みや不安の軽減につながった。

今後の取組 家庭教育支援チームの組織化を促し、家庭教育担当者説明会で、学校と連携した講座の開催方法を研修することで、学校等における家庭教育ワークシートの更なる活用促進に取り組む。また、教職経験 10 年研修会で教員に家庭教育ワークシートの活用を依頼する。

(エ) 朝食摂取状況調査の実施【第2章1-(1)-ウ】

<健康体育課>

取組の内容 「食育・食に関する指導」の資料を得ることを目的として朝食摂取状況調査を実施します。特に栄養バランスのよい朝食摂取を重点として、子どもたちの望ましい食習慣の形成を推進します。

取組の評価 例年、書き込み型リーフレット「朝ごはん食べていますか？」の活用を図ることで、朝食摂取率は97%台の高水準を維持している。各種研修会においては、平成27年度調査結果より「栄養バランスのよい朝食摂取に課題がある」ことを提示し、リーフレットを活用した「食に関する指導」を確実に実施するよう要請してきた。各校においては、栄養教諭等を中心に、積極的に食に関する指導を進めた。

今後の取組 望ましい食習慣を形成する上では、家庭における食育が重要となる。特に、「栄養バランスのよい朝食」となると、学校・教職員・子どもへの働き掛けのみでは限界があり、保護者への啓発も必要となる。これまでの取り組みは継続しつつ、保護者の意識を高め、食育に巻き込む方法についても検討していく。

(2) 幼稚園・保育所における教育・保育の充実と支援

(ア) 幼稚園・小学校等の教職員の合同研修の実施【第2章1-(2)-ア】

<義務教育課>

取組の内容 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の合同研修を実施し、課題の共有や改善策の協議を通して、教育及び保育の一層の充実を図ります。

具体的には、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、連携のあり方についての講義や事例を聞いたり、連携を図る上での課題や文部科学省からの情報を共有したりする研修を実施し、連携を推進します。

取組の評価 平成27年度においては、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、教職員や保護者を対象として、就学前にしておきたい子どもとの関わりについて「就学前教育講演会」を実施し、226人が参加した。また平成28年度は、円滑な接続に関わる3つの希望研修会「幼児期の理解と対応」「レッツ連携！幼稚園・保育所等と小学校研修」「進んで運動する子」を行い、小学校、幼稚園、保育所、認定子ども園から計214人が参加した。学校や各種研修

で「円滑な接続に関する指針」を活用して、小学校、幼稚園、保育所、認定子ども園と小学校と円滑な接続をさらに促すことが課題となっている。

今後の取組 幼稚園、保育所、認定子ども園等と小学校の合同研修を実施し、課題の共有や改善策の協議を通して、教育及び保育の一層の充実を図る。調査により各市町の実態と課題を明確にして、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針」の周知・啓発に向けた市町幼児教育担当者連絡会等、研修会を行う。

また、希望研修会や都道府県協議会、初任者研修会を改善し充実させ、大学等専門機関と連携して、教職員等の研修プログラムの開発等について調査・研究を進めていく。

(イ) **幼児教育を支援する研修拠点の設置・充実** 【第2章1-(2)-イ】 <義務教育課>

取組の内容 義務教育課内に幼児教育推進室を設置し、幼稚園、保育所、認定子ども園等と小学校の連携を推進する幼児教育センターとして、市町や園・所等の支援を行います。

具体的には、就学前教育推進協議会において作成した「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針」の啓発を行うとともに、小学校への接続カリキュラムの作成に着手します。また、研究・研修等を行い、幼児期の教育と小学校教育との連携を推進します。

取組の評価 平成28年度から、義務教育課内に幼児教育推進室を設置し、こども未来課や私学振興課と部局横断的な取組を行ってきた。第1回就学前教育推進委員会で決まった、「円滑な接続に関する方針」の周知・啓発、各市町の幼児教育の実態の把握と課題の明確化、及びサイトの充実やアプリ開発等、情報発信力強化を進めている。モデルカリキュラムの作成は、情報収集の段階であり、今後の課題となっている。

今後の取組 幼稚園、保育所、認定子ども園等と小学校の連携を推進する幼児教育センターとして、市町や園・所等の支援を行う。「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針」が現場に定着し、幼児教育の「アプローチカリキュラム」、小学校の「スタートカリキュラム」が一般的な教育活動として認知されるように、モデルカリキュラムの普及と、先進的な実践校の紹介に努める。

また、幼児教育アドバイザーの育成・配置に関して、教育専門員が市町の担当課を訪問したり、園・所等を訪問し、助言等を行う。市町のニーズに応じた効果的な取組を検討する。

2 青少年期の教育の充実

(1) 徳のある人間性の育成

(ア) **モンゴル国高校生との相互交流** 【第2章2-(1)-ア】 <教育政策課・高校教育課>

取組の内容 普段接する機会が少ない異文化を体験し、多文化共生や国際交流の推進に資する人材を育成するため、平成28年度においては、8月に県内高校生30人がモンゴル国（ドルノゴビ県含む）を訪問し、11月にモンゴル国（ドルノゴビ県含む）高校生が来静する等、高校生の相互交流を推進します。

取組の評価 平成27年度は、高校生30人がモンゴル国を訪問した。

平成28年度は、高校生30人が8月にモンゴル国を訪問するとともに、10月にはモンゴル国から50人の高校生を迎えて、相互交流を行う。また、ドルノゴビ県に加えて、モンゴル国文化・スポーツ省とも連携を図った。

今後の取組 異文化体験によって、多文化共生や国際交流の推進に資する人材を育成するため、8月に高校生30人をモンゴル国派遣、10月に高校生50人を受入れし、これを継続する。

また、派遣した生徒が所属校において、体験内容を発表する機会を設けることによって、高校生の国際化を図る。

(イ) 高校生のグローバル教育の推進【第2章2-(1)-ア】

＜高校教育課＞

取組の内容 経済社会のグローバル化が加速する時代において、語学力の向上や異文化体験などにより、世界の一員であることを認識させ、生徒の国際感覚を高めるため、海外修学旅行の促進や、海外体験フェアを実施します。また、民間企業、関係団体から広く協賛を募り、グローバル人材の育成を活性化するための基金を創設し、これを活用して高校生の海外留学や海外インターンシップ、教職員の海外研修などのグローバル教育の充実を図ります。

取組の評価 平成27年度は、海外研修旅行実施率は全国4位であり、モンゴル国への派遣、海外インターンシップ及び海外体験フェアを実施した。平成28年度は、「グローバル人材育成基金」を設立し、短期留学、長期留学、県内大学との連携による留学、グローバルハイスクール、海外インターンシップ、ものづくり等世界大会参加を支援するとともに、モンゴル国との相互交流、海外留学応援フェアを実施する。

今後の取組 モンゴル国との相互交流及び海外留学応援フェアは、引き続き、実施する。「グローバル人材育成基金」を活用して、平成28年度から5年間で900人の高校生等を海外派遣する。

(ウ) 地域の自然や特色を生かした活動の推進【第2章2-(1)-ア】

＜義務教育課・高校教育課＞

取組の内容 小・中学校においては、地域の自然や特色に対する関心を高めるとともに、地域社会に貢献する意欲、態度等を育むため、総合的な学習の時間を通して、NPO、外部人材など、地域のひと・もの・ことを効果的に活用します。

高等学校においては、今後も農業や地域の環境に対する理解を深めるとともに、高校生と小・中学生による異年齢集団活動等を通して、相手を思いやる心や地域社会に貢献する意欲と態度等を育むため、これまで推進校として活動してきた学校を中心に、学校周辺の遊休農地等を活用した農業体験活動を推進していきます。

取組の評価 小・中学校においては、平成27年度学校対象調査によると、「外部人材（NPO、企業は除く）を教育活動で活用した学校の割合」は、小学校98.1%、中学校78.5%である。また、「地域のNPOや企業等の外部人材を教育活動で活用した学校の割合」は、小学校62.5%、中学校45.9%である。このことから、地域の外部人材の活用が徐々に進んできているといえる。地域の自然や産業との触れ合いを通して身近な環境を大切にすることを育むため、関係する教科や総合的な学習の時間、特別活動等において環境学習や体験活動を推進した。

高等学校においては、「大地に学ぶ」農業体験推進事業は平成27年度で終了したが、5年間で17校が農業体験活動を開始することができた。平成28年度以降は、これらの推進校が自立して体験学習を行っていく。「地域学」推進事業においては、平成27年度4校、平成28年度7校を指定校とした。

今後の取組 小・中学校においては、引き続き、総合的な学習の時間を中心に、地域のひと・もの・ことの活用に取り組む。平成29年度学校対象調査においては、「外部人材（NPO、企業は除く）を教育活動で活用した学校の割合」で、小・中学校ともに100%を目指す。また、「地域のNPOや企業等の外部人材を教育活動で活用した学校の割合」で、小学校80%、中学校70%を目指す。

高等学校においては、農業体験活動については、推進校が自立して取り組んでいく。「地域学」推進事業については、指定校を中心に、引き続き、地域の自然や特色を生かした活動を推進していく。

(エ) **学校図書館の活用推進**【第2章2-(1)-イ】 <義務教育課・高校教育課・特別支援教育課>

取組の内容 児童生徒の豊かな創造力や表現力を育むため、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等における学校図書館の活用を推進します。

特別支援学校では、県内特別支援学校から3校を抽出して指定し、図書館活用の取組の研究を進めます。

取組の評価 小・中学校においては、教育事務所地域支援課による学校訪問を利用して、各教科における学校図書館を活用した授業づくりを推進した。国語科では、並行読書を位置付けた授業において教科書・教材だけでなく、学校図書館の本を活用した取組が多く見られた。

高等学校においては、朝の読書、読書会等の実施、読書感想文・感想画コンクール等への参加を通して、生徒の読書活動を推進し、図書館の活用を図っている。また、総合的な学習の時間等において、探究学習を行う際に、調べ学習の情報源として図書館を積極的に活用している。

特別支援学校においては、平成27年度は3校を研究指定校に指定し、本に親しむための日常的な取組や外部人材の活用、学校全体で主体的な読書活動を引き出す学習の工夫、ピブリオバトル等の高校生の実態に合った取組等、研究の成果を得ることができた。年度末に報告会を開催し、他校が参考にできる場を設け、更なる活用の促進を図った。平成28年度も3校を研究指定している。

今後の取組 小・中学校においては、教育事務所地域支援課による学校訪問を利用して、学校図書館を読書センターとしてだけでなく、学習・情報センターとして活用した授業づくりを今後も継続的に推進する。

高等学校においては、各教科で学校図書館を積極的に利用し、総合的な学習の時間でも利用するよう働き掛けていく。また、学習指導要領で重視されている課題研究等の探究学習において、調べ学習の情報源として、引き続き、図書館の活用方法について指導をしていく。

特別支援学校においては、3校を研究指定校に指定し、司書教諭を中心に校内における教職

員の協力体制を整えるとともに、図書資料の充実や読書環境の整備を図り、学校図書館の活性化と子どもの読書週間づくりに寄与する方策を研究していく。

(オ) 司書教諭や学校司書等を対象とした研修・講座の充実【第2章2-(1)-イ】

＜義務教育課・総合教育センター＞

取組の内容 読書指導や学習指導への学校図書館の計画的な活用を支援するため、司書教諭や学校司書等に対する研修会や講座等を実施します。

取組の評価 小・中学校においては、読書指導や学習指導における学校図書館の活用を支援するため、学校司書を配置していない市町に学校図書館アドバイザーを配置した。配置した学校では、学校図書館の環境整備、読書活動の推進、学校図書館を活用した授業づくりにおいて効果が認められた。

総合教育センターにおいては、司書教諭対象の「学校図書館活用推進研修」、学校司書等対象の「今日から実践！学校図書館基礎研修」を実施し、それぞれの役割や学校図書館活用推進の方策等、理解を深めることができた。さらに、読み聞かせボランティア等の、学校図書館に関わる県民を対象とした講座「みんなでつくろう学校図書館」では、読書活動や学校図書館を充実させる多様な手法を学ぶとともに、様々な立場の人が顔を合わせ、意見交換する中で、読書活動等の推進に向けて意欲を高める機会とすることができた。

今後の取組 小・中学校においては、読書指導や学習指導における学校図書館の計画的な活用を支援するため、司書教諭や学校司書等に対する研修会や講座等を実施する。

総合教育センターにおいては、司書教諭対象の「学校図書館活用推進研修」を発展させ、対象者を学校司書等学校図書館に関わる教職員とするとともに、今日的な課題に対応した実践的な内容に変更して実施する。さらに平成27年度・28年度の講座「みんなでつくろう学校図書館」には、市町で活躍する学校司書、学校図書館ボランティア等の参加が大変多かった。より実態に合った研修内容を提供するため、市町教育委員会と共催し、実施することとする。

(カ) 子どもと大人の読書活動の推進【再掲】 ⇒ 11頁【第1章1-(1)-エ】

＜社会教育課・県立中央図書館＞

(キ) 道徳教育の推進【第2章2-(1)-ウ】

＜義務教育課・高校教育課・特別支援教育課＞

取組の内容 小・中学校においては、教育活動全体を通じて、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める指導の充実に努めます。また、道徳教育推進教師等を対象とした研修会を実施し、各学校における道徳教育推進体制の充実や学習指導要領の趣旨と内容の理解を図ります。

高等学校においては、各学校が作成する道徳教育の全体計画に基づき、学校教育活動全体を通じて、道徳的価値の自覚や自己の生き方についての考えを深める指導の充実に努めます。また、総合教育センターが実施する定期県方間において、道徳教育の推進に係る校内研修の実施を

呼び掛けます。

特別支援学校においては、道徳教育推進の中核となる人材を育成する研修会への参加を促し、各校の道徳教育の全体計画に基づく、学校教育活動の全体を通じた道徳教育の充実に努めます。

取組の評価 小・中学校においては、平成30年度・31年度からの教科化に向け、学校訪問や学校等支援研修を通して周知したり指導を行ったりした。また、文部科学省の支援事業を受け、研究推進地区の学校においては小・中学校9年間を見通し、各発達段階における指導の重点を明確にした継続的・発展的な道徳の時間（縦の接続）及び、家庭や地域の理解協力（横の連携）に基づいた学校生活全般における道徳教育を意識した小・中連携カリキュラムづくりが進められている。さらに、年1回の道徳教育推進教師が参加する道徳教育研修会においては、研究推進地区による研究実践の報告や、文部科学省主催の道徳研修会に参加した教員による報告等を行い、国の動向や県の方針の周知を図った。

高等学校においては、すべての学校において道徳教育の全体計画を作成し、道徳的価値の自覚や自己の生き方についての考えを深める指導の充実に努めた。

特別支援学校においては、道徳教育推進の中核となる人材を育成する研修会の参加を促し、「学校生活全般における道徳教育」を推進させるために、指導内容の洗い出しや全体計画作成のための情報提供を実施した。

今後の取組 小・中学校においては、教育活動全体を通じて子どもの道徳性を育むため、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める指導の充実に努める。また、道徳教育推進教師等を対象とした研修会を継続して静西・静東の県内2か所で実施し、各学校における道徳教育推進体制の充実や改正された学習指導要領の趣旨と内容の理解を図る。平成30・31年度からの教科化に向けて、各学校が準備を進めることができるように、希望に応じて行う学校等支援研修を継続する。

高等学校においては、引き続き、道徳教育の全体計画を作成するとともに、教務主任研修会等で、学校の教育活動の全体を通じて道徳教育を行うよう指導していく。

特別支援学校においては、平成26年10月21日に中央教育審議会でも出された「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）、その後の教育課程部会または教育課程企画特別部会における議論を踏まえて、今後の教育課程の改善の方向を探っていく。

（ク） きまりやマナーについて考え行動する取組の推進【第2章2-(1)-ウ】 <高校教育課>

取組の内容 基本的な生活習慣、社会におけるモラルやマナー、忍耐力等を身に付けさせるため、学級活動や生徒会活動等において、生徒が話し合ったり協働したりするなど自らきまりやマナーについて考え、行動する取組を推進します。

取組の評価 県立高等学校3校を「規範意識向上のための地域の子ども連携研究事業」の指定校とし、高校生が地域の小・中学校と交流し学校間の縦の連携を強化する中で、規範の大切さについて学ぶ機会を設けるとともに、リーダーの育成を図った。

今後の取組 各校における生徒指導はもちろん、「規範意識向上のための地域の子ども連携研究事業」等

により、生徒が自ら決まりやマナーについて考え行動する取組を推進する。

(ケ) 保育・介護体験実習、ボランティア活動の推進【第2章2-(1)-エ】 <高校教育課>

取組の内容 生命の尊さや子育ての意義を学び、介護・福祉など少子高齢社会の課題に対する認識を深めるとともに、自己の将来のあり方や生き方を考える契機とするため、高校生が乳幼児や高齢者と交流し、触れ合う活動や介護・福祉に関する活動など高校生保育・介護体験実習事業を実施します。

取組の評価 平成27年度は、全ての全日制高等学校において、原則として1年生全員が、保育体験または介護・福祉体験を行った。

今後の取組 引き続き、全ての全日制高等学校において、原則として1年生全員に対して「高校生保育・介護体験実習事業」を実施することによって、生命の尊さや子育ての意義を学び、介護・福祉等の少子高齢社会の課題に対する認識を深めさせる。

(コ) 各学校等における人権教育推進体制の充実【再掲】 ⇒ 26頁【第1章3-(2)-ア】

<教育政策課>

(サ) 人権教育のための指導方法等の研究の推進と成果の普及【再掲】 ⇒ 26頁【第1章3-(2)-ア】

<教育政策課>

(シ) 教職員等の資質向上と指導力強化【再掲】 ⇒ 26頁【第1章3-(2)-ア】 <教育政策課>

(ス) 主権者教育の充実【新規】 <高校教育課>

取組の内容 高校生の政治的教養を豊かにし、自立した主権者としての資質・能力を育むため、各学校が作成する全体計画に基づき、政治や選挙の仕組み等に関する知識の付与、県市区町の選挙管理委員会等と連携した模擬選挙の実施など、学校の教育活動全体を通じて、国家及び社会の形成者として必要な政治や選挙への関心を高める指導の充実を図ります。

取組の評価 平成28年6月の参議院選挙から一部の高校生が選挙権を有することに対応して、平成27年度から、全ての県立高等学校において選挙管理委員会との連携による出前講座または模擬投票を実施した。

今後の取組 引き続き、選挙管理委員会と連携するとともに、地元自治体と連携して、高校生が自治体に対して意見を述べたり質問したりする取組を充実させていく。

(セ) 「ふじのくにグローバル人材育成基金」の活用【新規】

<教育政策課・財務課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課>

取組の内容 高校生の海外留学や海外インターンシップ、教職員の海外研修などのグローバル教育の充実を図るために、民間企業や関係団体から広く協賛を募り、「ふじのくにグローバル人材育成基金」を創設し、これを活用してグローバル人材の育成を活性化します。

取組の評価 平成27年度は、海外インターンシップにより30人を計4か国に派遣した。

平成28年度からは、「ふじのくにグローバル人材育成基金」を創設し、グローバル人材を育成する支援体制を構築した。基金については、広く協賛を募っており、賛同していただけただけ企業等から目標額を上回る寄附をいただいている。事業については「国際感覚豊かな人材の育成」「『ものづくり県』の次代を担う人材の育成」を2本の柱とし、高校生の留学、教職員の海外研修、海外インターンシップの実施等、準備期間が限られた中でも順調に実施できた。

今後の取組 県内の高校生及び教職員の海外留学・海外研修等をより促進するため、平成29年度以降は事業を拡充し、平成28年度の100人規模から倍増することで、5年間で900人の高校生及び教職員の海外留学等を支援していく。そのために、基金についての広報等は企業訪問を実施する等、より一層の工夫を図ることで基金の安定的な財源の確保を目指す。

(2) 健やかで、たくましい心身の育成

(ア) 養護教諭の育成と支援体制の充実【第2章2-(2)-ア】

<健康体育課>

取組の内容 学校保健を推進していく中堅養護教諭の資質向上を図るため、養護教諭指導リーダー研修会を開催し、最新の学校保健の動向を研修するとともに、各地区での研修会の企画・運営等の実施を支援することにより、指導的役割を担う人材を育成します。

取組の評価 研修会で、事業の目的である若手への指導を通じた中堅養護教諭の資質向上という点を強調した講義等を実施したことにより、各リーダーは自覚を新たにして、自分自身の資質向上を図ろうと意欲を高め、各地区での研修会の企画・運営等を行った。

今後の取組 教員の大量退職期に備え、今後も引き続き、中堅養護教諭の資質向上のために、最新の学校保健の動向に関する研修ができるよう、研修内容を充実させ、県外研修の機会を用意する等、支援を継続する。

(イ) 不登校・いじめ・非行等の問題行動の未然防止と対応のための支援【第2章2-(2)-イ】

<義務教育課・高校教育課>

取組の内容 不登校・いじめ・非行等の問題行動を未然防止するため、人間関係づくりプログラムの活用の推進を図るとともに、国立教育政策研究所の指定を受けて実施している「魅力ある学校づくり調査研究事業」の成果の普及に努めます。

取組の評価 小・中学校においては、平成27年度の「人間関係づくりプログラム」の活用率は、授業案集が小学校で77.8%、中学校で73.3%であった。効果測定ソフトについては、小学校が28.1%、中学校が14.5%である。いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議等で活用の推進について周知したり、効果的な活用方法について検討したりした。また、「魅力ある学校づくり調査研究事業」の指定を受けた袋井市の取組について県内に紹介をした。

高等学校においては、不登校・いじめ・非行等の問題行動を未然に防ぐため、生徒指導主事研修会、地区生徒指導主事研修会等を活用して、情報共有を図るとともに、スキルアップを図

った。また、人間関係づくりプログラムを教育委員会のホームページに掲載するとともに、生徒指導主事研修会等で活用を図っている。

今後の取組 小・中学校においては、不登校・いじめ・非行等の問題行動を未然防止するため、人間関係づくりプログラム授業案集の活用率を80%、効果測定ソフトやQ-Uテスト等を合わせた活用率を80%になるよう周知に努める。また、国立教育政策研究所の指定を受けて実施している「魅力ある学校づくり調査研究事業」の成果の普及に努める。さらに、重大事態への支援体制を構築するため、関係機関との連携に努める。

高等学校においては、不登校・いじめ・非行等の問題行動を未然に防ぐため、引き続き、生徒指導主事研修会、地区生徒指導主事研修会等を活用して、情報共有を図るとともに、スキルアップを図っていく。また、人間関係づくりプログラムに加えて、特別支援教育に関する資料や講師も活用していく。

(ウ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用【第2章2-(2)-イ】

＜義務教育課・高校教育課＞

取組の内容 全公立小・中学校にスクールカウンセラーを計画的に配置し、その専門性を生かし、学校における教育相談機能を高め、いじめや不登校など問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。

また、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図ります。

高等学校においては、不登校の生徒をはじめとする悩みを抱える生徒や、教職員、保護者の相談等に対応するため、拠点校にスクールカウンセラーを配置し、要請により近隣校にも対応します。また、必要に応じて最寄りの中学校に派遣されたスクールカウンセラーとの連携を図ります。さらに、拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、関係機関等が連携して、様々な問題の解決を図ります。

取組の評価 小・中学校においては、スクールカウンセラーを中学校区ごとに配置している。これにより、小・中学校9年間を見通した関わりが可能となり、子どもや保護者に大きな安心感を与えている。また、子どもや保護者からの相談件数や教職員へのコンサルテーションが増加する等、校内でも欠かすことのできない存在となっている。これまでも全ての小・中学校に配置していたが、平成28年度は、国の補助額の増加に伴い、小学校への配置時数を増加することができ、生徒指導上の諸問題への早期対応を図ることができている。一方で、スクールカウンセラーの人材確保及び更なる資質向上を図っていくことが課題である。また、スクールソーシャルワーカーについては、平成27年度は4市3町に配置するとともに、学校の要請に応じて派遣できるスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置したが、平成28年度は、政令市を除く全市町へ配置することができた。スクールソーシャルワーカーが支援するケースは年々増加し

ニーズが高まっている。問題を抱える子どもに対する支援だけでなく、ケース会議の開催等、校内支援体制を構築する上での重要な役割を担うことができるよう、さらなる人材確保、配置拡充をしていくことが重要な課題である。

高等学校においては、平成27年度に15校をスクールカウンセラー拠点校、2校をスクールソーシャルワーカー拠点校とし、平成28年度に20校をスクールカウンセラー拠点校、2校をスクールソーシャルワーカー拠点校とすることによって、悩みを抱える生徒や保護者を支援している。

今後の取組 小・中学校においては、不登校等の生徒指導上の諸問題に対応するため、引き続き、中学校区ごとに同じスクールカウンセラーを配置し、地域の実態に応じて配置時数を弾力的に運用できるようにする。また、スクールカウンセラーを活用した校内研修を全小・中学校で実施するとともに、スクールカウンセラー自身の資質向上を目指した取組の更なる充実を図る。スクールソーシャルワーカーについては、各市町の生徒指導上の課題に対応するために、引き続き、政令市を除く全市町に配置する。また、各市町が効果的に活用できるよう、各市町は活用ビジョンを作成し、計画的に運用することができるようにする。さらに各市町に配置したスクールソーシャルワーカーが専門性を発揮して職務を遂行できるように、スキルアップ研修の充実を図る。

高等学校においては、平成29年度以降も、20校をスクールカウンセラー拠点校、2校をスクールソーシャルワーカー拠点校とすることによって、悩みを抱える生徒や保護者を、引き続き、支援していく。

(エ) 「新体力テスト」や「体力アップコンテスト しずおか」の実施 【第2章2-(2)-ウ】

<健康体育課>

取組の内容 児童生徒の計画的、継続的な体力の向上に取り組む習慣の定着のため、全ての学校において、「新体力テスト」を実施するとともに、その結果を分析し、不得手な種目を解消するための重点種目設定や、体力向上を目的とした実技指導者派遣の実施など、課題の改善を図ります。

また、体力の向上を図るとともに、運動する習慣や好ましい人間関係を育むため、運動習慣の形成期に当たる小学生を対象に、「体力アップコンテスト しずおか」を実施し、優れた成果を上げた学級・学校を表彰します。

取組の評価 新体力テストの結果から、中学生及び高校生における体力向上の取組が効果的に行われている一方で、小学生の体力低下傾向が見られ、それ以降の運動刺激によって体力が改善に向かっていることが考えられる。このことから、小学生の時期から取組を充実させ、体力アップコンテストしずおかで児童が興味を持って取り組めるような新種目を設定した。また、新体力テスト結果において優れた成果をあげた学校を表彰する制度を新たに設け、参加意欲と記録向上意欲の称揚を図った。

今後の取組 今後も、児童生徒の計画的、継続的な体力の向上に取り組む習慣の定着のため、全ての学校において、「新体力テスト」を実施するとともに、その結果を分析し、体力向上を目的とした

実技指導者派遣の実施等、課題の改善を図る。また、「体力アップコンテスト しずおか」を実施し、優れた成果をあげた学級・学校を表彰し、児童が興味を持って取り組める新種目を推進し、児童の体力向上を図る。

(オ) **しずおか型部活動の推進**【第2章2-(2)-ウ】

＜健康体育課＞

取組の内容 部活動の一層の推進を図るため、指導者の資質向上のための研修会等を実施します。また、地域のスポーツ指導者や大学生等のボランティア等の学校への派遣を継続するとともに、効果的・効率的な部活動の指導体制の構築及び指導方法についての実践研究を行います。

取組の評価 平成27年度は派遣校数も増え、多くの学校や部活動へ外部指導者を派遣した。生徒の基本的な知識の習得、技術の向上、体力や精神面での成長等の効果が見られ、大会等の結果にも繋がりが充実した部活動ができたという報告があった。また、部活動顧問の指導力向上や、負担感の減少にも繋がった。

今後の取組 今後は、地域の人材を活用し、部活動等の充実を図る。スポーツ人材バンクを一元化することにより、学校やスポーツ団体人材バンクについての照会の対応を円滑に実施する。適切な外部指導者の派遣を実現させるスポーツ人材バンクを推進し、外部指導者の拡大を図り、学校・幼稚園、市町・自治体等への適用を図ることにより、地域の人材の円滑な活用を推進していく。

(カ) **学校体育（武道）の推進**【第2章2-(2)-ウ】

＜健康体育課・総合教育センター＞

取組の内容 引き続き、学校体育指導者講習会を実施し、教員の指導力の向上を図るとともに、安全な指導法及び授業で取り扱う体育理論に関わる知識等の習得を目指します。

また、指導協力者を中学校へ派遣したり、巡回指導を行ったりする武道指導の充実を図る取組も継続して行います。

取組の評価 教員の指導力向上と安全対策の徹底を図るため、県内6中学校に柔道及び剣道の指導者を派遣した。また、静岡聴覚特別支援学校及び天竜特別支援学校にそれぞれに弓道、柔道の指導者を派遣した。各教員の指導力向上とともに、安全指導のための意識向上が見られ、武道指導の充実を図ることができた。平成27年度は柔道で実施し、24人の参加があった。平成28年度は剣道で実施し、10人の参加があった。4日間の講習で、段位の取得はもちろん、専門的な技術や指導法、安全面での留意点を確認できた。参加者が少なく、目的が曖昧で単に段位を昇段するために申し込む参加者もいることが、課題となっている。

今後の取組 今後も、学校体育指導者講習会を実施し、教員の指導力の向上を図るとともに、安全な指導法及び授業で取り扱う体育理論に関わる知識等の習得を目指す。また、指導協力者を中学校へ派遣したり、巡回指導を行ったりする武道指導の充実を図る取組を継続して行う。武道が、高等学校は必修でなくなり、中学校1・2年生で必修化される点を踏まえ、適切な授業方法等の向上研修（悉皆）等、健康体育課と相談して、方向性を決める必要があると思われる。

(キ) 栄養教諭の配置の促進【第2章2-(2)-エ】

＜義務教育課・特別支援教育課＞

取組の内容 健やかな心身の土台となる食に関する指導を充実するため、学校における食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭の計画的な増員を図ります。

取組の評価 小・中学校においては、任用替えによる新規栄養教諭を12人増員した。これにより、平成28年度は134人の栄養教諭が配置されている。

特別支援学校においては、食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭を平成26年度に8人配置し、平成27年度は12人まで増員することができた。全員が、学校栄養職員からの任用替えである。学校栄養職員では難しかった、「食」に関する指導の全体計画や個別の指導計画への参画のほか、「食」に関する授業を通して、児童生徒への直接的な指導を行うことができた。

今後の取組 栄養教諭免許の取得を促し、栄養教諭選考受験資格を有する学校栄養職員について受験を呼び掛け、今後も増員を図っていく。

特別支援学校においては、平成28年度も、給食実施21校のうち12校に栄養教諭を配置することができた。今後も計画的に栄養教諭の配置を進めていく。また、授業実践や個別の指導計画への参画状況等を調査し、栄養教諭の配置による食育推進状況を検証する。

(ク) 食育に関する研修の実施【第2章2-(2)-エ】

＜健康体育課＞

取組の内容 学校における食に関する指導の充実を図るために、栄養教諭、学校栄養職員、食育担当者を対象に、食育に関する実践的な研修を実施します。

取組の評価 学校健康教育指導者講習会（給食・食育担当者対象）や栄養教諭・学校栄養職員講習会等において、全体計画及び年間指導計画の必要性と重要性に焦点を当てた指導を通して、食に関する指導の充実を図った。

今後の取組 今後は、食に関する指導においても、アクティブラーニング及びカリキュラムマネジメントの手法が取り入れられると思われる。平成22年3月発行の「学校における食育ガイドライン～食に関する指導のために～」と平成26年3月発行の「食に関する指導学習指導案集」の見直しを進め、各種研修会で実践的な研修が実施できるようにする。

(ケ) 学校給食メニューコンクールの開催【第2章2-(2)-エ】

＜健康体育課＞

取組の内容 学校給食に対する児童生徒及び保護者の興味・関心を高め、地場産物を活用した学校給食の充実を図るため、親子で作る学校給食メニューコンクールを実施し、入賞した作品のメニュー集を作成・広報（県ホームページへの掲載等）します。

取組の評価 平成27年度から平成28年度にかけて、コンクールへの応募作品数が83点増加する等、児童生徒や保護者の学校給食に対する興味・関心は高まってきている。各学校の献立計画においても地場産物が積極的に活用された。

今後の取組 さらに学校給食への興味関心を高めるため、メニューコンクール入賞作品のレシピを各学校の献立計画に取り入れるよう、栄養教諭等に要請する。合わせて、学校における地場産物を活用した取組を、給食便り等を活用し、積極的に保護者へ広報するよう要請する。

(3) 「確かな学力」の育成**(ア) 教師用指導資料等の活用【第2章2-(3)-ア】**

＜義務教育課・高校教育課・総合教育センター＞

取組の内容 各学校での「確かな学力」の育成に向けた授業づくりのため、教師用指導資料等の一層の活用を推進します。

取組の評価 小・中学校においては、教師用指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅢ・Ⅳ」を補完する、各教科・領域等に特化した「こんな授業にしたい（資料編）」を平成28年3月に作成した。冊子とともに資料を活用するよう、各種研修会や教育事務所の学校訪問等を通して、周知を図っている。

高等学校においては、「アクティブ・ラーニング及びカリキュラム・マネジメントに係るリーフレット」を平成28年3月に配布し、総合教育センターが実施する学校訪問時の校内研修によって活用した。

総合教育センターでは、「静岡県の授業づくりの指針」を含めた上記資料等を経年経験者研修（「初任者研修」「5年経験者研修」「10年経験者研修」）の「教科研修」の際に活用し、「確かな学力」を身に付ける授業のあり方の追究に努めた。

今後の取組 小・中学校においては、平成28年度中に各教科・領域等で「こんな授業がありました（資料編）」を作成し、それまでに配布した冊子・資料とともに活用を促していく。

高等学校においては、総合教育センターが実施する学校訪問時の校内研修において、引き続き、「アクティブ・ラーニング及びカリキュラム・マネジメントに係るリーフレット」等を活用することで、各学校における「確かな学力」の育成を支援する。

総合教育センターにおいては、授業づくりで、今後も「教師用指導資料」を活用し、確かな学力を育む授業のあり方を追究していく。

(イ) ICT活用指導力の向上【第2章2-(3)-ア】

＜教育政策課・総合教育センター＞

取組の内容 授業における教員のICT活用指導力を向上させるため、学習活動の目的や学校等の実態に応じたICT活用に関する多彩な研修を行うとともに、国の委託事業「指導力パワーアップコース」の成果を踏まえ、校内研修リーダー養成研修を小・中学校31校及び県立学校19校で実施し、受講者が校内研修を行うための研修プログラムの開発及び研修体制の構築を図ります。

また、県内の学校から優れたICTを活用した実践事例や学習指導案等を収集し、「静岡県の授業づくり」データベース等で共有し、活用を推進します。

取組の評価 「ICTを活用した授業ができる教員の割合」は、平成27年度末は68.0%であり、前年度と比較して2.0%向上しているが、教員のICT活用指導力に関しては、全国的に低傾位にあり、教員のICT活用指導力に対する意識改革を図るため「教育の情報化に関する研修」を継続して開催した。

平成24年度から全県立学校において、ICT活用指導力向上研修（高等学校・特別支援学校教員のICT活用指導力向上研修）を実施してきたが、平成27年度に国の委託事業「指導

カパワーアップコース」への採択により、静岡大学・掛川市教育委員会・静岡県教育委員会が連携し、「研修プログラム」の作成に取り組み、実証校では、作成した研修プログラムを活用した校内研修や研究授業等を通してICT活用を推進し、引き続き、教員のICT活用指導力の向上に努めている。

平成27年度はICT活用指導力向上研修において、高等学校16校、特別支援学校4校を訪問し、普及が進んでいるタブレット端末の活用についての実習等を導入し、目標達成度、内容満足度とも前年度より高めることができた。センターを会場とする9つの希望研修においても、8つの研修において充足率が80%を超え（平均充足率93.6%）、研修評価についても満足度、達成度とも目標を概ね達成することができた。

平成28年度、ICT活用指導力向上研修（高等学校・特別支援学校教員のICT活用指導力向上研修）は、同事業の成果を踏まえ、「教員のICT活用指導力向上のための校内研修リーダー養成研修」（抽出校（小・中学校31校及び県立学校19校））の中で継続して実施し、校内研修プログラムの完成を目指すと同時に、教員のICT活用指導力の底上げを図っている。

総合教育センターの組織改編に伴い、平成28年度からICTの操作技術等に関する研修は、教育政策課情報化推進室の主管となり、それらの研修については、センターは研修の補助及び会場、機器の貸与を行うこととなった。

国の委託事業「指導力パワーアップコース」では、校内研修用モジュールの作成等において教育政策課に協力すると同時に、ICT活用事例の収集を行い、これまでに小学校、中学校、高等学校合わせて32事例を動画として収集した。

今後の取組 国の委託事業の成果を踏まえ、県内公立全小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象とした「ICT校内研修リーダー養成研修」を計画しており、県全体の指導力の底上げを図っていく。また、次期学習指導要領改訂を見据え、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れたタブレット端末等の効果的な活用について、実践事例を収集し段階的な研修を行っていく。

教育の情報化について先進校の訪問や、ICTの授業活用に関わるセミナー等に参加することで、ICTの活用について調査研究をさらに推進する。得られた情報については、研修等を通して還元すると同時に、これまでに収集した県内のICT活用事例についても共有に向けて公開方法の検討を進める。

また、電子黒板やタブレット端末の普及に伴って、今後も増えていくと思われる支援要請にこたえていくために、授業での有効な活用方法についてさらに知見を深めていく。さらに、新たな教育課題であるアクティブ・ラーニングにおける効果的なICT活用について研究し、各教科の研修の中でICT活用指導力向上のために内容を充実させていく。

(ウ) 校内研修の充実に向けた支援【再掲】 ⇒ 17頁【第1章2-(2)-ア】

＜教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター＞

(エ) 中堅教員の資質向上のための研修等の実施【再掲】 ⇒ 16頁【第1章2-(2)-ア】

＜義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター＞

(オ) 全国学力・学習状況調査結果を踏まえた授業改善の取組【第2章2-(3)-イ】 <義務教育課>

取組の内容 全国学力・学習状況調査結果を踏まえた学校の授業改善を推進するため、国語・算数(数学)・理科の授業で、少人数指導等を実施します。そのため、小・中学校学習支援事業として非常勤講師を県内全市町へ配置し、「確かな学力」の向上を目指すとともに、地域人材を活用した「学び方支援サポーター」を県内全市町へ配置することにより、社会総がかりで学力向上に取り組む体制を整えます。また、研修主任を対象に、学力向上に向けた授業改善についての研修会を開催します。さらに、市町教育委員会の学力向上に向けた取組を支援するため、県と市町教育委員会の指導主事との連絡協議会を実施します。

取組の評価 全国学力・学習状況調査結果を踏まえた学校の授業改善を推進し、義務教育9か年の学びの支援体制を確立するため、学力調査分析会、学力向上推進協議会、学力向上連絡協議会を実施し、学校、市町教育委員会、県教育委員会の連携による「確かな学力」の育成に向けたPDCAサイクルを確立することができた。研修主任研修会では、県の教育方針、授業改善の視点等について共通理解を図るとともに、個々の教員の授業改善を支える校内研修の計画・推進方法等について研修を行った。校内研修を推進するリーダーとして、参加した研修主任の自覚を高めることができた。さらに、各学校において、確かな学力が身に付く授業が実施されるよう、教育事務所による定期訪問及び総合教育センターによる研修を通じ、望ましい授業のあり方を指導・助言することができた。また、小・中学校学習支援事業として、県内全市町に「学び方支援非常勤講師」(207人)、学び方支援サポーター(104人)を配置し、きめ細かな学習指導を推進することができた。

今後の取組 全国学力・学習状況調査結果を受け、学校、市町教育委員会、県教育委員会が連携し、学校改善・授業改善を支援する体制づくりや学校の授業から家庭学習まで「学びの連結」を図るための環境づくりを進めるための教育のPDCAサイクルを確立し、定着させる。また、全国学力・学習状況調査結果を踏まえた学校の授業改善を推進するため、国語・算数(数学)・理科の授業で、少人数指導等を実施する。そのため、小・中学校学習支援事業として非常勤講師を県内全市町へ配置し、「確かな学力」の向上を目指すとともに、地域人材を活用した学び方支援サポーターを県内全市町へ配置することにより、社会総がかりで学力向上に取り組む体制を整える。

(カ) 国際理解教育・外国語教育の充実【第2章2-(3)-ウ】

＜義務教育課・高校教育課＞

取組の内容 英語指導力向上のため、文部科学省が実施する中央研修に参加した英語教育推進リーダーが行う中核教員研修会を開催します。また、小学校外国語活動授業実践研修を実施し、指導と評価の工夫や小・中連携を意識した内容を扱います。

小・中・高の各校種において、研修協力校を指定して、英語教育改善プランに基づいた実践

を県内に発信します。

児童生徒の国際理解教育を一層推進するため、英語を母国語とし、学士以上を取得している海外青年を指導講師として招へいし、小・中学生や高校生の英語力や異文化を理解する力の向上を図るとともに、高校生の海外渡航や国際交流の機会の拡充を図ります。

また、外国語指導講師を高等学校や総合教育センター及び高校教育課に配置するとともに、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材育成の強化を図るため、指導や評価の改善について、外部専門機関と連携した効果的な研修を実施し、その成果を県内全域に広めていきます。

取組の評価 小・中学校においては、英語教育推進リーダーによる中核教員研修を計画に基づき着実に実施している。小学校では、本研修の伝達を校内研修に位置付け各学校の実態に応じて実施しているため、実施状況について把握を行う。平成28年度から研修協力校として指定している東伊豆町と藤枝市の小・中学校の公開授業研修会への参加を、県内全域に周知した。

高等学校においては、英語教育推進リーダーによる英語指導力向上研修を実施し、平成27年度は297人が参加した。平成28年度は、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業において、2地区3校の県立高等学校を指定し、小・中・高の連携を図った。外国語指導講師は、平成27・28年度ともに94人を配置し、原則として各県立高等学校に1人を配置した。これらの取組によって、国際理解教育・外国語教育の充実を図った。

今後の取組 小・中学校においては、新学習指導要領の先行実施に向けて、中核教員研修会及び校内での伝達講習の確実な実施について、状況を把握した。また、研修協力校において、教育事務所や総合教育センターの支援のもと小・中・高が連携したCAN・DOリストの作成を進めている。

高等学校においては、英語教育推進リーダーによる英語指導力向上研修、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業による小・中・高等学校の連携を実施する。また、外国語指導講師は、原則として各県立高等学校に1人を配置する。これらの取組を引き続き実施することで、国際理解教育・外国語教育の充実を図る。

(キ) 理数教育や職業教育等の充実【第2章2-(3)-ウ】

<高校教育課>

取組の内容 国際的に活躍できる科学技術者や研究者を育成するため、理数関係のコンクール等に参加する高校生を支援する研修会や大学の研究室での本格的な研究体験を実施します。また、より高度な知識、技能及び先端技術等を習得する職業教育を推進するため、産業界等からの講師招へいや大学等における高校生の研究体験を実施します。さらに、こうした理数分野、職業分野をはじめ、高校生の学力を向上させるため、重点的に強化を行う指定校の取組の充実を図ります。

取組の評価 「高校生アカデミックチャレンジ(高大連携推進)事業」を実施し、平成27年度は高校生208人が参加した。平成28年度は205人を募集する。指定校として、平成27・28年度ともに、理数科を設置する8校を「サイエンススクール」に指定した。これらの取組により、理数教育や職業教育等の充実を図った。

今後の取組 「高校生アカデミックチャレンジ(高大連携推進)事業」及び「サイエンススクール」を引

き続き、実施し、理数教育や職業教育等の充実を図る。

(ク) 理科の観察・実験指導等に関する研究協議会の開催(平成27年度) 【第2章2-(3)-ウ】

＜義務教育課＞

取組の内容 理科教員の観察・実験の指導力の向上を図るため、各学校の研修等で中核的な役割を担う教員による、観察・実験の指導に関する研究協議会を実施します。

取組の評価 平成27年度は、5地区(7市町)で研究協議会を実施した。研修の結果、小・中学校のスムーズな接続を目指した教材や学習内容の系統性・子どもの科学認識の特性についての理解や、系統的な指導を意識した観察・実験方法の理解や技能の向上について、参考になったと肯定的に回答した教員が90%以上であった。

今後の取組 平成27年度末で終了をした。

(ケ) 理科の観察・実験等の指導力向上(平成28年度) 【第2章2-(3)-ウ】

＜義務教育課＞

取組の内容 小・中学校の理科教育の充実及び教員の観察・実験の指導力向上を図るため、学校や市町教育委員会の要請等に応じて研修会等での指導・支援を行います。

取組の評価 小・中学校の理科教育の充実及び教員の観察・実験の指導力向上を図るため、学校や市町教育委員会の要請等に応じて理科研修会等に講師を派遣し、指導・支援を行った。

また、全市町を対象とした小学校理科基礎研修(総合教育センター主催)を開催し、基礎的な観察実験の方法や教材の扱い方に関する知識技能を高めた。

今後の取組 平成28年度と同様に、小・中学校の理科教育の充実及び教員の観察・実験の指導力向上を図るため、学校や市町教育委員会の要請等に応じて、理科研修会等に講師を派遣し、指導・支援を行う。また、全市町を対象とした小学校理科基礎研修(総合教育センター主催)を開催し、基礎的な観察実験の方法や教材の扱い方に関する知識技能を高める。

(コ) 補習等のための支援員派遣 【第2章2-(3)-エ】

＜高校教育課＞

取組の内容 生徒の学習意欲の向上と学力の定着を図るとともに教員の指導力向上に寄与するため、地域に在住する退職教員・大学生等の人材を活用して、放課後等に学習指導や教員の指導力向上支援、進路選択支援等の取組を行います。

取組の評価 地域に在住する退職教員・大学生等の人材を活用して、平成27年度は68校に平均65時間支援員を派遣した。平成28年度は予算削減となったが、70校に45時間を上限に派遣することができた。生徒の学習意欲の向上と学力の定着を図るとともに教員の指導力向上に寄与することができた。

今後の取組 生徒の学習意欲の向上と学力の定着を図るとともに、教員の指導力向上に寄与するため、地域に在住する退職教員・大学生等の人材を活用して、放課後等に学習指導や教員の指導力向上支援、進路選択支援等の取組を、引き続き、行う。

(4) キャリア教育の推進

(ア) 就職指導・支援に向けた環境整備【第2章2-(4)-ア】

＜高校教育課＞

取組の内容 就職未内定の生徒が多い学校を支援するため、ジョブ・サポート・ティーチャー配置事業を継続し、就職支援教員を配置します。また、関係部局と連携し、就職面接会や就職相談会等の機会の充実を図ります。

取組の評価 本務校4校、兼務校8校を配置校に指定し、本務校に就職支援教員が週3日、兼務校に週1日ずつ勤務した。キャリア教育の支援、就職支援、卒業生への支援等を実施した。

今後の取組 引き続き、ジョブ・サポート・ティーチャーを活用し、キャリア教育の一層の充実を図るとともに、生徒個々の適性や希望に応じた、きめ細やかで実効性のある就職指導・支援を行う。

(イ) 高校教育への民間活力の導入促進【第2章2-(4)-ア】

＜高校教育課＞

取組の内容 産業教育の充実を図るとともに、高等学校と産業界との相互理解や地域に根差した教育を推進するため、企業や研究機関等から講師を招へいし、将来、県内で活躍する人材の育成を図ります。

取組の評価 地元企業から企業人2人を、1年間特別教諭として招請した。また、企業や研究機関から講師を78校が797時間招請した。これらの取組によって、産業教育の充実を図るとともに、高等学校と産業界との相互理解や地域に根差した教育を推進した。

今後の取組 引き続き、地元企業から特別教諭及び講師を招請することによって、高等学校教育への民間活力の導入を促進する。

(ウ) キャリア教育の充実に向けた支援【第2章2-(4)-ア】

＜義務教育課・高校教育課・特別支援教育課＞

取組の内容 小・中学校において、キャリア教育用教材を増刷、配布し、活用を推進するとともに、教職員を対象としたキャリア教育研修会を開催し、キャリア教育への理解を深め、キャリア教育の一層の充実を図ります。

高等学校においては、経済団体・就業支援機関・NPO・大学等の関係者で構成する協議会を設置し、キャリア教育推進のための体制を整備するとともに、地域との関わりを深めるため、高校生の社会貢献活動の推進や「高校生ひらめき・つなげるプロジェクト」の成果を地域社会に向けて発信します。

特別支援学校においては、進路希望実現を目標とした、ライフステージや個々の障害に合わせた学習の充実を図ります。また、個別の教育支援計画に基づき、自立に向けた生活習慣の確立や人間関係の形成、勤労観を育て、保護者の意識を高めていきます。

取組の評価 小・中学校においては、発達段階に応じたキャリア教育のあり方、校内外の連携を踏まえたキャリア教育推進のための手だて、キャリア教育の改善方策等について講義並びにグループワークによる研修会を行い、学校におけるキャリア教育の推進を図ることができた。また、小・中学校向けキャリア教育用教材を増刷、配布し、活用を推進することもできた。特に、小学校

では、キャリア教育に対する正しい理解を深めることが課題である。

高等学校においては、平成27年度は協議会を開催していないが、「高校生ひらめき・つなげるプロジェクト」に25校569件の応募があり、静岡県キャリア教育推進企業等顕彰事業により10団体に感謝状を授与した。

特別支援学校においては、個別の教育支援計画に基づき、①小学部からの自立に向けた教育②作業学習等による職業教育③職場実習による職業教育④保護者の意識の確立・向上を進めることで、キャリア教育を充実させることができた。

今後の取組 小・中学校においては、発達段階に応じたキャリア教育のあり方、校内外の連携を踏まえたキャリア教育推進のための手だて、キャリア教育の改善方策等について講義並びにグループワークによる研修会を行い、引き続き、学校におけるキャリア教育の推進を図っていく。また、日頃の学校生活や授業において、キャリア教育を意識した取組が実践されるよう、研修会の中で推進校の取組を紹介していく。

高等学校においては、静岡県キャリア教育推進企業等顕彰事業、「高校生ひらめき・つなげる提案コンテスト」、コンビニと連携した新商品開発、こころざし育成セミナー事業等を実施することで、キャリア教育の充実に向け支援する。

特別支援学校においては、労働意欲と作業能力の向上を目指し、地域の中学校と一層の連携を図る。高等部卒業後の安定した生活のために地域による就業支援と生活支援の体制づくりを目指し、関連機関への動き掛けや情報交換をしていく。

(エ) 日本の次世代リーダー育成研修の実施【第2章2-(4)-ア】

<高校教育課>

取組の内容 本県発展の中核的存在となる人材の育成を図るため、日本や世界を代表する研究者や経済人を講師に招き、ディスカッションを積み重ねて、リーダーとして必要な資質、多面的な思考力や分析力等を養う「日本の次世代リーダー養成塾」に県内の高校生10人を派遣します。

取組の評価 川勝知事も講師を務める「日本の次世代リーダー養成塾」に平成27年度は10人、平成28年度は11人の高校生が参加した。参加者は、講演やディスカッション等により、リーダーとしての資質、多面的な思考力や分析力等を養った。

今後の取組 「日本の次世代リーダー養成塾」に静岡県として参画することによって、高校生10人を静岡県推薦枠として派遣し、本県発展の中核的存在となる人材の育成を図る。

(5) 魅力ある学校づくり

(ア) 静岡式35人学級編制の充実【第2章2-(5)-イ】

<義務教育課>

取組の内容 きめ細かな学習・生活指導を実現するため、小学校3～6年生、中学校全学年で実施している静岡式35人学級編制を継続します。また、学級担任外教員の減少に対応するため、県単独加配教員や小規模小学校に非常勤講師等を配置します。

取組の評価 義務教育全学年に35人学級編制が適用されている。このことにより、「子どもたちが授業中に活躍できるようになった」「児童の自己肯定感が高まった」等の成果がみられた。保護者

からは、「子どもが学校の出来事や先生、友達の話をよくするようになった」「宿題や作品等が丁寧に見てもらえる」等の声が聞かれた。

静岡式 35 人学級編制により、小学校においては平均 9.2 人、中学校においては平均 6.9 人の学級規模縮小が実現した。

今後の取組 静岡式 35 人学級編制の継続及び充実を図るため、小規模小学校支援非常勤講師等の成果と課題を明確にし、その運用や具体的な支援方法を検討していく。

(イ) 県立学校の老朽化対策など教育環境の整備【再掲】 ⇒ 13 頁【第1章1-(3)-ア】

<財務課・高校教育課・特別支援教育課>

(6) 特別支援教育の充実

(ア) 多様な障害に応じた特別支援学校における指導の研究【第2章2-(6)-ア】

<特別支援教育課>

取組の内容 すべての子どもの一人一人の力を最大限に伸ばすため、実態把握の方法や子どもの見方、課題達成に向けた計画の作成と見直し、配慮事項の共通理解等の研究や実践を行います。

さらに、医療的分野や心理的分野の専門性を有する人材を活用し、多様な障害に応じた指導方法の向上を図るための研究を行います。

取組の評価 研究指定校として、平成 27 年度は、視覚障害の「見え方に係る生活改善」、聴覚障害の「聞こえにくい子どもたちの自らの命は自ら守る力を身に付ける」、知的障害の「地域と協働した教育」、肢体不自由の「医療従事者と協働した研修」「心と体を育てる食育の実践」等の研究に取り組み、報告会で成果を他の特別支援学校と共有した。平成 28 年度は、9 校が多様な障害に応じた指導の研究に取り組んでいる。

今後の取組 全ての子ども一人一人の力を最大限に伸ばすために、実態把握の方向や子どもの見方、課題達成に向けた指導方法の見直し、配慮事項の共通理解等の課題を解決できるよう、研究や実践を行っていく。

(イ) 就労促進専門員の配置等、特別支援学校の生徒の職業自立に向けた支援【第2章2-(6)-ア】

<特別支援教育課>

取組の内容 特別支援学校の生徒の職業自立に向けた支援をするため、他部局との密な連携により、進路指導の充実を図るとともに、就労促進専門員を配置することで、就職実現率向上を目指します。

また、進路指導連絡協議会と地区別の就業促進協議会の連携を強め、情報交換や協議を深めていきます。

取組の評価 平成 27 年度から 12 校の拠点校に就労促進専門員を置き、高等部のある 23 校に就労に向けての支援を行った。主な業務内容として、職場開拓と障害者雇用に関する理解啓発、雇用促進に関する課題の分析等を行った。就職希望者、実現率ともに前年度より向上した。

また、地区別の終業促進協議会も各地区で工夫して開催され、理解啓発が進んだ。

今後の取組 引き続き、就労促進専門員を配置し、他部局との連携や就業促進協議会の取組を進め、高等部生徒の就労支援を継続していく。あわせて、高等部の生徒の職業自立に必要な力を洗い出し、その力を付けていくための方策について各校が情報交換できる場を設けていく。

(ウ) **発達障害等のある生徒への支援**【第2章2-(6)-ウ】

<高校教育課>

取組の内容 発達障害等のある高校生の自立と社会参加を促進するため、対象生徒を集めて行う専門的支援を東部、中部、西部において実施します。また、各学校における支援を充実する方策として、学校支援心理アドバイザーによる巡回相談を実施します。

取組の評価 コミュニケーションスキル講座を、静岡中央高等学校（通信制）の東・中・西の3キャンパス及び日周智高等学校において実施し、のべ89人が参加した。また、7地区に学校支援心理アドバイザーを配置するとともに、22校を重点派遣校として、高等学校における特別支援教育体制のあり方を研究した。

今後の取組 引き続き、コミュニケーションスキル講座を、静岡中央高等学校（通信制）の東・中・西の3キャンパスで実施し、7地区に学校支援心理アドバイザーを配置するとともに、22校を重点派遣校として、高等学校における特別支援教育体制のあり方を研究する。

(エ) **県立学校の老朽化対策など教育環境の整備**【再掲】 ⇒ 13頁【第1章1-(3)-ア】

<高校教育課・特別支援教育課>

(オ) **視覚障害乳幼児の発達支援**

<特別支援教育課>

取組の内容 視覚に障害を有する乳幼児（0から2歳児）に対し、感覚・認知・運動などの発達を促す指導をするとともに、保護者に対して、望ましい親子関係の形成やより良い育児方法が身に付くような支援をします。

取組の評価 3校で2人配置された相談員が、個別相談、母親教室、乳幼児・母親の交流会、学校見学を通して、母子関係や障害受容についての指導・相談を実施した。幼児の状態によっては、視力検査や他の支援期間の紹介も行った。

今後の取組 視覚障害に関する相談が中心であるが、総合的な療育についての相談が増えている現状から、指導者間の情報交換、医師や視能訓練士等の専門家、その他の外部機関とも連携を密にしている。

(7) **私立学校の教育の充実**

※文化・観光部の取組が中心です。

(8) **学校種間の連携の充実**

(ア) **小・中学校の教科の系統性を踏まえた指導力の向上**【第2章2-(8)-イ】

<義務教育課>

取組の内容 小・中学校の教科の系統性を踏まえた指導を推進するため、「静岡県の授業づくり指針」の

一層の活用を推進します。また、小学校外国語活動について、中学校英語科との円滑な接続を図るため、授業実践研修を小・中学校で実施します。

取組の評価 小学校外国語活動における授業実践研修では、小学校外国語活動の授業を小・中学校の教員が参観及び事後協議を行うことで、小・中連携の必要性を理解する機会となった。また、静岡県県の授業づくり指針を活用し、単元構想づくりの演習も実施している。

今後の取組 新学習指導要領の先行実施に向けて、小学校外国語活動における授業実践研修の実施及び充実を図っていく。

(イ) 理数教育や職業教育等の充実【再掲】 ⇒ 48頁【第2章2-(3)-ウ】 <高校教育課>

(9) 青少年の健全育成に向けた環境整備

(ア) 青少年指導者の養成及び認定【第2章2-(9)-ア】 <社会教育課>

取組の内容 青少年の健全育成に携わる指導者の養成を図るため、一定の基準を設けて級位認定をするとともに、市町やNPO等の団体での活用に向けた取組を行います。

また、野外活動で活躍する青少年指導者の養成を図るため、県立青少年教育施設を活用して、指導者として必要な知識・技術を習得する研修会を実施します。

取組の評価 県立青少年施設や各市町・諸団体が実施する青少年指導者養成事業において、平成27年度には、2,642人の指導者を認定した。平成27年度末には、意欲的な青少年指導者が、上級指導者を目指して活動しやすい環境や条件を整えるため、上級指導者認定基準を見直し、実施要綱を改正した。

今後の取組 地或活動に意欲的な青少年指導者がより活動しやすい環境を整えるために、地域で実施されている青少年活動に関する情報を青少年指導者に提供するとともに、市町や団体等の事業主催者が、養成した青少年指導者を主催事業で継続的に活用できるよう、体制を整える。

(イ) 青少年活動実施団体への支援【第2章2-(9)-ア】 <社会教育課>

取組の内容 次代を担う心身ともにたくましい青少年の健全育成を図るため、青少年団体が実施する指導者養成事業を支援します。

取組の評価 青少年の健全育成における指導者を確保するため、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会連合会等、県域で活動する団体が実施する指導者養成研修等の開催を支援したことにより、青少年指導者の確保と資質向上が図られた。

今後の取組 引き続き、青少年の健全育成のため、青少年団体が実施する指導者養成事業を支援していく。

(ウ) 日中青年リーダーの交流推進【第2章2-(9)-ア】 <社会教育課>

取組の内容 日中青年の相互理解と信頼関係を深め、発展的協力関係を築くため、県内の経済、産業、教育、行政等各分野の青年代表と、中国浙江省の青年代表との交流を推進します。

取組の評価 日中青年が各分野の代表として、浙江省と静岡県で相互交流を行った。日中相互でホームス

テイを行い、ホームステイのパートナーだけではなく、その家族や友人にも交流が広がった。本事業に参加後、中国での交流で得た経験や人脈等を生かした取組や県内各分野の青年リーダーによる異業種交流等が促進された。

今後の取組 引き続き、経済、産業、教育、行政等各分野の代表である日中青年が、浙江省と静岡県で相互交流を行う。さらに、平成29年度は、静岡県・浙江省友好提携35周年にあたるため、過去参加者等に呼びかけ、記念事業の計画を進める。

(エ) 青少年を取り巻く社会環境の整備【第2章2-(9)-イ】

<社会教育課>

取組の内容 青少年が安全にインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年を取り巻く有害情報環境対策を官民一体となって実施します。

また、青少年の健全な育成を図るため、興行・図書類等の優良推奨や有害指定を行うとともに、市町や関係機関・団体と連携し、立入調査や環境実態調査を行うなど、良好な環境を整備します。

さらに、青少年を地域で守り育てるため、県民参加型の運動として「地域の青少年声掛け運動」を展開します。

取組の評価 携帯電話やスマートフォンの使用時間等について家庭でルールをつくることを推奨する「親子で話そう!!我が家のケータイ・スマホルール」カレンダーを、県内小学校新6年生と中学校新3年生の保護者(85,000部)に配布し、子どもと保護者のインターネット等を安全に利用する意識の醸成を図った。さらに、県内4カ所で開催した「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座で養成された82人のアドバイザーが、PTAの研修会等で、正しく安全なネット利用の仕方や家庭で話し合っルールを決めることの大切さを保護者に伝え、安全意識を高めることができた。

また、興行・図書類等の優良推奨や有害指定を行うとともに、市町や関係機関・団体と連携して立入調査や環境実態調査を行うことにより、青少年のための良好な環境を整備した。

さらに、「地域の青少年声掛け運動」について、声掛け運動アンバサダーに女優の藤田弓子氏を委嘱し、啓発用ポスターやリーフレットの作成、各種広報誌による広報、声掛け運動アンバサダーの講演等を実施したことにより、平成27年度には、新たに10,871人が運動に参加した。

今後の取組 「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座の内容を充実させ、より多くのアドバイザーを養成するようとともに、アドバイザーが多くの保護者に講座内容を伝達できるよう、学校等に働き掛け、活躍機会の確保に努める。

また、青少年の健全な育成を図るため、引き続き、興行・図書類等の優良推奨や有害指定を行うとともに、市町や関係機関・団体と連携し、立入調査や環境実態調査を行う等、良好な環境を整備する。

さらに、「地域の青少年声掛け運動」について、現声掛け運動アンバサダー藤田弓子氏が任期満了のため、新たに委嘱し、啓発用ポスターやリーフレットの作成、各種広報誌による広報、

声掛け運動アンバサダーの講演等を実施し、地域で青少年を守り育てる意識の高揚を図る。

(オ) **困難を有する子ども・若者の支援体制の整備**【第2章2-(9)-エ】<高校教育課・社会教育課>

取組の内容 ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者の社会的自立や社会参加を支援するため、支援団体・機関を紹介する「ふじのくに i (アイ) マップ」の作成や、市町及び公的支援機関・民間支援団体と連携して合同相談会を開催するなど、総合的な支援体制の整備を推進します。また、庁内関係部署で組織する「静岡県子ども・若者ネットワーク」により、全庁体制での支援に取り組みます。

また、高校生相当年齢から30歳代までの「社会的ひきこもり」傾向にある青少年の円滑な社会復帰及びその家族を支援するため、カウンセリングとフリースペース機能を備えた交流スペース「アンダンテ」を開設・運営するとともに、静岡県ひきこもり支援センター等関係機関、団体との連携を強化して相互の特性を生かした支援に取り組みます。

さらに、経済的に就学が困難な高校生に対し、授業料に充てるための高等学校就学支援金や返済不要の奨学給付金を給付することにより、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図ります。また、生徒の基礎学力の定着及び学習意欲の向上並びに就学の継続を図るため、補習等のための指導員派遣事業により、外部支援員を派遣し、高等学校の教育活動全般を支援します。

取組の評価 高等学校においては、平成26年度から、経済的に就学が困難な高校生等に対し就学支援金や給付金を給付し、高校生等の修学を支援した。外部支援員を平成27年度は68校に平均65時間派遣し、平成28年度は70校に45時間を上限に派遣することによって、生徒の学習意欲の向上と学力定着を図った。

社会教育課においては、支援団体・機関を紹介する「ふじのくに i (アイマップ) 2015」を学校関係や市町青少年行政担当者等に配布するとともに、ホームページに掲載して更新することで、支援団体等の周知を進めた。あわせて、ニート、ひきこもり・不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族を支援するため、市や市教育委員会の共催で合同相談会を実施し、行政と民間等が連携する運営モデルを共催市に示すことにより、総合的な支援体制の整備の推進が図られた。また、静岡県子ども・若者支援ネットワークを年4回実施し、構成15課の取組を相互に報告すること等を通して、庁内の情報共有・連携を推進することができた。交流スペース「アンダンテ」と、県ひきこもり支援センターや静岡市精神保健福祉センター、NPO等の民間団体との連携を強化し、相談者の実情に応じた支援機関を紹介できるよう取り組んだことにより、相談対応の幅が広がり、親の会に参加する保護者も増加した。

今後の取組 高等学校においては、引き続き、就学支援金や給付金を給付し、経済的に修学が困難な生徒を支援する。また、補習等のための支援員を派遣することで、生徒の学習意欲の向上と学力定着も図る。

社会教育課においては、ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者の社会的自立や社会参加を支援するため、支援団体・機関を紹介する「ふじのくに i (アイ) マップ」

を更新や、市町及び公的支援機関・民間支援団体と連携して合同相談会を開催して各市町における支援体制の整備を促す等、総合的な支援体制の整備を推進する。また、庁内関係部署で組織する「静岡県子ども・若者ネットワーク」により、全庁体制での支援に取り組む。引き続き、交流スペース「アンダンテ」と県ひきこもりセンター等関連団体とが相互の特性を生かせるよう連携を強化していく。また、関係部署や他団体と、ひきこもりの状況や状態に合わせた支援ができる体制の整備に関する研究会を実施する。

3 高等教育の充実

(1) 公立大学法人への支援の充実

※文化・観光部の取組が中心です。

(2) 高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元

※文化・観光部の取組が中心です。

(3) 留学生支援の推進

※文化・観光部の取組が中心です。

4 成年期以降の教育の充実

(1) 学習環境や学習内容の充実

(ア) 「学びの『宝箱』」の活用促進【第2章4-(1)-ウ】

<社会教育課>

取組の内容 地域の人材活用を広域的に促進するため、退職教員、芸術家、スポーツ指導者等の人材情報をデータベース「学びの『宝箱』」に登録し、学校・市町教育委員会等に情報を提供します。

取組の評価 年度末に定年退職予定の教員に人材情報の登録を依頼した結果、新たに15人の情報が登録された。また、年度当初に全市町及び学校に「学びの宝箱」について情報提供し、その活用を図った。

今後の取組 引き続き、市町及び学校にデータベースの活用を促すとともに、退職予定の教員等に登録を呼びかけ、データベースの充実を図る。

(イ) しずおか県民カレッジ連携講座の充実【再掲】 ⇒ 10頁【第1章1-(1)-ウ】

<社会教育課・総合教育センター>

(ウ) 県立中央図書館の機能や資料の充実【再掲】 ⇒ 12頁【第1章1-(2)-ア】

<社会教育課・県立中央図書館>

(2) キャリアアップに向けた職業教育の充実

※経済産業部の取組が中心です。

(3) 社会参画に向けた教育・支援の充実

※健康福祉部や経済産業部の取組が中心です。

第3章 社会総がかりで取り組む人づくりの推進

1 連携・協働による学校教育の充実

(1) 学校と家庭・地域との連携・協働の充実

(ア) 学校支援地域本部設置の推進【第3章1-(1)-ア】

＜社会教育課＞

取組の内容 学校教育の充実と地域全体の教育力の向上を図るため、学校と地域の連絡調整を行う地域コーディネーターを配置し、地域ボランティアによる授業補助や登下校の安全指導等を行う「学校支援地域本部」の設置を促進するとともに、「コミュニティ・スクール」と連携し、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育む体制づくりに努めます。

取組の評価 学校と地域が連携・協働し、社会総がかりで子どもたちを育む環境づくりを推進するため「学校・地域の連携推進研修会」を県内5箇所で開催して186人が参加した。また、学校と地域を繋ぐ役割を担う地域コーディネーターを育成するため「地域コーディネーター養成講座」を県内2箇所で開催し、35人が修了した。学校支援地域本部の機能を有した小・中学校は、政令市を除く33市町489校中300校(61.3%)となり、年々増加している。学校支援活動の一層の充実を図るため、より多くの地域住民が支援活動に参加するための環境整備が課題である。

今後の取組 「学校・地域の連携推進研修会」と「地域コーディネーター養成講座」の見直し及び改善を図り、学校と地域が連携・協働し、社会総がかりで子どもたちを育む環境づくりを一層推進する。また、地域ぐるみで子どもを育むことの意義の周知や先進事例の紹介等を通して、学校支援地域本部の機能を有した小・中学校数の着実な増加を目指す。

(イ) 学校運営協議会制度の導入に向けた取組への支援拡充【第3章1-(1)-イ】

＜義務教育課＞

取組の内容 保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域社会・教育委員会が一体となって、地域とともにある学校づくりを進めるため、導入する市町教育委員会等の指導主事や地域住民・保護者等を対象としたフォーラムの開催、運営体制づくりへの指導・助言により、各市町教育委員会の課題に応じた学校運営協議会の導入に向けた取組を支援します。

取組の評価 平成27年度は、しずおか型コミュニティ・スクール推進会議を中心とし調査・研究を行いながら、外部人材研修(6月)と推進フォーラム(11月)を開催した。平成28年度は、7月に推進フォーラムを開催した。また、平成28年度から社会教育課と共催の形で、学校・地域の連携推進研修会を開催し、地域とともにある学校づくりの普及・啓発に取り組んだ。

今後の取組 平成29年度以降も連絡協議会や学校・地域の連携推進研修会を継続して行い、普及・啓発活動を図る。また、実践の様子取材し、ホームページ等を使って広報活動を行う。

(ウ) 学校運営協議会導入後の取組への支援【第3章1-(1)-イ】

＜義務教育課＞

取組の内容 CSディレクターの配置に係る経費負担、学校運営協議会委員、教職員、地域住民等を対象とした研修会の開催により、学校運営協議会導入後の運営体制づくりを支援します。

取組の評価 学校運営協議会委員や地域住民等を対象とした研修会の開催により、学校運営協議会導入後

の運営体制づくりを支援した。平成27年度のしずおか型コミュニティ・スクール推進会議(年4回開催)、平成28年度のしずおか型コミュニティ・スクール連絡協議会(年2回開催予定)を通じて、各市町教育委員会の実践や課題等と共有したり、情報交換できる機会を作成した。また、平成27年度末に静岡県内のコミュニティ・スクールに関する報告書を作成し、各市町に配布をした。

今後の取組 しずおか型コミュニティ・スクール連絡協議会(年2回開催予定)を通じて、各市町教育委員会の実践や課題等と共有したり、情報交換できる機会を継続する。

(エ) しずおか型コミュニティ・スクール推進協議会の開催【第3章1-(1)-イ】 <義務教育課>

取組の内容 推進協議会を開催し、導入地域における実践報告や先進地域の視察等、調査・研究を進めま

す。

取組の評価 コミュニティ・スクール導入市町だけでなく、検討中である市町も巻き込んで連絡協議会を実施をした。導入地域の具体的な実践例や課題等について情報交換を行い、地域とともにある学校づくりの推進を図る。

今後の取組 全市町教育委員会を対象に、コミュニティ・スクールやしずおか型コミュニティ・スクールの具体的な実践例や課題等について情報交換を行い、地域とともにある学校づくりの推進を図る。

(オ) 放課後子ども教室の設置の推進【第3章1-(1)-エ】 <社会教育課>

取組の内容 子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)づくりを充実させるため、学校支援地域本部と連携し、放課後や週末等に小学校等を会場として、スポーツ・文化活動などの体験活動、地域住民との交流活動、学習活動等の機会を設けることにより、地域の教育力の向上を図ります。

取組の評価 放課後子ども教室において、子どもたちの安全管理の役割を担う教育活動サポーター等を対象にした「放課後子ども教室安全管理研修会」を中部地区で開催し、36人の参加があり、資質向上を図った。放課後子ども教室は、平成27年度は17市町116箇所、平成28年度は18市町125箇所で開催され、その数は年々増加している。

今後の取組 「放課後子ども教室安全管理研修会」を年1回実施し、教育活動サポーター等の資質向上を図る。

また、「学校・地域の連携推進研修会」を学校支援地域本部と合同実施し、学校支援地域本部と合わせた総合的な学校支援体制構築も推進する。

(カ) 地域における通学合宿の推進【第3章1-(1)-エ】 <社会教育課>

取組の内容 子どもが生活体験を通して、責任感・協調性・規範意識・忍耐力等を育むため、自治会、子ども会、老人会、PTA、自主防災会等の地域の教育力を結集して、異年齢集団による宿泊を伴った共同生活を行う「地域における通学合宿推進事業」を実施します。また、新たに防災体験等を行う短期通学合宿を事業に取り入れ、地域で子どもを育む体制づくりを促進します。

取組の評価 通学合宿の実施拡大を図るため、広報活動・年2回の研修会を行ったが、平成27年度の申請件数は130件にどどまり、平成26年度に比べ実施件数は減少した。平成28年度からは、「防災体験合宿」を対象事業に追加し、通学合宿を1泊2日から実施できるようにするとともに、ホームページ・マスコミ等の広報活動・各種研修会での広報活動を行い、平成28年8月まででおよそ30件の新規の申し込みがあった。

今後の取組 引き続き、積極的な広報活動や年2回の研修会の研修内容の充実を図り、実施件数を増加に努める。また、過去に通学合宿を実施していたが、現在は実施していない団体に対し再開の働き掛けを行うとともに、既に実施している団体の活動充実や継続実施を支援する。

(2) 学校とNPO等との連携・協働の充実

(ア) **キャリア教育の充実に向けた支援【再掲】** ⇒ 50頁【第2章2-(4)-ア】

<義務教育課・高校教育課・特別支援教育課>

(イ) **地域の自然や特色を生かした活動の推進【再掲】** ⇒ 35頁【第2章2-(1)-ア】

<義務教育課・高校教育課>

(ウ) **「静岡県生涯学習情報発信システム(まなぼっと)」の活用促進【再掲】** ⇒ 10頁

【第1章1-(1)-ウ】

<社会教育課・総合教育センター>

(エ) **「ふじのくにグローバル人材育成基金」の活用【新規】【再掲】** ⇒ 39頁

<教育政策課・財務課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課>

2 連携・協働による家庭教育・社会教育の充実

(1) 家庭・地域とNPO等との連携・協働の充実

(ア) **地域の家庭教育支援の充実【第3章1-(2)-ア】**

<社会教育課>

取組の内容 すべての親が安心して家庭教育が行えるよう、家庭教育支援員を養成し、地域に家庭教育支援チームを組織することで、交流型の家庭教育講座や相談対応、子育てサロン等、地域の特性に応じた家庭教育支援活動の推進に努めます。

取組の評価 家庭教育支援員、市町家庭教育担当者を中心とした家庭教育支援チームの組織化を推進し、21市町に家庭教育支援チームを組織できた。このことにより、交流型の家庭教育講座や相談対応、子育てサロン、訪問型家庭教育支援等、地域の特性に応じた家庭教育支援活動を実施することができ、保護者の悩みや不安の軽減につながった。

今後の取組 全ての市町での家庭教育支援チームの組織化を促進し、地域の特性に応じた家庭教育支援活動の更なる推進に取り組む。

(イ) スポーツ人材バンクの構築【新規】

<健康体育課>

取組の内容 スポーツ人材バンクを構築することにより、地域人材を活用して、部活動や社会教育活動の充実を図ります。

取組の評価 スポーツ人材バンクを作成し、運用のためのデータベース・ネットワークを構築した。また、高等学校の運動部活動における外部指導者のニーズ調査を行い、必要となる外部指導者の発掘からマッチング作業までを実施している。

今後の取組 各競技団体と連携し、更なる外部指導者の発掘からマッチングを行い、必要とする学校・社会教育団体等へ多くの外部指導者を紹介する。また、トレーナー等のスポーツサポーターの人材バンクの構築も目指す。

(2) 家庭・地域と行政との連携・協働の充実

(ア) 学校支援地域本部設置の推進【再掲】 ⇒ 59頁【第3章1-(1)-ア】

<社会教育課>

(イ) 官民が連携した家庭教育支援

<社会教育課>

取組の内容 親が働く職場での家庭教育支援の気運を高めるため、企業等を訪問し、「家庭の日」の設定・家庭教育講座の実施・家庭教育支援に取り組む「家庭教育応援企業」宣言を働き掛けるとともに、積極的に推進している企業を表彰します。

取組の評価 企業等を訪問し、「家庭の日」を設定した63社を「ふじのくに家庭教育応援企業」に登録するとともに、企業内で家庭教育講座を実施する等、積極的に家庭教育支援に取り組んだ5社に「ふじのくに家庭教育支援推進企業教育長表彰」を行い、社会全体で家庭教育支援に取り組む気運を醸成した。

今後の取組 親が安心して子育てをしながら生き生きと働けるよう、100社の企業訪問を行い、家庭教育講座の開催(10社)や、ふじのくに家庭教育応援企業の登録(40社)、ふじのくに家庭教育支援推進企業教育長表彰の実施(5社)を通して、企業の家庭教育支援推進体制の更なる充実を図る。

(ウ) スポーツ人材バンクの構築【新規】【再掲】 ⇒ 62頁

<健康体育課>

第4章 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

1 ふるさと“ふじのくに”の多彩な文化の創出と継承

(1) 地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信

※文化・観光部の取組が中心です。

(2) 文化財の保存・活用と未来への継承

(ア) 文化財の調査【第4章1-(2)-ア】

＜文化財保護課・埋蔵文化財センター＞

取組の内容 地域の大切な文化遺産である文化財を保護し、未来に確実に継承するため、県内の中近世墓の調査、県内遺跡の確認調査、記録保存のための本発掘調査、国及び県指定文化財や埋蔵文化財に係る巡回調査等の取組を実施します。

取組の評価 平成27年度は、カモシカ特別調査、富士・箱根周辺の湯立神楽調査、伊豆半島の石丁場遺跡等について調査報告書を刊行したほか、国・県の開発事業に伴う埋蔵文化財の試掘・確認調査や文化財の現地調査等を実施し、地域の文化財の価値を再発見するとともに、その調査結果を以って文化財指定を行った。また、国及び県指定文化財や埋蔵文化財に係る巡回調査等を行い、貴重な文化財の保護に努めている。

今後の取組 早急な保護対策が必要な中近世墓の学術調査を平成27年度から4年間かけて行うほか、カモシカの通常調査、国・県の開発事業に伴う埋蔵文化財の試掘・確認調査や文化財の現地調査等の実施をする。また、国及び県指定文化財や埋蔵文化財に係る巡回調査等を行い、文化財の一層の保護に努める。

(イ) 文化財の保存・修理や埋蔵文化財調査等への助成【第4章1-(2)-ア】

＜文化財保護課＞

取組の内容 県内に所在する国及び県の指定文化財や埋蔵文化財の保存と活用を図り、後世に継承するため、文化財の保存・修理事業及び埋蔵文化財調査事業等を実施する市町や文化財所有者等に対して助成をする。

取組の評価 平成27年度は、98件の国及び県指定文化財と16件の埋蔵文化財に対して市町や文化財所有者に助成をした。平成28年度も引き続き、国及び県指定文化財及び埋蔵文化財に対して助成し、文化財の保存と活用を図っている。

今後の取組 国及び県指定文化財等を後世に継承するため、文化財の所有者等が行う保存・修理事業及び埋蔵文化財発掘調査等事業に対して助成をする。

(ウ) 文化財等救済の体制整備【第4章1-(2)-ア】

＜文化財保護課＞

取組の内容 大規模災害時における被災文化財等の救済体制を整備するため、静岡県文化財等救済ネットワーク会議を開催するとともに、救済活動に関わるボランティア「静岡県文化財等救済支援員」の意識・技術向上のためにステップアップ講座を開催します。

また、災害後の早期の復旧・復興と埋蔵文化財の保護の両立を図るため、市町に対する研修会を実施し、啓発を進めます。

取組の評価 関係機関に静岡県文化財等救済ネットワーク加入を随時呼びかけており、平成28年4月現在52団体が加盟している。平成27年度は、ネットワーク会議及び講演会を実施し、105人の参加があった。静岡県文化財等救援支援員については、平成27年度は養成講座を県内3箇所実施し、新たに58人を追加登録した結果、338人となり、当初目標の人数(320人)を達成した。このため、平成27年度から登録済みの支援員を対象に、文化財に対する理解等を深めるためステップアップ講座を開催している。また、静岡県文化財建造物管理士は、文化財建造物の専門者として被災建造物の取扱い・耐震診断技術を習得させているものだが、平成27年度は新たに20人を登録し、現在99人となり、当初目標をほぼ達成した。文化財建造物の耐震、管理、保護に活用、市町及び文化財所有者へ周知を図っている。

今後の取組 それぞれの制度の一層の充実や連携を図るため、今後も会議やシンポジウム、ステップアップ講座等を開催していく。また、これらの取組を通して、加盟団体や登録者のモチベーションや危機意識の高揚を図っていく。

(エ) **文化財クローズアップの実施**【第4章1-(2)-イ】

<文化財保護課>

取組の内容 県民が、楽しみながら気軽に文化財と触れ合い、学習できる機会を提供するため、各市町と連携して文化財の公開、実演、シンポジウム等を、文化財クローズアップとして開催します。また、文化財に対する県民の関心を高めるため、各市町が主催する民俗芸能の公開や史跡に関する講演会などの事業との相乗効果を狙って、しずおか文化財ウィーク推進事業を展開します。

取組の評価 毎年11月上旬を「しずおか文化財ウィーク」とし、市町や文化財保持者からの協賛事業を得て、県内の文化財を一般公開した。文化財クローズアップと民俗芸能フェスティバルを併せると、平成27年度はここ数年で最も多い約17万人の参加があった。平成28年度は、文化財クローズアップは熱海市と、民俗芸能フェスティバルを浜松市と連携して開催をする。

今後の取組 県内の文化財や郷土の伝統芸能に対する県民の理解と関心を高めるため、県民が文化財と気軽に触れ合える機会を創出していく。

(オ) **発掘体験講座等の開催**【第4章1-(2)-イ】

<埋蔵文化財センター>

取組の内容 文化財を適切に後世に伝える埋蔵文化財保護の業務に対する県民の理解を促進するため、発掘調査や出土文化財の保存修復作業などを実際に体験する機会を、引き続き、提供します。

取組の評価 技術体験講座として、3回シリーズで保存処理の実技体験、発掘調査体験を行った。文化財保護に必要な不可欠ながら、日頃目にする機会が少ない保存処理等を経験することにより、その必要性等業務に対する理解を深めることができた。

今後の取組 体験を伴う講座への要望は大きいことから、新センターへの移転後も参加者が増加して

いくように、体験学習室を整備するとともに、実施方法の見直しや内容の改善等を行う。また、児童生徒への体験活動として、学校と連携し、授業を補完するような体験授業等を行う。これらにより、業務への理解促進をさらに図る。

(カ) 埋蔵文化財の公開の充実・出土文化財の適正な管理【第4章1-(2)-イ】

＜埋蔵文化財センター＞

取組の内容 県民の文化財への関心を高め、地域固有の文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するため、埋蔵文化財の常設展示、市町と連携した巡回展、考古学セミナーや考古学講演会を、引き続き、開催します。旧庵原高等学校校舎を改修した新たな埋蔵文化財センターにおいて、常設展示を拡充するとともに、発掘調査後の資料整理及び保存修復の各作業工程の公開などを行います。また、移転により保管庫が集約されることから、出土文化財の適切な管理と一層の活用を図ります。

取組の評価 常設展示は、初めて見る人でも興味を持ちやすいような工夫した展示をしている。巡回展は県内東・中・西部地域の3か所で開催し、地元市町教育委員会等と連携して、学校・学年単位や社会教育講座での見学等、見学者層の幅を広げた。また、考古学セミナーは移転を機に展示品に焦点を絞ったテーマを設定する等、内容・会場等を見直した結果、常時定員を超える参加者を集めている。これらにより、県民の文化財への関心を高めることができた。

また、保管庫の移転・集約については計画に沿って進めており、平成28年度内に完了する予定である。

今後の取組 移転により新たに整備した常設展示室や巡回展示の内容の充実のほか、関係機関との連携により新たに展示機会を増やすこと等をして、県民が文化財に触れる場を提供していく。

(キ) 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査支援

＜文化財保護課＞

取組の内容 東日本大震災による被災地の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を支援するため、埋蔵文化財専門職員を継続して派遣します。

取組の評価 平成24年度から開始された、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財調査を支援するため、毎年岩手県に埋蔵文化財専門職員を1年間の任期で派遣していく。

今後の取組 国や被災県からの要請に基づき、派遣をする。

(ク) 文化財等を活用した地域に関する教育の推進【新規】

＜義務教育課・高校教育課＞

取組の内容 小・中学校においては、総合的な学習の時間を中心に、地域のひと・もの・ことの活用に取り組めます。

高等学校においては、地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するため、自然や文化遺産など、学校周辺地域の特色を生かした学習活動を推進します。

取組の評価 小・中学校においては、平成27年度学校対象調査によると、外部人材（NPO、企業

は除く)を教育活動で活用した学校の割合は、小学校98.1%、中学校78.5%である。また、地域のNPOや企業等の外部人材を教育活動で活用した学校の割合は、小学校62.5%、中学校45.9%である。このことから、地域のひと・もの・こと等の活用が徐々に進んでいるといえる。また、地域の自然や産業との触れ合いを通じて身近な環境を大切にすることを育むため、関係する教科や総合的な学習の時間、特別活動等において環境学習や体験活動等を推進した。

高等学校においては、「地域学」推進事業として、平成27年度に4校、平成28年度に7校を、指定校とした。指定校は、伊豆半島ジオパーク、富士山、地域社会との連携等、地域に根差した学習を推進した。また、各校の取組をまとめたリーフレットを全校に配布することによって、周知を図った。

今後の取組 小・中学校においては、引き続き、総合的な学習の時間を中心に、地域のひと・もの・ことの活用に取り組む。平成29年度学校対象調査においては、外部人材(NPO、企業は除く)を教育活動で活用した学校の割合で、小・中学校ともに100%を目指す。また、地域のNPOや企業等の外部人材を教育活動で活用した学校の割合で、小学校80%、中学校70%を目指す。

高等学校においては、引き続き、「地域学」推進事業の指定校を定め、地域の自然や特色を生かした活動を推進していく。リーフレットの活用を図るとともに、指定校以外の学校での地域に関する学習も、「地域学」として位置付け、全県で「地域学」を実践していく。

(3) 富士山の後世への継承

(ア) 富士山周辺の文化財調査【第4章1-(3)-ア】

<文化財保護課>

取組の内容 世界文化遺産に登録された富士山を、後世に引き継ぐ貴重な遺産として継承するため、周辺地域に残る神楽の文化財的価値を明らかにする調査を実施します。

取組の評価 富士山麓に伝わる無形民族文化財「沼田の湯立神楽」の総合調査を行い、平成28年3月に報告書を刊行した。富士山を巡る神事・信仰の文化的価値を情報発信し、世界遺産富士山の価値に対する理解の向上に繋がった。

今後の取組 調査対象の検討を行うとともに、これまで実施した調査を踏まえた文化財の保存・活用を促進する。

2 スポーツに親しむ環境づくりの推進

(1) ライフステージに応じたスポーツの推進と競技力の向上

(ア) 全国高校総体開催に向けた準備【第4章2-(1)-イ】

<健康体育課>

取組の内容 2018年に本県を含めた東海ブロックで開催する全国高校総体の開催に向けた準備を行うため、開催実行委員会の設置、開催市との連絡調整、先催県への調査等を行います。

取組の評価 開催準備委員会の設置、先催県への調査、関係者連絡調整会議を開催し、開催に向け準備を進めた。

今後の取組 引き続き、関係者との連絡を密にして準備を進め、実行委員会等を設置し、開催に向け適切に事業執行する。また、東海4県との連絡、先催県調査を行い大会運営に生かしていく。

(イ) **地域の人材活用によるスポーツ活動の支援【新規】**【第4章2-(1)-イ】 <健康体育課>

取組の内容 少子化や生徒のニーズの多様化により、学校に希望する部活動がない等の課題に対応するため、新しい形のスポーツクラブを設立し、地域の人材の活用を図りながら、生徒のスポーツ活動を支援します。

取組の評価 磐田市に地域スポーツクラブ「磐田スポーツ部活（陸上部・ラグビー部）」を設置し、部活動としての活動を開始したことで、生徒が希望するスポーツを実施することができるとともに専門的な指導を受けることができる等、生徒のスポーツ活動の充実を図ることができた。

今後の取組 来年度は、さらにアンケート調査等で生徒のニーズを把握し、多くの種目を設置し、生徒のスポーツ活動を支援する。また、県内の他市町の状況に応じて取組を普及させ、スポーツ活動の推進を図る。

第5章 現代の重要課題に対応した教育の推進

1 持続可能な社会の形成

(1) 持続可能な社会を目指す環境教育・環境学習の推進

(ア) 各学校における農業体験活動等の推進【第5章1-(1)-ウ】 <義務教育課・高校教育課>

取組の内容 地域の自然や産業との触れ合いを通じて身近な環境を大切にする心を育むため、関係する教科や総合的な学習の時間、特別活動等において環境学習や体験活動等を推進します。

取組の評価 小・中学校においては、地域の自然や産業との触れ合いを通じて身近な環境を大切にする心を育むため、関係する教科や総合的な学習の時間、特別活動等において環境学習や体験活動等を推進した。

高等学校においては、「大地に学ぶ」農業体験推進事業は平成27年度で終了したが、5年間で17校が農業体験活動を開始することができた。平成28年度以降は、これらの推進校が自立して体験学習を行っていく。「地域学」推進事業については、平成27年度4校、平成28年度7校を指定校とした。

今後の取組 小・中学校においては、地域の自然や産業との触れ合いを通じて身近な環境を大切にする心を育むため、関係する教科や総合的な学習の時間、特別活動等において環境学習や体験活動等を引き続き、推進する。

高等学校においては、農業体験活動については、推進校が自立して取り組んでいく。「地域学」推進事業については、引き続き、指定校を定めて、地域の自然や特色を生かした活動を推進していく。

2 高度情報社会への対応

(1) ICT環境の整備

(ア) ICT教育推進のための情報教育機器の整備【第5章2-(1)-ア】 <教育政策課>

取組の内容 急激な変化を続けるICT社会を生き抜く人材を育成するため、県立学校に校内LANやパソコン等を整備・更新し、ICTを活用した授業の実践に必要なICT環境の構築を図るとともに、併せてICTを活用した教育の効果を検証します。

取組の評価 平成27年度は、県立高等学校11校・県立特別支援学校5校のパソコン教室と、県立学校4校の校内LANサーバの整備を実施。

平成28年度は、県立高等学校13校・県立特別支援学校9校のパソコン教室と、県立学校63校の校内LANサーバの整備を予定しており、情報通信ネットワークを活用した授業を展開するため、児童生徒や教員が「いつでも、どこでも」コンピュータやインターネットを利用できるICT環境の構築を実施している。

平成27年11月に、静岡県「ICTを活用した教育」推進計画を策定し、日常的にICTを活用できる環境構築を加速化させていくとともに、平成28年度には、県立高等学校2校において、ICTを活用した教育の検証作業を実施し、より効果的なICT活用に向けての研究を実施している。

今後の取組 「静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）」の着実な推進と同時に、国の「世界最先端IT国家創造宣言」の教育環境自体のIT化、情報通信技術の動向及び新学習指導要領等に基づき、ICT環境（無線LAN、タブレット端末等の導入）に関する検討及び整備充実を図る。

(イ) 情報ネットワークシステムの運用【第5章2-(1)-ア】

＜教育政策課＞

取組の内容 教員の授業準備時間や児童生徒への指導時間を確保し、授業の質の向上や生徒に対する指導の充実のため、県立学校の教職員に配備した校務用パソコンの活用促進や、教育総合ネットワークシステムの保守・運用を行うとともに、更改に向けた検討を行います。

取組の評価 安定したシステム運用に努めるとともに、県立学校の教職員に配備した校務用パソコンを活用し、平成27年度は、「休暇申請」「出張回・復命」「給料通知書」DBを構築した。平成28年度は、「被服貸与」DBを構築し、事務の効率化を図っている。

全県立高等学校における成績処理システムの運用により、平成24年度入学生から指導要録の電子化が開始されたが、県立特別支援学校における電子化利用に向け、平成27年度から県立特別支援学校2校においてテストを開始している。

総合教育ネットワークシステムの更改に向け、平成27年度に3回専門部会を開催し、事務局・学校教職員の意見を集約し、財政協議を実施中である。

今後の取組 県立学校の教職員に配備した校務用パソコンを活用し、引き続き、利用効果の高いシステムを導入していく。県立高等学校では、成績処理システムの運用及び改善を行う。県立高等学校中等部と県立特別支援学校では、指導要録電子化の本格実施に対応していく。

教育総合ネットワークシステムの保守運用を適切に行い、日常的に活用しやすい情報通信環境の維持、情報教育環境維持の負担軽減、様々な情報に対する脅威から守られた情報教育環境の提供を行う。

教員の授業準備時間や生徒への指導時間を確保し、授業の質の向上や生徒に対する指導の充実等、教育の質の向上のため、県立学校の教職員に配備した校務用パソコンの活用促進や、教育総合ネットワークシステムの保守・運用を行うとともに、円滑な更改に向け、協議を実施していく。

(ウ) 教材等データベース化の推進【第5章2-(1)-ア】

＜教育政策課・総合教育センター＞

取組の内容 教育の質の向上や児童生徒の生きる力の育成に向け、学習指導案や教材等、教育に関わる情報の共有化を図るためのデータベース化を推進します。

また、「『静岡県の授業づくり』データベース」の内容の一層の充実と、教職員への周知を図るとともに、「あすなろ学習室」の新たなコンテンツの定期的な追加に努めるなど、より効果的な自学自習支援を行います。

取組の評価 総合教育センターでは、平成27年度に「静岡県の授業づくり」データベースへの指導案・教材の追加等を162件実施した。平成28年度も継続して追加等を行う予定である。同デー

データベースは、年に1万アクセス以上されており、「あすなろ学習室」の運用もあわせ、今後も継続して充実させていく。

今後の取組 教育の質の向上や児童生徒の生きる力の育成に向け、学習指導案や教材等、教育に関わる情報の共有化を図るためのデータベース化を推進する。

(エ) 学校、家庭、地域の連携のための教育・学習システムの構築【第5章2-(1)-ア】<教育政策課>

取組の内容 ライフステージに応じた学びの場の充実や現代の重要課題への対応を図るために、ICTを活用した、学校、家庭、地域の連携のための教育学習システムの構築を図ります。

取組の評価 県立高等学校1校において、全生徒に対し、クラウド用のアカウントを発行し、学校・家庭等での学習連携実現に向けての取組を行っている。

今後の取組 セキュリティと利便性の両立に配慮しつつ、効果的な利用手法を検討していく。

(オ) ICT活用指導力の向上【再掲】⇒45頁【第2章2-(3)-ア】

<教育政策課・総合教育センター>

(2) 情報教育の推進

(ア) 情報教育に関する研修・情報モラルに関する研修等の実施【第5章2-(2)-ア】

<教育政策課・総合教育センター>

取組の内容 児童生徒に発達段階に応じた情報活用能力を身に付けさせるため、情報活用能力の育成(情報教育)・情報モラルに関する研修等を実施します。

取組の評価 平成27年度は、長年、充足率が低く課題になっていた情報モラル教育に関する研修について、新規研修「小・中学校における情報モラル教育実践研修」として実施した。研修対象者を明確にし、大学や民間企業の講師を用いた実践的な内容としたことで、受講者の約90%から満足度のA評価を得ることができた。また、初任者研修、10年経験者研修では、授業におけるICT活用や情報モラル指導等、教職経験に応じた講義を実施した。さらに、新任の管理職に対して、「学校経営と情報教育」の講義を実施し、管理職として学校教育の情報化を推進できるよう意識の向上を図った。

総合教育センターでは、学校を訪問して実施する「高等学校、特別支援学校教員のICT活用指導力向上研修」については、最近導入が増えているタブレット等のICT機器を授業に活用できるイメージ化を重視した研修を実施したことで、目標達成度、内容満足度とも昨年度より高い研修を実施することができた。

平成28年度は、総合教育センターの組織改編に伴い、情報モラル教育については、継続して総合教育センターで対応し、情報活用能力の育成については、情報化推進室が対応している。

情報活用能力の育成については、タブレット端末の授業への活用を推進するため、タブレットの活用に関する研修を初級と中級に分け、「ICT活用研修ミニコースⅢ」をタブレット型情報端末(初級)、「ICT活用研修ミニコースⅣ」をタブレット情報端末(中級)として実施し

ている。2年連続して定員を大幅に超えた「校務に使う表計算入門研修」については、8月と1月の年2回開催する予定である。

今後の取組 情報モラル教育については情報社会の変化に伴う新たな課題に対応する具体的な指導方法のあり方、発達段階に応じた体系的なカリキュラムの構築等に課題がある。

今後、情報社会の進展に伴って必要となる情報モラル教育を基盤とした情報教育のあり方について検討していく。

(イ) **「静岡県のケータイ・スマホルール」の普及**【第5章2-(2)-イ】

<社会教育課>

取組の内容 青少年が安全・安心にインターネットを利用できる環境を整備するため、情報端末のフィルタリング利用の広報や、家庭における子どもと保護者の話し合いを促す「ケータイ・スマホルール」カレンダーの配布、小・中学生や教職員、PTAを対象にしたネット安全安心講座を開催します。また、「『ケータイ・スマホルール』アドバイザー」を養成し、学校や地域において、家庭でのルールづくりやインターネット等の安全な利用について普及啓発に取り組みます。

取組の評価 携帯電話やスマートフォンの使用時間等について家庭でルールをつくることを推奨する「親子で話そう!!我が家のケータイ・スマホルール」カレンダーを、県内小学校新6年生と中学校新3年生の保護者(85,000部)に配布し、子どもと保護者のインターネット等を安全に利用する意識の醸成を図った。さらに、県内4カ所で開催した「『ケータイ・スマホルール』アドバイザー養成講座」で養成された82人のアドバイザーが、PTAの研修会等で、正しく安全なネット利用の仕方や家庭で話し合っルールを決めることの大切さを保護者に伝え、安全意識を高めることができた。

今後の取組 子どもたちが正しく安全にネット利用ができるようにするため、「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座の内容を充実させ、より多くのアドバイザーを養成するとともに、アドバイザーが多くの保護者に講座内容を伝達できるよう、学校等に働き掛け、活動機会の確保に努める。

3 多文化共生社会への形成

(1) 異文化理解・交流の推進

(ア) **モンゴル国高校生との相互交流**【再掲】 ⇒ 34頁【第2章2-(1)-ア】

<教育政策課・高校教育課>

(イ) **高校生のグローバル教育の推進**【再掲】 ⇒ 35頁【第2章2-(1)-ア】

<高校教育課>

(ウ) **国際理解教育・外国語教育の充実**【再掲】 ⇒ 47頁【第2章2-(3)-ウ】

<義務教育課・高校教育課>

(エ) **日中青年リーダーの交流推進**【再掲】 ⇒ 54頁【第2章2-(9)-ア】

<社会教育課>

(オ) 「ふじのくにグローバル人材育成基金」の活用【新規】【再掲】 ⇒ 39頁

＜教育政策課・財務課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課＞

(2) 外国人児童生徒の教育の充実

(ア) 外国人児童生徒トータルサポート【第5章3-(2)-ア】

＜義務教育課＞

取組の内容 日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の教育に対応するため、母語及び日本語が堪能で、指導対象児童生徒の出身国での生活経験がある者又はそれと同等と認められる者を任用し、市町への助言、指導や広域的な支援、指導担当者等への助言、援助等を総合的に行います。また、市町教育委員会担当者を対象に連絡協議会を開催して教育課程の編成や関係機関との連携等、情報交換を行います。

取組の評価 各学校からの要請に応じ、派遣基準に基づき外国人児童生徒相談員等を派遣した。また、外国人児童生徒担当教員等研修会において、特別な教育課程の編成・実施や日本語能力測定方法（DLA）の活用について講義・演習を実施した。外国人児童生徒連絡協議会では、各市町の外国人児童生徒への対応や特別な教育課程の実施状況についての情報交換を行った。さらに、国際交流協会や多文化共生課からも担当者に参加してもらうことで、これまで以上に担当者間の連携を図ることができた。

今後の取組 近年、日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒の増加や多国籍化の傾向が見られるため、各市町の実態把握を詳細に行うとともに、県多文化共生課や県国際交流協会との連携を一層推進し、日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実を図っていく。また、担当教員等の研修会や担当指導主事等との連絡協議会の開催について内容の充実を図る。

(イ) 県立高等学校外国人生徒支援事業

＜高校教育課＞

取組の内容 日本語指導や学習支援などの外国人生徒の適応指導や、指導担当者等への助言及び援助等を行うため、外国人生徒選抜実施校や外国人生徒数の多い定時制の課程を置く高等学校に、外部支援員を派遣します。

取組の評価 平成27年度においては、外国語が堪能な地域人材を活用し、外国人生徒選抜実施校9校及び外国人生徒が多い定時制の課程4校に、各484時間支援員を配置した。

平成28年度は、それぞれ8校及び4校に配置している。

今後の取組 引き続き、外部支援員を派遣することで、外国人生徒の教育の充実を図る。

(1) 知識を体系化し活用する教育の推進

(ア) 教師用指導資料等の活用【再掲】 ⇒ 45頁【第2章2-(3)-ア】

＜義務教育課・高校教育課・総合教育センター＞

(イ) しずおか県民カレッジ連携講座の充実【再掲】 ⇒ 10頁【第1章1-(1)-ウ】

＜社会教育課・総合教育センター＞

(ウ) 学校図書館の活用推進【再掲】 ⇒ 36頁【第2章2-(1)-イ】

<義務教育課・高校教育課・特別支援教育課>

(2) 科学・技術の発展に対応した教育の推進(ア) 理科専科教員の配置等【第5章4-(2)-ア】

<義務教育課>

取組の内容 理科教育の充実を図るため、小学校4年生以上の理科授業において専科体制をとる理科専科教員体制実施校50校を指定し、実施校に対して週18時間勤務の非常勤講師を配置します。また、その他の小学校専科非常勤講師を配置し、学校の希望で理科を選択することも可能としています。

取組の評価 理科授業の専科体制をとる小学校50校(政令市含む)に、理科専科教員を配置した。配置校からは、理科の授業が充実し、子どもたちも授業を楽しみにしているとの報告がされている。また、専科教員により、理科室が整備され、理科の実験等がスムーズに実施されるようになっていた。

今後の取組 配置校における実践の成果と課題を分析し、地域バランスを考慮しながら、新たな配置校選定や事業の充実を図っていく。

また、全国学力・学習状況調査における理科の課題を分析し、今後の理科専科体制のあり方を検討していく。

(オ) 県立高等学校への産業教育施設・設備の整備【第5章4-(2)-ア】

<高校教育課>

取組の内容 専門学科等における職業教育の充実を図り、新しい実学を奨励する観点から、地域産業の担い手となる将来のスペシャリストを育成するため、老朽化した設備の更新や先端技術を学ぶための設備等の整備を推進します。

取組の評価 専門学科等における職業教育の充実を図り、新しい実学を奨励する観点から、老朽化した設備の更新や先端技術を学ぶための設備等の整備を目的に産業教育設備費として、平成27年度は115,000千円、平成28年度は72,000千円を計上した。また、平成28年度は、新たに実学高度化推進事業として、120,000千円を計上した。

今後の取組 産業界の技術革新や情報化の進展等による産業構造、就業構造の変化等に、高等学校の産業教育の適切な対応を図るため、産業教育審議会答申等を踏まえながら、産業教育の充実・改善を図っていく。

(イ) 理数教育や職業教育等の充実【再掲】 ⇒ 48頁【第2章2-(3)-ウ】

<高校教育課>

(ウ) 理科の観察・実験等の指導力向上【再掲】 ⇒ 49頁【第2章2-(3)-ウ】

<義務教育課>

(エ) 科学の甲子園ジュニア県予選大会の開催

<義務教育課・総合教育センター>

取組の内容 理科の学習に意欲的な子どもの裾野を広げ、興味関心を更に高めるために、「科学の甲子園

ジュニア」の全国大会の予選会を実施し、本県の理科教育の推進を図ります。

取組の評価 中学校においては、平成27年度第2回県大会には36チーム109人が参加し、3人1チームで協力して理科・数学に関する筆記競技と実技競技に臨んだ。成績上位2チーム6人が静岡県代表合同チームとして全国大会に出場した。アンケートでは、参加した生徒全員が「難しかったが、楽しかった」と好意的に答えていた。全国大会でも、実技競技1部門で第3位、総合成績第3位と好成績を収めることができた。平成28年度第3回県大会には、45チーム133人の参加があり、科学好きの視野を広げることができた。

高等学校においては、平成27年度は県内2会場で予選会を実施し、36チーム107人の参加により、実施することができた。全国大会にも優秀な人材を送ることができ、総合全国5位の結果を残した。平成28年度は、更に多くの45チーム133人が参加した。

今後の取組 中学校においては、1・2年生を対象に、理科の学習に意欲的な子どもたちの裾野を広げ、興味関心を更に高めるために、「科学の甲子園ジュニア」の全国大会の予選会を、県内2ヶ所で実施し、県代表チーム6人を決定し、本県の理科教育の推進を図っていく。また、大会の周知をし、参加人数の拡大にも努める。

高等学校においては、12月2日、3日、4日の全国大会に向け、11月12日に県代表チームのための研修を実施する。来年度も、各校へ働き掛けて参加者の増加を目指す。あわせて、予選問題の内容の検討も進めていく。

5 「命を守る教育」の推進

(1) 安全管理体制と安全教育の充実

(ア) 県立学校の外壁等落下防止【第5章5-(1)-ア】

<財務課>

取組の内容 県立学校における安全な教育環境の充実を図るため、建築基準法第12条に基づく外壁全面打診検査の結果により、対応が必要と判断された建築物について、外壁等の改修を行います。

取組の評価 県立学校における安全な教育環境の充実を図るため、建築基準法第12条に基づく外壁全面打診検査の結果により、対応が必要と判断された建築物について、外壁等の改修を行い、生徒・職員の安全を確保した。

今後の取組 建築基準法第12条に基づく外壁全面打診検査の結果を踏まえ、対応が必要と判断された建築物について、外壁等の改修を実施する。

(イ) 県立学校等の大規模な吊り天井の落下防止(平成27年度)【第5章5-(1)-ア】

<財務課>

取組の内容 学校等教育施設における安全な教育環境の充実を図るため、屋内運動場等の天井の落下防止対策を実施します。

取組の評価 特定天井(天井高6m超かつ水平投影面積200㎡超)及び特定天井に準じる天井(天井高6m超又は水平投影面積200㎡超)を有する屋内運動場等について、吊り天井落下防止対策を実施し、生徒・職員等の安全を確保した。

今後の取組 平成28年4月16日に発生した熊本地震において、避難所となっていた体育館等の天井

や照明器具等の非構造部材が落下した被害状況等を踏まえ、国の動向を注視しながら、必要に応じて施設の防災機能を強化する。

(ウ) **県立学校の老朽化対策など教育環境の整備【再掲】** ⇒ 13頁【第1章1-(3)-ア】

<財務課・高校教育課・特別支援教育課>

(エ) **学校の危機管理体制の充実【第5章5-(1)-イ】**

<健康体育課>

取組の内容 児童生徒を取り巻く様々な危機事案に対し、学校が組織的に取り組めるよう、危機管理マニュアルの作成を支援します。また、初動対応に関し教職員が身に付けておく必要がある情報を集約した「危機対応BOOK」を活用し、各学校の危機管理体制の充実を図ります。

取組の評価 災害から児童生徒を守るため、「学校の防災対策マニュアル」を平成28年3月に作成し、研修会での解説を通して普及した。「危機対応BOOK」は新任職員研修等を通じ配付を行った。

今後の取組 引き続き、「学校の防災対策マニュアル」を普及し、各学校の防災マニュアルに反映させることで確実に機能するよう指導を継続する。

(オ) **防災教育の推進【第5章5-(1)-イ】**

<健康体育課>

取組の内容 様々な自然災害に対し、「自らの判断で最善の行動を選択する力」を身に付けるため、児童生徒に対し、発達段階に応じた防災対応力の定着を図ります。

取組の評価 各地域の危機管理局等職員を中心に、学校に赴いて出前講座を行っている。防災の基礎知識を学ぶ講義、起震車による地震体験、家庭内DIG、HUGの演習等児童生徒の発達段階に応じた内容の工夫を行い防災対応力の向上を図っている。

今後の取組 児童生徒が「自らの判断で最善の行動を選択する力」を身につけるため、関係部局と連携し、引き続き、発達段階に応じた命を守る教育を継続する。

(カ) **学校における系統的・横断的な安全教育の推進【第5章5-(1)-イ】**

<健康体育課>

取組の内容 児童生徒が自ら危険を予測し、回避する力を養うため学校安全教育資料『命を守る力を育てる』を活用し、学校教育活動全体で安全教育を推進します。また、交通安全指導では系統的交通安全教育事例を活用し、校種間の連携を深めていくとともに、生活安全や災害安全についても参考となる事例を集約するなどして安全教育を推進します。

取組の評価 学校教育活動全体を通じて教科間で関連が図られた安全計画が作成されるよう、学校安全指導資料『命を守る力を育てる』の活用を推進し、特に、「学校施設の安全確認」「通学を含めた安全指導」「職員その他の研修」の3点について、安全計画に重点的に盛り込むよう指導した。

また、交通安全指導では「系統的交通安全教育事例」の活用を推進し、校種間の連携における情報共有を行い、安全教育の推進を図った。

今後の取組 引き続き、児童生徒が自ら危険を予測し回避する力を育成するため、各学校において学校安

全教育指導資料を活用し、学校安全計画を充実させることにより、学校安全教育を推進する。
また、交通安全では系統的な安全教育事例を活用し、校種間のより一層の連携を図るとともに、生活安全・災害安全についても参考となる事例を集約する等して、安全教育を推進する。

(キ) 青少年教育施設の安全・安心な管理・運営【再掲】 ⇒ 12頁【第1章1-(2)-イ】

<社会教育課>

(ク) 防犯教育の推進【第5章5-(1)-ウ】

<健康体育課>

取組の内容 教職員及び児童生徒の危険予測・回避能力を高めるため、関係機関と連携した防犯教室研修会を実施し、安全対策の推進と普及を図ります。

取組の評価 学校における防犯教育の充実を図るため、小・中学校教員を対象に防犯教室研修会を実施した。

また、くらし交通安全課と連携して、体験型の防災講座を実施した。

今後の取組 子どもたちが犯罪に巻き込まれることがないように、自衛心を養わせて防犯意識の高揚を図る。くらし交通安全課と連携して、子どもの体験型防犯講座の実施や、講座を行うことのできる人材養成の推進に取り組む。

(ケ) 緊急地震速報受信システムのモデル的整備

<健康体育課>

取組の内容 大規模地震に伴う、津波や建物倒壊等の災害から児童生徒の安全を確保するため、「緊急地震速報受信システム」を避難訓練等に有効活用できるよう支援します。

取組の評価 沿岸部の「緊急地震速報受信システム」を設置済の学校においては、避難訓練等に有効活用している。

今後の取組 「緊急地震速報受信システム」を避難訓練等に有効活用している学校の実践例を好事例として、各学校で行われる訓練に参考になるよう研修会等を通じて紹介していく。

(コ) 不登校・いじめ・非行等の問題行動の未然防止と対応のための支援【再掲】 ⇒ 40頁

【第2章2-(2)-イ】

<義務教育課・高校教育課>

(サ) 防災キャンプの推進

<社会教育課>

取組の内容 子どもから大人までが連携・協力し、持続的に取り組むことができる「地域プラットフォーム」の形成を支援するため、学校等を避難所とした生活体験等の防災教育プログラムを実践する防災キャンプを実施します。

取組の評価 平成27年度は、県内4ヶ所（富士市、掛川市、河津町、南伊豆町）で防災キャンプを実施し、児童生徒、地域住民、行政職員等約460人が参加した。平成28年度は、県内5か所（富士市、掛川市、河津町、南伊豆町、清水町）において、学校・地域・行政等が連携して防災キャンプを実施した。地域の様々な関係者が協力することで、「地域プラットフォーム」が形成

され、持続可能な体制づくりが推進された。

また、避難所運営の流れを確認したり、防災に関する学習に取り組んだりする等、地域全体の防災意識の向上につながった。

今後の取組 防災キャンプの主旨や実施内容、成果等を広く紹介し、新たな地域プラットフォームを形成するための支援をしていく。

また、既に実施している地域では、通学合宿の「防災体験合宿」を活用することで、より多くの地域住民の参画を促し、地域プラットフォームの拡大を図っていく。

(2) 健全な生活を営むことができる知識の習得

(ア) 健康教育の推進【第5章5-(2)-ア】

＜健康体育課＞

取組の内容 医薬品の正しい知識の普及と薬物の乱用による弊害を周知し、薬物乱用防止を徹底するため、学校薬剤師・地域の関係機関等と連携し、最新の情報等を取り入れた薬学講座(薬物乱用防止教室)を全小・中学校、高等学校で実施します。

取組の評価 研修会等を通して、主に学校薬剤師と連携して実施するよう依頼してきたが、平成27年度は全校実施には至らなかった。平成28年度は、改めて薬学講座の確実な実施について働き掛け、実施をした。

今後の取組 今後とも学校薬剤師等と連携し、薬学講座を全校で実施するよう依頼する。県薬事課、県薬剤師会と連携し、新しい健康課題(危険ドラッグ等)についても薬学講座に取り入れる等、内容の充実を図っていく。

(イ) 学校における消費者教育の推進【第5章5-(2)-イ】

＜義務教育課・高校教育課＞

取組の内容 児童生徒の発達の段階に応じて、小・中学校においては、社会科、技術・家庭科、高等学校においては公民科、家庭科、商業科を中心に、身近な消費生活・消費活動の学習を通して、正しい金銭感覚を育成するとともに、経済活動の意義、消費者の基本的な権利と責任に対する理解を深めます。

また、児童生徒が社会生活において自ら考え行動できるようにするため、関係する教科等において経済の仕組みや消費生活の諸課題について考える授業を推進します。

取組の評価 小・中学校においては、社会科、技術・家庭科等において身近な消費生活・消費活動の学習を積極的に取り入れるよう、学校訪問の際に啓発を行った。また、静岡県消費者教育推進計画に基づき、各教科等における消費者教育が一層推進されるよう「ふじのくに消費者教育推進県域協議会」において、関係機関と情報を交換し、消費者教育の効果的な推進方法について協議した。

高等学校においては、公民科や家庭科、商業科の科目を中心に、生徒に個人と企業の経済活動における社会的責任、消費者問題と消費者保護のあり方を考えさせるとともに、消費者の権利と責任についての理解を深めさせてきた。

今後の取組 小・中学校においては、引き続き、社会科、技術・家庭科等の教科を中心に、身近な消費生

活・消費活動の学習を通じて、正しい金銭感覚を育成するとともに、経済活動の意義、消費者の基本的な権利と責任に対する理解を深める授業を推進する。また、消費者教育推進協議会等において、関係機関と情報を交換し、消費者教育の効果的な推進方法について協議していく。

高等学校においては、身近な消費生活・消費活動の学習を通じて、正しい金銭感覚を育成するとともに、経済活動の意義、消費者の基本的な権利と責任に対する理解を深める。また、生徒が社会生活において自ら考え行動できるようにするため、公民科や家庭科、商業科の科目を中心に、教科・科目及び特別活動等において経済の仕組みや消費生活の諸課題について考える授業を推進する。

(3) 地域と連携した防災教育の推進

(ア) 学校の防災計画書の充実

<健康体育課>

取組の内容 各学校が作成する防災計画書が、災害時に起こりうる様々な危機事案に対応できる内容かを検証するため、出前講座等を通じ、マニュアル検証の手法を普及します。

取組の評価 「学校の防災対策マニュアル」を平成28年3月に作成し、マニュアルの説明及び学校の防災計画書への反映ポイントを、出前講座や教職員向けの研修会を通じて普及した。

今後の取組 学校の防災対策マニュアルの普及を継続するとともに、被災後の学校再開に向けてのプログラムを検証し、発災後の対応についても考えていく。

(イ) 防災教育の推進【再掲】 ⇒ 75頁【第5章5-(1)-イ】

<健康体育課>

(ウ) 防災キャンプの推進【再掲】 ⇒ 76頁

<社会教育課>

(4) 交通安全意識の向上

(ア) 交通安全教育の推進【第5章5-(4)-ア】

<健康体育課>

取組の内容 児童生徒が、交通事故の当事者にならないようにするため、警察署等関係機関と連携した交通安全教室や各学校の交通安全教育担当者に対する研修会、二輪車通学許可生徒に対する講習会等を実施します。また、通学路の安全点検への立会い、助言及び危険箇所に対する具体的な対策の検討を行うため、市町教育委員会に通学路安全対策アドバイザーを派遣するなど交通安全教育の充実を図ります。

取組の評価 高等学校においては、各学校の交通安全教育担当者に対する研修会を実施し、資質の向上を図るとともに、二輪車通学許可生徒に対する二輪車グッドマナー講習会を開催し、運転マナー、知識及び技能の向上を図った。また、小学校においては市町教育委員会に通学路安全対策アドバイザーを派遣し、危険箇所を点検することにより、安全対策に必要な様々な視点を獲得することができた。

今後の取組 引き続き、児童生徒が交通事故の当事者にならないようにするため、警察署等関係機関と連携した交通安全教室や、各学校の交通安全教育担当者に対する研修会、二輪車通学許可生徒に

対する講習会等を実施する。また、通学路の安全確保のため、市町教育委員会に通学路安全対策アドバイザーを派遣する等、安全教育の充実を図る。

6 人と人とを結ぶ新たなコミュニティの創造

(1) 様々な活動を通じた新たなコミュニティづくりの推進

- (ア) 地域における通学合宿の推進【再掲】 ⇒ 60頁 <社会教育課>
- (イ) 学校支援地域本部設置の推進【再掲】 ⇒ 59頁 <社会教育課>
- (ウ) 家庭教育支援員の養成と親が交流して家庭教育を学ぶ活動の普及啓発【再掲】 ⇒ 32頁 <社会教育課>

(2) 市町の教育行政の課題などに対応した支援体制の整備

- (ア) 市町教育委員会との連携強化【再掲】 ⇒ 30頁 <教育総務課・教育政策課・義務教育課・社会教育課>

- (イ) 教育事務所地域支援課による市町の学校支援【第5章6-(2)-イ】 <教育総務課>

取組の内容 市町の自立に向けた取組を支援するため、教育事務所の「地域支援課」により、人事・指導機能が一体化した助言・指導を実施します。

取組の評価 「地域支援課」により人事・指導の両面から市町の小・中学校を支援しており、平成27年度には333校の小・中学校に対し訪問指導を行うとともに、59校に対し支援研修を実施し、教職員の指導力・業務遂行力の向上を支援した。平成28年度も同様に実施中である。

今後の取組 引き続き、市町の小・中学校に対し、自立に向けた助言・指導を実施していく。

- (ウ) 県費負担指導主事の小規模自治体への時限配置【第5章6-(2)-イ】 <教育総務課>

取組の内容 平成27年度中に決定した、賀茂地域5町による指導主事の共同設置方針に基づき、平成29年度からの共同設置に向けた準備を進めます。

取組の評価 平成27年度中に決定した、賀茂地域5町による指導主事の共同設置方針に基づき、平成29年度からの共同設置に向けた準備を進める。

今後の取組 引き続き、下田市を含めた1市5町の広域連携が進められるよう支援していく。

Ⅲ 学識経験者からの御意見

静岡県教育振興基本計画「評価委員会」（意見要旨）

平成 28 年 10 月 3 日（月）13 時～15 時 45 分 [県庁別館 2 階第 3 会議室 A・B]

評価委員会委員		
氏名	役職	専門分野等
委員長 矢野 弘典	(一社) ふじのくにづくり支援センター理事長	実践委員会委員長
武井 敦史	静岡大学大学院教育学研究科 教授	学校教育
※田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	行政評価
藤田 尚徳	株式会社なすび専務取締役	実践委員会委員 (実学)
松永 由弥子	静岡産業大学情報学部 准教授	社会教育
渡邊 妙子	(公財) 佐野美術館館長	実践委員会委員 (芸術)

※田中委員については会議当日は御欠席されたため、書面にて御意見をいただいたものを本章最後にまとめてある。

「第 2 期計画評価書（案）」の総括的な評価

【武井委員】

全体を見ると、達成状況は C を中心に分散をしている。C は基準値まで -30% 未満ということで、その計画のほとんどが、目標を達成していないように見える。一方で、進捗状況を見ると、○が 96.7% で、ほとんどの事業が計画どおりに行われている。計画どおりに行われたにも関わらず、成果目標が達成されていない理由は、最初の計画の作り方が間違っていたからである。事業を実施したからといって、簡単に結果が出るほど教育は単純なものではない。

『信頼できる先生がいる』と答える児童生徒の割合」や『学校生活の中で男女が平等である』と答える児童生徒の割合」のように、意識を問うものは、事業をしてすぐに結果が現れるものではないから、長期的な視野のもとに進めていくことが必要である。

「富国有徳」とは、「富国」＝外面的な豊かさと「有徳」＝心の内面の充実の両面から県政を推進していく考えであろう。「富国」の方は外面的な指標で測り、「有徳」の方は温かい目で育てていく必要がある。

【松永委員】

「子ども子育て事業」では、満足度調査を行っていて、「子育て支援センターに来て満足したか」を指標に捉える書き方も出てきている。数値が必要ならば、このような取り方にすることも必要だ。記述的な評価にしてもよい。

【藤田委員】

行政と企業では考えが違ふかもしれないが、企業ではコミットメントが目標値である。この「評価書（案）」はコミットメントがあるが、どこに向かい、どれをメジャーとするかが、欠落している。企業での取組を、評価基準の参考にしてみてもどうか。

【渡邊委員】

「陰徳」という言葉がある。自分の行いを喧伝せず、世のために自分の信じる行いをする、という意味である。東日本大震災の際、人のために尽くし、生きる喜びを得た若者が多くいた、と聞いている。ここに「徳」の原点がある。世のため人のために、自分が何をできるか。それを考えられる人を作るのが、「有徳の人」づくりである。人と人との助け合いの原点に、「有徳」がある。

第1章「生涯学習社会の形成」

【矢野委員長】

「有徳の人の認知度」は基準値以下である。平成25年度は49.6%だったが、平成28年度では47.3%と、最大の目標である「有徳の人」づくりが、一生懸命取り組んでいるにもかかわらず、認知度は減少している。

【渡邊委員】

近所の子どもたちが、「おはようございます」と挨拶をしてくる。挨拶は「有徳」の基本の一つであり、それを親や学校が教えることが、「有徳」の第一歩である。基本のしつけができなければ、「有徳」を理解することは難しい。

【矢野委員長】

「有徳の人」の定義が伝わっていないのではないかと。伝え方やメッセージが不合理でないか、振り返ってみる必要がある。

【渡邊委員】

教師が、「一日一回、人のためによいことをしよう」と、子どもたちに言えば、子どもたちは一生懸命やる。「人のために今日は何をやったか」と問いかけるだけでも、「有徳の人」づくりは前に進む。

【武井委員】

「有徳の人」を手掛かりにして、一人一人がどんな人間になるべきか考えることは、大切だ。「『有徳の人』を唱えよう」ではなく、「『有徳の人』について考えよう」ということが重要である。

教育行政では、教育委員会の外部評価のようなものでチェックをし、どう生かすかを、公表することは大切だ。昨年度も、「点検評価に対する教育委員の関与が、不明確である」という指摘をした。教育委員会では、定例会の議事録の内容よりも、自分たちが何を汲み取り、

何を生かそうとしたのかということ話し合い、「評価書（案）」の中に示すべきである。それが、PDCAサイクルで発信することの意味である。「目標を達成する」ことが目的ではなく、「目標を通して教育を改善する」ことが重要である。

【松永委員】

「有徳の人」の目標は、もう少しアピールする必要がある。

「有徳の人」を理解している人が教えれば、認知度も上がる。言葉を知っていることよりも、行動できる人がいることが大事である。認知してもらうためには、教育振興基本計画と下位計画の関係性を常に意識した取組が大切である。

【藤田委員】

県の教育委員会が作り、市の教育委員会がそれを受け、学校が動く。県の教育委員会が目標を作った際、学校がどこまで理解しているか。連動がうまくいっていないのではないか。県の教育委員会と学校が、同じ数値目標を共有すれば、指標も上がってくる。

【矢野委員長】

「有徳の人」は、教育界だけではなく、県民全体が共有する価値観である。「有徳の人」を大人が理解をすれば、子どもたちにも教えることができる。子どもたちは、『有徳の人』とは思いやりや真心のある人のことだ」と、素直に受け入れるはずだ。

【渡邊委員】

「有徳の人」を子どもたちの言葉に置き換えるとどうなるか、アンケートを取ってみるとよい。もしかしたら、子どもたちが素敵な言葉を考えるかもしれない。目標を子どもたちに預けてはどうか。

【武井委員】

生涯学習推進体制は、県民に責任がある。県民の責任がわかる書き方に、次期計画はするべきだ。行政が実施したからといって、自ら学ぶ人が増えるわけがない。どんな講座を開いていて、どんなアイデアが出てきたか、新しい取組はどう生まれてきたか等、それらを県が評価する。どのような成果を挙げたか、話し合いを重ねることは一つの事業である。

【松永委員】

「学校関係者評価を公表している学校の割合」が基準値以下となっているが、社会全体での人づくりは、「有徳の人」づくりにつながる。地域住民に学校を知ってもらい、学校も地域住民からどう思われているか、知るべきだ。学校は、近づきにくいという意識がある。しかし、子どもは一日の多くを学校で生活するのだから、大人は学校にもっと関わるのが大切だ。そのきっかけを、学校側から発信する努力をしてほしい。

【矢野委員長】

教育委員会が「しずおか型コミュニティ・スクール」に本格的に取り組んでおり、よい事

例がたくさん出ている。多くの方に参考にしてもらいたい。

【矢野委員長】

「信頼できる先生がいる」とあるが、この質問はなかなか難しい。子どもによって、信頼できる先生の幅が大きく、答えにくいので、質問の方法を考えた方がよい。

【渡邊委員】

例えば、「担任の先生を信頼できるか」という質問ならば答えやすいのではないか。子どもたちが答えやすい質問がよい。

【松永委員】

時代の変化の中に合わせた指標を取ることが、必要だ。学校独特の指標にならないよう、社会との関係を見て指標を取るようしてほしい。

【武井委員】

回答者がどのような尺度を作るかを質問で見なければいけないが、質問ばかりしていくと、評価だけで疲れてしまう。サンプルを少なくするなど、調査の仕方を見直すべきである。そうしないと、指標をいくら変えても同じような結果になる。

第2章「ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進」

【武井委員】

次期計画中に、学校再編が大きな問題として浮上する。少子化及び校舎の耐用年数が重なり、県下のほとんどの学校で顕在化する。県の教育委員会は、どのような支援をするか考えなければいけない。人材配置も含め、学校をどう整えるか、すぐにでも議論すべきだ。小学校と中学校を接続させた小・中一貫、または幼・保・小・中一貫といった動き、小学校の統廃合の問題、色々な形が複雑に絡んでくる。したがって、目標値を掲げて進捗を評価していく形にはならない。高校は県教育委員会の主導で行うが、それ以外の校種に対しても何らかの支援をしていかないと、市町は厳しい。

【藤田委員】

「高校生のグローバル化の推進」は、海外に関心のない生徒を、どれだけ引き寄せるかが大切だ。海外に行くだけでなく、海外で活躍している人に話をしてもらうのもよい。

【松永委員】

高校も、コミュニティ・スクールの検討をしてはどうか。例えば、情報の授業を地域の人開放し、若者のコミュニケーションツールを共に学び、互いの情報モラルを上げていく。このように地域と関わる高校が増えれば、県教育委員会の目指す教育の姿も、市町に伝わるはずだ。

【矢野委員長】

高齢者の社会参加をもっと推進した方がよい。人材バンク等を充実させる形で、県民の力を借りたらよいのではないか。

また、「外国人留学生」については、大学コンソーシアムに力を入れ、次期計画にも大きく取り入れるべきである。

【武井委員】

次章の「社会総がかりで取り組む人づくりの推進」には、大学コンソーシアムを入れるべきだ。教育委員会でも、養成と研修の一体化や教員育成指標の作成が具体的になってきているので、一緒にやる方がよい。

第3章 社会総がかりで取り組む人づくりの推進

【武井委員】

連携・協働を行うことに加え、連携・協働を担いうる人材を育成することを、次期計画で検討してほしい。これは「社会に開かれた教育課程」として、次期学習指導要領でも謳われている。地域学校協働本部が立ち上がり、コミュニティ・スクールも実質化されたりと、小・中連携教育は難しい局面に来ている。学校現場は、通常の業務が手一杯で、ゆとりがない状況だ。人を増やす財政的余力は、文科省にもない。そうすると、定年退職を迎えた高齢者の力を借りるしかない。学校の先生は、授業の技術力は育てられても、外部との連携力を育てる機会はあまりない。総合教育センターと連携しながら、計画的に育てることが必要となる。

【松永委員】

学習能力のある人は、社会活動等で学校と関わることを強く希望している。学校でどんな人材を求めているかがわかる人が入れば、分担を上手に当てはめられる。学校との懸け橋になる人を、育成してほしい。

教員の社会教育主事がなくなり、教員が学校以外の学習支援をする機会もなくなったので、専門性を持った教員を育成してほしい。教員が無理なら、意識の高い一般人でもよい。

また、高齢者には、大人は思いやりの気持ちで接する必要がある。

【矢野委員長】

地域の人や色々な職業の方に、学校との関わりをお願いすることは、続ける必要がある。NPO等の力を借りることも大切だ。

【松永委員】

高齢者は経験を積んだ尊敬すべき人、と感じる機会をつくってほしい。

【武井委員】

「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」の充実は、男女共同参画や格差への対応という面でも重要になってくる。これらは管轄が違うので、どのように合わせるかという支援

が、各地域の教育委員会に対して必要になる。次期計画に反映していただきたい。

第4章 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

【渡邊委員】

県内には、多くの芸術ボランティアグループがある。活動する際は、会場等の問題も発生するので、行政が関わってくれるとありがたい。県の行政で取りまとめれば、合同で展覧会などもできるのではないか。一括して組織づくりをしてくれると、もっと広がる。普遍性のある活動をピックアップし、県が情報をまとめると面白い。

【矢野委員長】

小・中学生が、学校で美術館や博物館等に行くことは、カリキュラムではどう盛り込まれているか。

【渡邊委員】

学校で美術館に行くことは、ほとんどない。

教師が子どもを博物館に連れて行き、1時間くらいディスカッションをすると、子どもは啓発される。解説を見たり写したりするだけでは、子どもは啓発されない。

私たちは、依頼があると、美術館の物を学校の教室に持って行き、話をする。実物に触らせ、学芸員が話をする。各地域でそのような活動があるが、学校からなかなか声が掛からない。学校がもっと求めれば、美術館は一生懸命協力をする。

【矢野委員長】

『文・武・芸』の三道の鼎立」とあり、スポーツについては色々と動き出しているが、芸術ももう一歩進める必要がある。美術館や博物館に行くとか、学芸員が学校に来て話をしてもらおうとか、そのような形での芸術教育もある。県の施策として採り上げてはどうか。

【松永委員】

学習指導要領の時間数が少ないので、美術館や博物館に行くとなると、週に1回50分の授業では、外に行くだけで時間がかかる。家庭科でも、実習時間がなくて色々な実習が減っている、と聞く。総合的な学習の時間や道徳などを使い、感性を育てるための学校の取組として、時間を取ってもらおうとよいのではないか。

【武井委員】

次期計画中に、東京オリンピックが行われる。オリンピックは、取組や成果指標にそぐわないかもしれないが、県民の関心やインパクトからすると、非常に大きなものになると予想される。それを次期計画とどう連動させるか、次期計画で検討してほしい。

第5章 現代の重要課題に対応した教育の推進

【武井委員】

この章は、重要な課題に対する計画的な推進だが、予測できるものばかりではなく、緊急性を持ったものが多く挙がっている。振り返ると、震災後に命を守る協議会が必要となったり、Facebook や LINE が登場し、SNS への対応が必要となったり等、4年間のスパンで対応したら追いつかないという事態が、頻繁に出てきている。県教育委員会が臨機応変に対応しているが、4年前に計画を立てたものを、4年間で徐々に達成していくという構造でいいのか、今一度考える必要がある。数年間のスパンで計画を立てて評価するのではなく、重要なものは随時計画して評価をするように、柔軟な構成を取らないと対応できない。

【松永委員】

「情報モラルに関する教育活動を実施した学校の割合について」がAになっているが、これだけ充実させても、いじめなどの問題がまだ出てきている。経年変化していくものなので、指標も含めて、計画やPDCAサイクルを回していく必要がある。

【藤田委員】

教育というのは、まさに5年、10年後の静岡県を作っていく大事な要素である。

「評価書(案)」を探しても、「静岡県についての教育」がどこにも見当たらない。富士山や芸術のことが話題に出たが、どうして静岡県の郷土を学ぶ学習をやらないのか、とても不思議である。静岡県ならではの教育で、静岡をもっと好きになるように仕掛け、成果指標にも入れていただきたい。そうすれば、人口減少問題などの解決にも繋がる。

【渡邊委員】

沼津市では、白隠禅師を取り上げて冊子を作ったことがある。世界的に有名な人であるから、そういう人を取り上げることもよい。

【矢野委員長】

「多文化共生社会への対応」だが、西部では外国籍の方が多い。そういう地域の学校では、言葉の問題や習慣の違いについて、どのような教育がなされているか、掘り下げてみるとよい。

【武井委員】

次期計画を作るに当たり、考えていただきたいことがある。

今までの評価は、問題を発見したら修正をするという評価になっていなかったか。目標設定値を決め、毎年度どこまで達成すべきかを計画し、それが達成できているかをチェックする理由は、怠けてしまうという発想があるからではないか。そういう見方で行政を見ていくと、問題を無くそうとして、マイナスをゼロにする努力ばかりしかできなくなる。必要なのは、プラスを更に大きなプラスにする努力である。教育現場を取り巻く状況は年々厳しくなっており、さらに鞭打つようなことをやっても、よいことはない。のびのびと生活できるよ

うな温かい行政とはどういうものかを、考えなければならぬ時代に来ている。チェックするものは着実にやってほしいが、閉塞感が漂ってくればくるほど、県民全体での教育を育む姿勢が必要となってくる。

【藤田委員】

一般の人間からすると、県の教育委員会と市の教育委員会と学校との、つながりと役割がわからない。県の教育委員会がどこまで学校に入れるか、不明確である。教育委員会と学校が密になって政策を進めれば、数値は上がり実績も上がる。

教育現場に、企業見学や経営者との話などの社会的・実学的なものを取り入れることで、社会で順応できる子どもたちが育つと思う。子どもたちには、机上の勉強をするだけでなく、社会を見てもらいたい。

【松永委員】

「有徳の人」を目指すためにどういう事業を行っていくかという形で、「有徳の人」に集約するような構成、また、計画として目指しているということがわかるような構成にしていくと、「有徳の人」をもっと意識できるはずである。「これをやれば、この目標に近づく」という指標を採れば、「思いやりがある子が増えた」「関わりあいを大切にしたいという人が増えた」というような指標も、つくることができる。掲げた目標が生かせるような構成を、考えていきたい。

【渡邊委員】

グローバル化で、子どもたちを海外へ留学させたり、交換留学生が来ることは、よいことである。

教師と子どもたちが知識を教育する時間以外の時間が取れると、もう少し豊かな教育行政ができるのではないか。

※ 以下は、田中委員より、書面にていただいた御意見の要約である。

1. 教育振興基本計画第2期計画の内容について

(1) 基本構想について

静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」第2期計画（以下「アクションプラン」）の29～31ページの「3 静岡県の教育の基本目標」では、「1 教育を取り巻く時代の潮流 — これまでの3年間における変化等を含めて —」と「2 静岡県の教育の現状と課題」の記述内容との関連性に言及がないまま、いきなり教育理念や基本目標が示されている。恐らく3以降は知事のお考えを反映した記述になっているものと思われるので、1、2との関連性があまりないのであれば、基本構想は3から始めてもよい。

「アクションプラン」31～33ページの「4 施策の基本方向」では、全ての項目の見出しが「『有徳の人』を…」という表現になっているが、それぞれの分野についてあまり明確な指針が示されていない。「有徳の人」を育成するために、各分野においてどのような方向性を目指していくのかを、もう少し具体的に示す方がよい。

(2) 基本計画について

全体的に、各施策がどのような方向性を目指すのかが、抽象的にしか記述されていない。例えば、「アクションプラン」65～67ページの「『確かな学力』の育成」では、「ア 小・中・高を見通した指導の充実を図るとともに、教員の授業力向上に向けた取組を推進します」とある。これは重要な施策なので、もう少し具体的に施策の方向性を記述して頂きたい（この施策に限らず、全般的に同様の傾向が見られる）。

また、分野ごとの課題は基本構想には記述されているが、基本計画には一切記述がない。教育に携わる本県の関係者は、主に基本計画を参照すると考えられるので、基本計画において分野ごとに現状と課題についての記述がある方がよい。

各施策とも、冒頭に2つの成果指標が示されて、その後に施策の方向性についての記述が続く構成になっているが、2つの成果指標の目標値を達成するためにその施策が計画されたように見えてしまい、ややミスリーディングではないか（2つの成果指標は、その分野の業績のごく一部を代表しているに過ぎない）。なお、「アクションプラン概要版」のリーフレットでは、各分野について「重点施策」が掲げられているが、「アクションプラン」本体では、どこを探しても「重点施策」についての記述を見つけることができなかった。

(3) 成果指標について（中期計画の一部であるが、重要であるため、項目を別立てとした）

「アクションプラン」の36ページに、目標値の設定方法についての説明があるが、この設定方法はあまり適切ではない。意識指標を目標値とする場合に、「ほとんど当てはまらない」という回答の一定割合を肯定的回答の割合に上乘せして目標値を設定する方針を示しているが、「ほとんど当てはまらない」と回答した人が、「当てはまる」に変わる可能性はあまりない。むしろ、「あまり当てはまらない」と回答した人をターゲットにし、その一定割合が「当てはまる」に変化するよう施策を実施すると考えた方が適切ではないか。基本的には、意識指標や行動指標を行政施策の目標値として掲げることは、推奨しない。これらの指標は、回答者の主観に大きく依存しており、行政施策の成果を適切に反映しているとは考えにくいからだ。

また、行政施策の実施状況とこれらの指標の実績値の変化との間の関係性がわからない以

上、こうした指標を計測しても、行政施策にとって参考になるような知見はあまり得ることができない。仮にこうした意識指標や行動指標を利用する場合でも、毎年の数パーセント程度の実績値の変化に一喜一憂するのではなく、長期的な変化の方向性に注目したり、比較的大きな変化があった時に詳しく分析したりするといった利用方法を取る方が有効である。

なお、成果指標の目標値は、人口が減少していくことを踏まえて設定する必要がある（例えば、人口が減っていくにも関わらず、根拠もなく施設利用者が大幅に増えるという目標値を設定することは適切ではない）。

2. 教育振興基本計画第2期計画に対する自己評価結果について

個別の取組についての実施状況は、「第2期計画評価書（案）」の中の「進捗評価」等において具体的に記述されているが、取組間の優先順位等の区別もなく、ただ羅列されているだけなので、施策ごとの全体像がわかりにくい印象である。

また、目標を達成できなかった場合の原因分析がなされていないし、施策や取組ごとの問題点や課題も明らかにされていない。

同じく、「今後の方針」では、「～をする（努める、図る）」という記述が並んでいるが、体制・人員や財源・費用についてはあまり考慮されていないようだ（少なくとも考慮された形跡が示されていない）。人や金について考慮せずに「～をする」と宣言されても、行政や教育関係者が、どの程度本気で取り組むつもりなのかがわからない。成果指標以外では、数値として示されているデータが少ないため、県の教育行政活動を数量的にとらえることが難しくなっている。

3. 次期計画について

現行計画を見る限り、基本構想と基本計画を区別する必要性はあまりない。基本構想は省き、基本計画だけを策定すればよいのではないか。

少なくとも、現行の基本構想の始めにあるような、時代の潮流に関する一般的な記述は不要。基本計画の冒頭において政策の体系を示すべきである（現行計画では、基本構想の最後に政策体系図が示されている）。

基本計画においては、分野ごとに現状や課題についての認識を示すことが必要である。

成果指標を各分野の最初に掲載することはやめる。その代わりに、指標を2つに限定する必要はない（その分野で重要な指標であれば、3つ以上を掲げても構わない）。

目標値は、「成果指標」にこだわる必要はない。その分野において注視すべき指標であれば、投入指標や活動指標でも構わない。

行政施策の目標値として、意識指標や行動指標を掲げるのはできるだけ避けること。ただし、行政施策の参考にするために、意識指標や行動指標を追跡することは構わない（これらは所管が独自に追跡すればよいので、基本計画に掲載する必要はない）。

全ての施策が同じ重要性や優先度ではないはずなので、できるだけ分野ごとに重要な施策や取組を明示すること。また、「計画」というからには、実施スケジュール・組織体制・財源についても予定や見通しを記載すること。

計画の最後に、計画の進行管理や評価方法について具体的に記載すること（現行計画の記述は不十分である）。

IV 教育委員会活動実績

1 平成27年度 教育委員活動実績

4月

日	曜日	行 事 等
2	木	定例会 第1回
8	水	県立浜松湖北高校開校式
14	火	県立掛川特別支援学校開校式
15	水	県立吉田特別支援学校開校式
20	月	定例会 第2回
24	金	第1回 総合教育会議

5月

7	木	学校訪問
11	月	定例会 第3回
14	木	1都9県教育委員会全委員協議会（1日目）
15	金	1都9県教育委員会全委員協議会（2日目）
26	火	定例会 第4回
29	金	第1回 移動教育委員会（県立浜松西高等学校）

6月

3	水	定例会 第5回
17	水	第2回 総合教育会議
17	水	定例会 第6回
18	木	安全確認の日、第1回 安全対策委員会
19	金	第2回 移動教育委員会（掛川市立西郷小学校、掛川市立北中学校）

7月

3	金	定例会 第7回
8	水	第3回 移動教育委員会（県立静岡北特別支援学校、県立中央特別支援学校）
13	月	全国都道府県教育委員会連合会総会・協議会（1日目）
14	火	全国都道府県教育委員会連合会総会・協議会（2日目）
22	水	定例会 第8回
24	金	県教育委員会事務の管理・執行に関する外部有識者による点検評価

8月

3	月	定例会 第9回
13	木	あすなる夢講座
20	木	わたしの主張2015静岡県大会
21	金	定例会 第10回
31	月	第4回 移動教育委員会（御殿場市、裾野市、小山町との意見交換会）

9月

日	曜日	行 事 等
2	水	定例会 第11回
3	木	第3回 地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会
		1都9県教育委員会委員長委員協議会（1日目）
4	金	1都9県教育委員会委員長委員協議会（2日目）
10	木	第5回 移動教育委員会（県立三島北高等学校）
17	木	定例会 第12回
		第3回 総合教育会議
20	日	高等学校総合文化祭・全国大会出場校発表会開会式

10月

9	金	定例会 第13回
11	日	静岡県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会
17	土	子ども・若者育成支援強調月間静岡県大会
27	火	第6回 移動教育委員会（焼津市立大井川西小学校） 都道府県・指定都市新任教育委員研究協議会
28	水	定例会 第14回

11月

6	金	定例会 第15回 第4回 地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会
16	月	第7回 移動教育委員会（県立焼津水産高等学校）
20	金	定例会 第16回 教育委員会表彰式

12月

2	水	定例会 第17回
16	水	第8回 移動教育委員会（政令市との意見交換）
17	木	第4回 総合教育会議 定例会 第18回

1月

7	木	定例会 第19回
13	水	第5回 地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会
22	金	定例会 第20回
27	水	第9回 移動教育委員会（清水町、長泉町との意見交換）

2月

1	月	全国都道府県教育長連合会総会
3	水	定例会 第21回
4	木	教職員コンプライアンス委員会
5	金	第5回 総合教育会議
6	土	静岡県就学前教育講演会
12	金	第10回 移動教育委員会（賀茂地域1市5町との意見交換）
17	水	定例会 第22回

3月

7	月	定例会 第23回
16	水	定例会 第24回

2 平成28年度 9月までの教育委員活動実績

4月

日	曜日	行 事 等
4	月	定例会 第1回
20	水	定例会 第2回
25	月	第1回総合教育会議

5月

11	水	定例会 第3回
17	火	1都9県教育委員会全委員協議会（1日目）
18	水	1都9県教育委員会全委員協議会（2日目）
25	水	定例会 第4回
26	木	第1回 移動教育委員会（県立浜松工業高等学校）
31	火	第1回 地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会

6月

1	水	富士山麓山の村視察
3	金	コンプライアンス委員会
8	水	定例会 第5回
9	木	第2回 移動教育委員会（県立掛川特別支援学校）
18	土	安全確認の日
20	月	全国都道府県教育委員会連合会理事会
21	火	第2回 総合教育会議
		定例会 第6回

7月

6	水	定例会 第7回
8	金	マネジメント研修
11	月	全国都道府県教育委員会連合会総会・協議会（1日目）
12	火	全国都道府県教育委員会連合会総会・協議会（2日目）
14	木	第3回 移動教育委員会（三島市立北小学校）
15	金	富士山麓山の村視察
20	水	定例会 第8回

8月

1	月	定例会 第9回
18	木	教育視察（教員採用試験）
19	金	わたしの主張2016静岡県大会
23	火	定例会 第10回
31	水	第4回 移動教育委員会（川根本町）

9月

5	月	定例会 第11回
8	木	1都9県教育委員協議会（1日目）
9	金	1都9県教育委員協議会（1日目）
15	木	第5回 移動教育委員会（県立榛原高等学校）
18	日	静岡県高等学校総合文化祭
21	水	定例会 第12回

V 教育委員会定例会 議案&報告事項&協議会 案件一覧

1 平成27年度 教育委員会定例会 議案

	定例会	公開	案 件
1	4①	非	平成26年度 永年勤続者表彰被表彰者（追加）の決定
2	4①	非	静岡県就学支援委員会委員の委嘱及び任命
3	5①	非	静岡県スポーツ推進審議会委員の委嘱
4	5①	非	教職員の懲戒処分
5	5①	非	教職員の懲戒処分
6	6①		静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
7	6②	非	教職員の懲戒処分について
8	6②	非	静岡県就学支援委員会委員の変更
9	7①		平成28年度 静岡県立高等学校学科改善
7	7①	非	教職員の懲戒処分(継続審議)
10	7②	非	教職員の懲戒処分
11	7②	非	「静岡県いじめ問題連絡協議会」の委員の変更
12	7②	非	静岡県立中央図書館協議会委員の任命
13	8②		平成28年度 使用教科書の採択
14	8②	非	教職員の懲戒処分
15	9①		平成27年9月県議会定例会に提出する報告書
16	9①	非	平成27年9月県議会定例会に提出する議案
17	10②	非	教職員の懲戒処分
18	10②	非	教職員の懲戒処分
19	10②	非	教職員の懲戒処分
20	10②	非	教職員の懲戒処分
21	10②	非	平成27年度 末教職員人事異動方針
22	10②	非	平成27年度 静岡県教育委員会表彰被表彰者の決定
23	11①		平成28年度 静岡県立高等学校生徒募集計画
24	11①		静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則
25	11①	非	平成27年度 静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰者の決定
26	11②		静岡県「ICTを活用した教育」推進計画の策定
27	11②		平成28年度 静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科生徒募集計画
28	11②		静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
29	11②	非	教職員人事異動
30	11②	非	平成27年12月県議会定例会に提出する議案
31	12①		平成28年度 教育行政の基本方針の策定
32	12①	非	静岡県文化財保護審議会委員の任命
33	12②	非	教職員の懲戒処分
34	12②	非	教職員の懲戒処分
35	12②	非	教職員の懲戒処分
36	1①	非	教職員人事異動
37	1②		静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則
38	1②	非	教職員の懲戒処分
39	1②	非	教職員の懲戒処分
40	2①	非	平成28年2月県議会定例会に提出する議案
41	2②	非	教職員の懲戒処分

	定例会	公開	案 件
42	3①		静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則の制定
43	3①		幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針の策定
44	3①	非	静岡県銃砲刀剣類登録審査委員の任命
45	3①	非	平成27年度 永年勤続者表彰被表彰者の決定
46	3②		平成28年度 組織改編等に係る関係規程の改正
47	3②		障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領の制定
48	3②		知事の権限に属する事務を補助執行することに関する協議
49	3②		知事の権限に属する事務を補助執行することに関する協議
50	3②		職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う補助執行協議書の修正及び関係規則の廃止
51	3②		教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定
52	3②		静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則
53	3②		静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について～「共生・共育」を目指して～の策定
54	3②	非	平成27年度 永年勤続者表彰被表彰者の決定
55	3②	非	平成27年度 末教職員人事異動
56	3②	非	平成28年度 教職員の再任用の決定
57	3②	非	平成28年度 静岡県教科用図書選定審議会委員の任命

2 平成28年度 9月までの教育委員会定例会 議案

	定例会	公開	案 件
1	4①	非	平成27年度 永年勤続者表彰被表彰者（追加）の決定
2	4②		静岡県立伊豆総合高等学校及び静岡県立浜松湖北高等学校の分校の名称
3	4②	非	教職員の懲戒処分
4	4②	非	教職員の懲戒処分
5	4②	非	平成27年度 永年勤続者表彰被表彰者（追加）の決定
6	4②	非	静岡県就学支援委員会委員の委嘱及び任命
7	5①	非	教職員の懲戒処分
8	5①	非	教職員の懲戒処分
9	5②	非	教職員の懲戒処分
10	6①	非	平成28年6月県議会定例会に提出する議案
11	6②	非	教職員の懲戒処分
12	7①	非	平成29年度 静岡県立高等学校学科改善
13	7①	非	教職員の懲戒処分
14	7①	非	教職員の懲戒処分
15	7①	非	「指導力不足教員審査委員会」委員の委嘱
16	7②	非	静岡県立中央図書館協議会委員の任命
17	8①	非	教職員の懲戒処分
18	8①	非	教職員の懲戒処分
19	8②		平成29年度 使用教科書の採択
20	8②	非	教職員人事異動
21	8②	非	教職員人事異動
22	8②	非	教職員人事異動
23	9①	非	平成28年度9月県議会定例会に提出する議案
24	9①	非	教職員の懲戒処分
25	9①	非	教職員の懲戒処分

3 平成27年度 教育委員会定例会 報告事項

	定例会	公開	案 件
1	4①		平成27年度 教育委員会事務局所属長等
2	4①		監査結果に関する報告
3	4①		平成27年度 静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要
4	4②		平成27年度 しずおか型コミュニティ・スクール推進事業
5	4②	非	監査指摘事項に関する報告
6	5①		教育行政の点検及び評価
7	5①		平成27年度 全国学力・学習状況調査の実施状況について
8	5①		児童生徒の安全に関する緊急確認調査の結果を踏まえた措置に係る調査結果について
9	5②		平成26年度 教職員の健康診断結果及び休職者等の状況
10	5②		山梨県立図書館と静岡県立中央図書館との富士山関係資料に関する連携協定
11	5②	非	平成26年度 静岡県教職員人事評価の評価結果の概要
12	6①		第1回 しずおか型コミュニティ・スクール推進会議
13	6①		平成26年度 体罰に係る実態把握の結果について
14	6①	非	平成27年6月県議会定例会への報告事項
15	6②	非	平成28年度 静岡県公立学校入学者選抜実施
16	6②	非	平成27年度 全国学力・学習状況調査を活用した早期対応策の結果
17	7①		監査結果に関する報告
18	7①		チア・アップコンテンツ(教員向け)について
19	7②	非	平成28年度 静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領
20	7②	非	平成28年度 静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領
21	8①		平成28年度 教員採用第1次選考試験の結果(義務教育課)
22	8①		平成28年度 教員採用第1次選考試験の結果(高校教育課)
23	8①		平成28年度 教員採用第1次選考試験の結果(特別支援教育課)
24	8②		「静岡県産業教育審議会」答申の手交
25	8②	非	平成27年度 全国学力・学習状況調査の結果
26	9①	非	平成27年度 条件附採用教職員(6月)の正式採用について
27	9②		静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による平成26年度業務の評価結果
28	9②		静岡県富士水泳場プールの利用再開について
29	9②		平成26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査結果(いじめ調査を
30	9②	非	平成27年度 全国学力・学習状況調査県立中等部の結果について
31	9②	非	平成28年度 静岡県公立学校教員採用選考試験実施概要
32	10①		平成27年度 特別支援体制整備研究協議会報告
33	10①	非	監査結果に関する報告
34	10②		文部科学省「平成26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(いじめの状況等の調査)」静岡県公立学校の状況(概要)
35	11①		静岡県スポーツ推進審議会答申について
36	11①		第34期 静岡県社会教育委員会中間報告
37	11①		チア・アップコンテンツ(家庭学習編)の配信
38	11①		平成28年度 静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成28年度 静岡県立特別支援学校(視覚障害・聴覚障害)高等部専攻科入学者選考の実施
39	11①		平成28年度 静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成28年度 静岡県立特別支援学校(視覚障害・聴覚障害)高等部専攻科入学者選考に関わる要領及び要項
40	11①		県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第1次選考試験の結果
41	11①		県立視覚特別支援学校療科教員採用第1次選考試験の結果
42	11②	非	平成28年度 当初予算部局調整案の概要
43	12①		改訂版「補助教材取扱いガイドライン」
44	12①		学力向上推進協議会報告書手交
45	12①		静岡県指定文化財の指定
46	12①	非	平成27年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果
47	12②		平成28年度 全国学力・学習状況調査の実施と参加
48	1①		監査結果に関する報告
49	1②	非	平成29年度 静岡県公立学校教員採用選考試験の変更点

	定例会	公開	案 件
50	2②		平成28年度 事務局組織の改編
51	2②	非	平成27年度末 校長等退職者状況
52	2②	非	教頭の希望降任
53	3①		監査結果に関する報告
54	3①		しずおか型コミュニティ・スクール推進会議報告書
55	3①	非	平成27年度末 公立学校校長教頭等登用選考結果
56	3②		中学校夜間学級等検討委員会報告書（提言）手交
57	3②		「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」報告
58	3②		静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）の平成27年度進捗状況報告
59	3②		静岡県指定文化財の指定
60	3②	非	平成28年度 新規採用及び再任用教職員の決定

4 平成28年度 9月までの教育委員会定例会 報告事項

	定例会	公開	案 件
1	4①		平成28年度 教育委員会事務局所属長報告
2	4①		監査結果に関する報告
3	4①		平成28年度 静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要
4	4②		静岡県教育委員会ワーク・ライフ・バランス推進計画の策定
5	4②		平成28年度 全国学力・学習状況調査の結果の公表方針
6	5①		県行財政改革推進委員会（学校給食関係）
7	5②		通報制度の運用状況
8	5②		平成27年度 教職員の健康診断結果及び休職者等の状況
9	6①		監査結果に関する報告
10	6①		未来の学校「夢」プロジェクトにおける調査研究
11	6①	非	平成28年6月県議会定例会への報告事項
12	6②		第1回教職員コンプライアンス委員会報告
13	6②		平成28年度 全国学力・学習状況調査を活用した早期対応の結果
14	6②		第1回 就学前教育推進協議会報告
15	7①		監査結果に関する報告
16	7①		チアアップコンテンツ（教員向け）
17	7②		平成29年度 静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領
18	7②		平成29年度 静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領
19	8①		平成29年度 教員採用第1次選考試験の結果（義務教育課）
20	8①		平成29年度 教員採用第1次選考試験の結果（高校教育課）
21	8①		平成29年度 教員採用第1次選考試験の結果（特別支援教育課）
22	8②		第34期 社会教育委員会の報告
23	8②		平成28年度 静岡県人権教育の手引き
24	8②	非	平成28年度 全国学力・学習状況調査の結果
25	9①	非	指導力不足教員審査委員会審査結果
26	9②		第1回 市町幼児教育担当者連絡会
27	9②		平成28年度 特別支援体制整備研究協議会
28	9②	非	平成28年度 全国学力・学習状況調査県立中等部の結果
29	9②	非	平成28年度 条件附採用教職員（6月）の正式採用
30	9②	非	平成29年度 静岡県公立学校教員採用選考試験実施概要

5 平成27年度 教育委員協議会 案件

	定例会	公開	案 件
1	4①	非	総合教育会議の開催に向けて（仮）
2	4②	非	総合教育会議の開催に向けて
3	4②	非	全国学力・学習状況調査結果の公表の在り方について
4	5①	非	全国学力・学習状況調査の公表について
5	5②	非	全国学力・学習状況調査の公表について
6	6①		全国学力・学習状況調査の公表について
7	6①	非	「ICTを活用した教育」の調査研究検討状況報告
8	6①	非	第2回 総合教育会議の開催について
9	6②	非	静岡県教育情報化推進戦略〈2015〉（仮称）（骨子案）
10	7①		平成27年度 県議会9月定例会に提出する報告書
11	7①	非	地域スポーツクラブ支援事業
12	7①	非	公立高等学校入学者選抜における学校裁量枠について
13	8①	非	総合教育会議 第2回 実践委員会実施報告
14	8②	非	平成27年度 9月補正予算部局調整案
15	8②	非	静岡県行財政改革推進委員会意見書（補助教材関係）への対応
16	9①	非	第3回 総合教育会議の開催について
17	10①	非	平成27年度 末教職員人事異動方針1次案
18	10①	非	平成28年度 当初予算編成に対する方向性
19	10②	非	平成28年度 当初予算部局調整案の検討
20	11①		平成28年度 教育行政の基本方針
21	11①	非	平成28年度 当初予算部局調整案の検討
22	11①	非	静岡県のICTを活用した教育推進計画（案）
23	11②		平成28年度 教育行政の基本方針
24	11②	非	改訂版「補助教材取扱いガイドライン」骨子
25	12①	非	第4回 総合教育会議の議題について
26	12①	非	教育行政職の採用について
27	12①	非	安全対策委員会について
28	12②	非	スポーツ行政の知事部局への移管
29	12②	非	静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則の一部改正について
30	1①	非	スポーツ行政の知事部局への移管
31	1①	非	平成28年度 総合教育会議における協議・調整事項について
32	1②	非	平成28年度 当初予算調整状況
33	1②	非	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針（案）
34	2①	非	第5回 総合教育会議の議題について
35	2②	非	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針（案）
36	3①	非	障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領（案）
37	3①	非	「特別支援教育の在り方について－共生・共育を目指して－」（案）
38	3②	非	次期高等学校長期計画の検討委員会について
39	3②	非	生徒による政治的活動等への対応について

6 平成28年度 9月までの教育委員協議会 案件

	定例会	公開	案 件
1	4①	非	組体操の状況と今後の対応
2	4②	非	組体操の状況と今後の対応（前回から継続）
3	4②	非	第1回総合教育会議について
4	4②	非	第1回総合教育会議について（富士山の日、学校給食）
5	6①		第2回総合教育会議
6	8②	非	平成28年度 9月補正予算部局調整案
7	9②		教育行政の点検及び評価

VI 記者提供資料件名一覧

1 平成27年度 記者提供資料 件名一覧

月	日	担当課	件名
4	1	義務教育課	教職員の逮捕について
4	3	高校教育課	平成27年4月開校の県立浜松湖北高等学校の開校式典
4	7	特別支援教育課	平成27年4月開校の県立特別支援学校2校の開校式典
4	9	義務教育課	平成27年度 第1回 教科用図書選定審議会の開催
4	17	義務教育課	静岡県における平成27年度全国学力・学習状況調査の実施について
4	20	社会教育課	読書啓発リーフレット「始めよう、『親子読書』」を配布します
4	21	社会教育課	日中青年代表交流の参加者を募集します！！
4	23	中央図書館	企画展「大竹省二写真展 ～昭和の歌姫～」開催
4	30	教育政策課	平成27年度 第1回 静岡県人権教育推進委員会の開催
4	30	スポーツ振興課	ニュースポーツふれあいフェスタ2015春開催
5	7	高校教育課	第65回 静岡県高等学校長協会総会・研究協議会の開催
5	7	高校教育課	教職員の逮捕について
5	11	義務教育課	第1回 学力向上推進協議会の開催について
5	11	義務教育課	教職員の懲戒処分
5	11	高校教育課	教職員の懲戒処分
5	11	総合教育センター	「あすなる夢講座21」で天野浩教授が講演します
5	11	中央図書館	平成27年度 子ども図書研究室講演会「日本の昔話の変遷 -桃太郎を中心に-」開催
5	13	高校教育課	第5回 静岡県産業教育審議会を開催します
5	13	総合教育センター	総合教育センターに幼児教育センターを開設しました！
5	13	中央図書館	県立中央図書館デジタル化資料「静岡県の絵葉書」公開！
5	13	中央図書館	県立中央図書館90周年記念事業 貴重書展示「千代田之大奥」
5	18	スポーツ振興課	シャンソンVマジックの選手が技を伝授
5	19	義務教育課	第1回しずおか型コミュニティ・スクール推進会議の開催
5	20	中央図書館	企画展「世界遺産展」開催
5	22	教育政策課	第1回 移動教育委員会を開催します
5	25	教育総務課	兵庫県震災・学校支援チーム（EARTH）による防災担当者研修会を開催します
5	26	中央図書館	「山梨県立図書館と静岡県立中央図書館との富士山関係資料に関する連携協定」締結式を開催します
5	26	特別支援教育課	県立東部特別支援学校の敷地の選定
5	27	社会教育課	県教育委員会社会教育課が総務省東海総合通信局長表彰を受賞します
5	28	スポーツ振興課	投力向上のために、小学生にボール投げの専門家が指導します
5	29	教育総務課	第1回 県・市町教育長代表者会議の開催
5	29	文化財保護課	第8回 文化財（建造物）の蟻害・腐朽検査
6	1	社会教育課	静岡県遊技業協同組合からの寄附目録の贈呈
6	2	義務教育課	平成27年度 第2回 静岡県教科用図書選定審議会の開催
6	3	中央図書館	県立中央図書館デジタル化資料「駿府城天守台跡地」を含む地域資料25点を公開！
6	5	義務教育課	第27回 全国公立学校教頭会研究大会の開催
6	5	義務教育課	今年度から「平成27年度 地域とともにある学校づくり研修会」が始まります
6	5	社会教育課	平成27年度 静岡県青少年育成会議総会及び研修会の開催
6	8	義務教育課	教科用図書検定結果の公開について
6	8	スポーツ振興課	「2018年 世界女子ソフトボール選手権」の開催候補地として静岡県ソフトボール協会が立候補
6	12	教育政策課	第2回 移動教育委員会の開催
6	15	社会教育課	県立青少年教育施設等「安全確認の日」

月	日	担 当 課	件 名
6	17	教育総務課 財務課	学校施設環境改善交付金の支払い遅延
6	19	義務教育課	中学校用教科書及び一般図書の調査研究報告書の手交
6	19	スポーツ振興課	平成27年度 第3回 静岡県スポーツ推進審議会の開催
6	29	社会教育課	日中青年代表交流 開講式・第1回セミナー開催
6	30	スポーツ振興課	2018年インターハイ 大会愛称等の募集
7	1	教育政策課	第3回 移動教育委員会を開催
7	1	中央図書館	夏休みは県立中央図書館へ「夏休み子ども図書ウィーク」開催！
7	1	特別支援教育課	特別支援体制整備研究協議会の開催
7	3	高校教育課	平成28年度 静岡県立高等学校学科改善
7	3	高校教育課	教職員の懲戒処分
7	3	文化財保護課	第19回 静岡県民俗芸能フェスティバルの開催
7	6	義務教育課	第2回 しずおか型コミュニティ・スクール推進会議開催
7	7	高校教育課	第6回 静岡県産業教育審議会を開催します
7	7	中央図書館	大人のたしなみセミナー「エンペラー家康の駿府外交」
7	8	高校教育課	静岡東高校が予備校と連携による学力向上策を実施
7	8	社会教育課	「地域の青少年声掛け運動」推進研修会の開催
7	9	中央図書館	県立中央図書館「子ども図書研究室」日曜日開放！
7	10	文化財保護課	浜松市の旧田代家住宅が国の登録有形文化財に登録！
7	13	義務教育課	チア・アップコンテンツの公開
7	16	教育総務課	平成27年度 第1回 教職員コンプライアンス委員会の開催
7	16	スポーツ振興課	運動好きで元気な子どもを育てよう！！ 親子運動遊び指導者体験講座開催
7	16	スポーツ振興課	平成27年度 静岡県スポーツ推進委員連絡協議会 表彰式・講演会を開催します
7	17	高校教育課	平成28年度 静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領、平成28年度 静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領に関する記者発表について
7	17	スポーツ振興課	元新体操日本代表選手が中学生を指導します
7	17	スポーツ振興課	「F I F A女子ワールドカップ カナダ2015」知事顕彰式
7	21	スポーツ振興課	バレーボール元日本代表選手が中学生を指導します
7	22	特別支援教育課	教職員の懲戒処分
7	23	中央図書館	県立中央図書館葵レク 戦国時代の城址講座「徳川幕府の城－天下政権の築城－」
7	24	スポーツ振興課	静岡甲女子ソフトボール部が中学生を指導します
7	27	教育総務課	「実践的防災リーダー育成研修会」の開催
7	27	スポーツ振興課	第97回 全国高等学校野球選手権大会に出場する本県代表校が大須賀副知事を表敬訪問します
7	28	中央図書館	中学生・高校生が図書館の仕事を体験します
7	30	社会教育課	日中青年代表交流 第2回セミナー開催
7	30	中央図書館	ブックレクチャー 小和田哲男氏講演会「本を読んで天下を取った家康－家康の読書遍歴を追う－」
8	3	スポーツ振興課	東レアローズの選手が中学生を指導します
8	5	社会教育課	「声掛け運動アンバサダー」基調講演
8	6	社会教育課	不登校やニート、ひきこもり等の悩みにこたえる合同相談会の開催
8	7	義務教育課	平成27年度 科学の甲子園ジュニア第2回静岡県決勝大会を開催
8	10	高校教育課	「地域学」推進事業におけるフィールドワーク（富士山の地形観察事業）を開催します。
8	11	中央図書館	葵レク「健康医療情報講演会」
8	12	社会教育課	日中青年代表交流 浙江省交流に出発
8	13	教育総務課	「親子で作る学校給食メニューコンクール 第二次審査会及び表彰式」
8	13	高校教育課	オリンピックチャレンジ（科学オリンピックへの挑戦支援事業）を開催します。

月	日	担 当 課	件 名
8	13	埋蔵文化財センター	平成27年度 静岡県埋蔵文化財センター県民の日イベント「フェスタ埋文2015～古代を知る夏～」を開催します。
8	13	社会教育課	「わたしの主張2015」静岡県大会の開催
8	13	中央図書館	オンラインデータベース活用講座「静岡新聞データベースplus日経テレコンをビジネスに！」
8	13	文化財保護課	パネル展「震災と文化財」の開催
8	14	教育政策課	静岡県教育情報化推進ワークショップ2015の開催
8	14	教育総務課	～平成27年度 高校生被災地ボランティア研修～
8	17	高校教育課	静岡県産業教育審議会答申が手交されます
8	18	中央図書館	第23回 静岡県図書館大会 開催！
8	20	高校教育課	全国に誇る高校生の「芸」の力！
8	20	総合教育センター	平成27年度 第2回静岡県就学前教育推進協議会及び第3回幹事会
8	20	スポーツ振興課	浜松・東三河フェニックスの選手が技を伝授
8	21	義務教育課	平成27年度 全国学力・学習状況調査の結果について
8	21	教育政策課	第4回 移動教育委員会を開催します
8	21	高校教育課	平成27年度 第1回「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」の開催
8	21	高校教育課	教職員の懲戒処分
8	24	特別支援教育課	特別支援教育振興のため、株式会社第一不動産、第一サービス株式会社が寄附金の申出
8	25	義務教育課	教職員の逮捕について
8	25	スポーツ振興課	全国高校定時制通信制サッカー大会で初優勝した県立静岡中央高校サッカー部が教育長を表敬訪問します。
8	25	中央図書館	第1回 日本翻訳大賞受賞・阿部賢一氏講演会「世界は言葉でつながっている～翻訳現場の最前線～」
8	26	義務教育課	平成27年度 第1回 学力向上連絡協議会を開催
8	26	中央図書館	貴重書講座「静岡県立葵文庫の大正と昭和」
8	27	教育総務課	脳脊髄液減少症団体から教育長に要望書が提出されます
8	27	スポーツ振興課	「韓国忠清北道永同郡親善団」（シニアソフトテニス）が静岡県ソフトテニス協会の交流事業で教育長表敬訪問をします。
8	28	スポーツ振興課	サッポロビール株式会社が静岡県のスポーツ振興のために寄附
9	1	中央図書館	企画展「静岡県の哺乳類」開催！
9	2	義務教育課	平成27年度 第3回科学の甲子園ジュニア全国大会静岡県代表合同チーム決定
9	2	高校教育課	第1回 日台高校生産業技術交流の報告
9	3	教育政策課	第5回 移動教育委員会を開催します
9	3	社会教育課	「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座を開催します！！
9	3	スポーツ振興課	「第32回 全日本小学生ソフトテニス選手権大会」【男子団体戦】3位入賞選手が教育長を表敬訪問をします。
9	4	埋蔵文化財センター	ふじのくに考古学セミナー開講 テーマは城
9	4	社会教育課	平成27年度 視聴覚教育・情報教育功労者表彰について
9	4	中央図書館	インターネット予約による市町立図書館等受取サービス開始
9	7	高校教育課	平成27年度 第1回「静岡県いじめ問題対策本部会議」
9	7	高校教育課	県立榛原高校が主権者教育を実施
9	7	高校教育課	駿河総合高校が開発したコーヒーで静岡北特別支援学校南の丘分校の生徒が教育長をおもてなし！
9	11	高校教育課	県下トップクラスの高校生による文化の祭典開催
9	14	義務教育課 高校教育課	平成26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果の公表について
9	15	社会教育課	青少年ピアカウンセラー養成講座 開講式・第1回講座開催
9	15	社会教育課	全国高等学校ビブリオバトル静岡県大会開催！
9	17	スポーツ振興課	静岡県富士水泳場プールの利用再開について
9	17	中央図書館	県立中央図書館「文化の丘フェスタ」開催！

月	日	担当課	件名
9	24	義務教育課	第2回 学力向上推進協議会の開催について
9	28	財務課	P C B使用照明器具の判明について
9	28	社会教育課	日中青年代表交流 第3回セミナー開催
9	28	スポーツ振興課	大相撲の磋牙司氏が中学生力士を指導
9	29	社会教育課	不登校やニート、ひきこもり等の悩みにこたえる合同相談会の開催
9	29	スポーツ振興課	第26回 F I B Aアジア女子バスケットボール選手権大会に出場した日本代表 本川紗奈生選手が知事を表敬訪問します。
9	29	スポーツ振興課	14年ぶりの静岡県開催、第46回 全国健称マラソン大会（第4回静岡大会）役員が知事を表敬訪問します
10	1	スポーツ振興課	「ニュースポーツふれあいフェスタ」ふじのくにスポーツ推進月間P R版の開催
10	5	教育総務課	公益社団法人江原素六先生顕彰会が知事に書籍を贈呈します
10	5	スポーツ振興課	全国大会で優勝した杉山選手と宮本選手が教育長を表敬訪問します。
10	7	スポーツ振興課	平成27年度 第4回 静岡県スポーツ推進審議会の開催
10	8	スポーツ振興課	「W B S C U-18ベースボールワールドカップ」知事顕彰状授与式
10	9	文化財保護課	文化財を活用したまちづくり シンポジウムの開催
10	13	高校教育課	高校生海外体験フェアの開催
10	13	社会教育課	平成27年度 子ども・若者育成支援強調月間静岡県大会の開催
10	14	スポーツ振興課	ニュースポーツふれあいフェスタ2015秋in伊豆の国市開催
10	15	社会教育課	平成27年度 「読書県しずおか」づくり優秀実践校・優秀実践団体が決定しました
10	15	文化財保護課	第8回 文化財（建造物）の蟻害・腐朽検査結果報告会開催
10	16	高校教育課	～S P A Cと高校の授業に参画～戯曲風の自作国語教材による授業を実施！
10	16	社会教育課	平成27年度 社会教育功労者表彰受賞
10	20	総合教育センター	「静岡県生涯学習推進フォーラム」の開催について
10	21	義務教育課	平成27年度 「地域とともにある学校づくり」推進フォーラムを開催します
10	22	教育政策課	第6回 移動教育委員会を開催します
10	22	埋蔵文化財センター	遺跡調査報告会の開催
10	22	中央図書館	静岡県図書館大会（取材依頼）
10	26	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	文部科学省 平成26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（いじめの状況等の調査）（静岡県の実態）
10	28	義務教育課	ふじのくに 中学生・高校生のための教職セミナーの開催
10	28	義務教育課	教職員の懲戒処分
10	28	中央図書館	葵レク「伊豆半島ジオパーク講座」「伊豆歴史講座」開催！
10	29	スポーツ振興課	静岡県スポーツ推進審議会 副会長から教育長へ答申を手交！
10	29	中央図書館	企画展「昭和ノスタルジー～栓抜きコレクション展～」開催！
10	30	義務教育課	中学校夜間学級等検討委員会を開催します
11	2	高校教育課	平成28年度 静岡県公立高等学校生徒募集計画及び募集定員に対する学校裁量枠の選抜割合（選抜段階）一覧表の枠組み提供
11	2	社会教育課	「日中青年代表交流」浙江青年友好代表団が来静します
11	2	社会教育課	「日中青年代表交流」浙江青年友好代表団 歓迎レセプション
11	4	スポーツ振興課	中学生陸上競技クリニック
11	5	高校教育課	平成28年度 静岡県公立高等学校生徒募集計画一覧
11	5	社会教育課	平成27年度 優良公民館等静岡県教育長表彰式開催
11	5	中央図書館	企画展「伊豆半島ジオパーク展」開催！
11	10	教育政策課	第7回 移動教育委員会を開催します
11	10	高校教育課	知事褒章授与対象高校生が決定！
11	10	社会教育課	「声掛け運動アンバサダー」女優 藤田弓子さんによる基調講演

月	日	担 当 課	件 名
11	10	文化財保護課	しずおか文化財ウィーク「伊豆の長八」講演会&ギャラリートークを開催します
11	11	高校教育課	地元高校の解説による伊豆半島ジオパークの地形観察会実施！
11	13	教育総務課	平成27年度 静岡県教育委員会表彰 表彰式
11	13	高校教育課	～S P A Cが高校の授業に参画～戯曲風の自作国語教材による授業を実施！
11	13	文化財保護課	太平洋を望むリゾートホテル 川奈ホテルが国の登録有形文化財に登録!!
11	13	文化財保護課	「江戸城石垣石丁場跡」が国史跡に、「十国峠（日金山）」が登録記念物に指定・登録されます
11	17	文化財保護課	静岡県指定文化財の指定
11	18	義務教育課	平成27年度 第3回 学力向上推進協議会を開催
11	18	社会教育課	「青少年ピアカウンセラー養成講座」閉講式
11	18	社会教育課	三ヶ日青年の家カッター転覆事故公判について
11	19	スポーツ振興課	台湾高校野球チームと県内高校野球チームが交流親善試合を実施。
11	20	義務教育課	教職員の人事異動
11	20	教育政策課	静岡県「ICTを活用した教育」推進計画の策定
11	20	社会教育課	平成27年度 優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰
11	20	スポーツ振興課	「平成30年度 全国高等学校総合体育大会」静岡県開催種目の会場地市の決定について
11	26	中央図書館	「生活に役立つ法律・判例情報の探し方講座」参加者募集
12	2	高校教育課	県立富岳館高校が地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞
12	2	スポーツ振興課	平成30年度 全国高校総体「大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案」決定！
12	4	高校教育課	平成28年度 静岡県立高等学校中等部入学者選抜に関する志願状況等の資料提供スケジュールのお知らせ
12	7	社会教育課	松浦梱包輸送株式会社にて『家庭教育講座』を開催
12	7	スポーツ振興課	横浜DeNAベイスターズの田中健二郎投手と井手正太郎外野手が中学生を指導します。
12	9	スポーツ振興課	平成27年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
12	10	義務教育課	平成27年度 第2回 学力向上連絡協議会を開催
12	10	社会教育課	静岡県青少年環境整備審議会の開催
12	10	スポーツ振興課	第94回 全国高等学校サッカー選手権大会に出場する県立藤枝東高等学校サッカー部が知事を表敬します
12	10	中央図書館	県立中央図書館「お楽しみ福ぶっくろ」開催！
12	11	教育政策課	第8回 移動教育委員会を開催します
12	11	高校教育課	平成28年度 静岡県公立併設型高等学校入学者選抜の定員
12	11	高校教育課	★目指せ!全国大会「科学の甲子園」県最終予選開催★
12	11	高校教育課	オリンピックチャレンジを開催します。
12	11	社会教育課	日中青年代表交流 交流報告会の開催
12	11	スポーツ振興課	静岡女子ソフトボール部の選手が中学生を指導します。
12	11	スポーツ振興課	b jリーグジュニアユースバスケットボールカップ決勝大会の静岡県開催を主催者が知事に報告します。
12	11	総合教育センター	平成27年度 就学前教育講演会の開催
12	11	総合教育センター	アテネ五輪代表監督の人材育成術!! オール静岡! 学校と地域の連携推進講座
12	15	高校教育課	平成28年度 静岡県立高等学校中等部入学者選抜の志願状況
12	17	義務教育課	教職員の懲戒処分
12	17	中央図書館	県立中央図書館葵レク「歴史絵本講座 古代編」参加者募集
12	18	高校教育課	天竜高校の生徒が知事に天竜杉のベンチを納品
12	18	高校教育課	農業クラブ全国大会最優秀賞受賞高校生等が教育長を表敬
12	18	中央図書館	健康医療情報講演会「女性の睡眠障害について」

月	日	担当課	件名
12	21	社会教育課	平成28年 夢と希望に満ちた成人式
12	22	高校教育課	元中日の立浪和義氏が教育長に本を贈呈
12	22	スポーツ振興課	中日ドラゴンズのドラ1トリオが中学生を指導します。
12	22	中央図書館	「学校連携展」開催！
12	22	中央図書館	平成27年度 静岡県読書推進運動協議会講演会 「人生を絵本とともに～大人にこそ絵本を！～」
1	4	社会教育課	内閣府青年国際交流 県内参加青年による教育長表敬
1	6	スポーツ振興課	親子運動遊びプログラム普及イベントを開催します
1	7	スポーツ振興課	ソフトテニスの元世界チャンピオンが中学生を指導します。
1	7	スポーツ振興課	J F A アカデミー福島のコーチが中学生を指導します。
1	8	義務教育課	教職員の人事異動
1	9	高校教育課	平成28年度 静岡県立高等学校中等部入学者選抜の実施状況
1	12	教育総務課	「平成27年度 静岡県教育委員会優秀教職員表彰」被表彰者の決定
1	12	高校教育課	科学技術高校の生徒製作の書棚を教育長に納品
1	12	高校教育課	平成27年度 第2回 「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」の開催
1	12	高校教育課	主権者教育担当教員に対する教育課程研究集会の開催
1	12	スポーツ振興課	N E C プラットフォームズ女子ソフトボール部の選手が中学生を指導します。
1	13	文化財保護課	1月26日は文化財防火デー～みんなで守ろう文化財～
1	15	スポーツ振興課	静岡甲女子ソフトボール部の選手が中学生を指導します。
1	15	スポーツ振興課	ドリーム シトリン女子ソフトボール部の選手が中学生を指導します。
1	19	スポーツ振興課	中国青少年サッカートレーニング事前調査団による知事表敬訪問
1	20	高校教育課	平成28年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施状況（合格者数等）
1	20	社会教育課	焼津信用金庫にて『家庭教育講座』を開催
1	20	スポーツ振興課	株式会社ユニーと県の連携事業「親子運動遊びプログラム普及イベント」を開催します。
1	20	スポーツ振興課	ソフトテニスの元世界チャンピオンが中学生を指導します。
1	21	教育政策課	第9回移動教育委員会を開催します。
1	22	義務教育課	教職員の懲戒処分
1	22	高校教育課	平成28年度静岡県公立高等学校入学者選抜に関する志願及び合格状況等の発表スケジュール
1	25	義務教育課	第4回 しずおか型コミュニティ・スクール推進会議を開催します。
1	26	高校教育課	県立三島北高校によるスーパーグローバルハイスクール（SGH）成果発表会の開催
1	27	中央図書館	平成27年度 さくら写真コンクール作品展
1	28	総合教育センター	平成27年度 第3回 静岡県就学前教育推進協議会の開催
1	28	中央図書館	「富士山写真展」静岡&山梨
2	1	教育総務課	平成27年度 第2回 教職員コンプライアンス委員会
2	1	高校教育課	平成27年度 静岡県高等学校文化連盟特別表彰授与式を開催します。
2	1	スポーツ振興課	アスモ女子卓球部の選手が中学生を指導します。
2	3	義務教育課	第2回 「中学校夜間学級等検討委員会」を開催します
2	3	高校教育課	平成27年度 スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール成果発表会
2	3	高校教育課	平成27年度 第2回 静岡県いじめ問題対策本部会議
2	3	高校教育課	「キャリア教育推進企業等顕彰事業」感謝状授与式
2	3	特別支援教育課	平成27年度 第28回 特別支援学校高等部合同作品展について
2	4	中央図書館	静岡発！「昭和の幼児指導絵本『あそび』展」開催！
2	5	教育政策課	第10回 移動教育委員会を開催します。
2	5	高校教育課	知事褒章授与対象者高校生（第2期）が決定！
2	5	高校教育課	高校生ひらめき・つなげるプロジェクト2015表彰式
2	5	社会教育課	内閣府青年国際交流事業の参加者を募集しています！
2	10	高校教育課	高校生海外インターンシップの実施
2	10	埋蔵文化財センター	富士山の日歴史講演会開催のお知らせ

月	日	担当課	件名
2	10	スポーツ振興課	ソフトテニスの元世界チャンピオンが中学生を指導します。
2	12	スポーツ振興課	アスモ女子卓球部の選手が中学生を指導します。
2	16	スポーツ振興課	全国連合設立40周年記念「第63回 東海四県スポーツ推進委員研究大会」を開催します
2	16	中央図書館	オンラインデータベース活用講座「生活に役立つ健康医療情報の探し方講座」
2	17	高校教育課	静岡農業高校の生徒が教育長室に花を飾ります。
2	17	高校教育課	教職員の懲戒処分
2	18	高校教育課	平成28年度 静岡県公立高等学校入学者選抜の志願状況等
2	18	スポーツ振興課	バスケットボール元日本代表選手が中学生を指導します。
2	19	中央図書館	県立中央図書館 平成28年度から祝日も開館します
2	22	高校教育課	高校生海外インターンシップ国内研修の実施
2	22	スポーツ振興課	平成27年度 「体力アップコンテストしずおか」表彰式
2	23	高校教育課	第1回 全国ユース環境活動発表大会で環境大臣賞を受賞した静岡農業高校が教育長を表敬訪問
2	25	高校教育課	平成28年度 静岡県公立高等学校入学者選抜の志願変更状況等
2	25	埋蔵文化財センター	県内初出土 地鎮祭に使用された記号のある砥石
2	25	スポーツ振興課	ソフトテニスの元世界チャンピオンが中学生を指導します。
2	29	社会教育課	第68回 優良公民館文部科学大臣表彰で本県から3館表彰
2	29	社会教育課	ふじのくに家庭教育支援推進企業へ感謝状を贈呈！
3	1	高校教育課	焼津水産高校実習船が台湾での高校交流から帰港
3	2	スポーツ振興課	静岡マラソン2016への台北市参加代表団が大須賀副知事を表敬訪問
3	3	中央図書館	「JICAボランティア写真展」開催
3	4	社会教育課	読書啓発リーフレット「本とともにだち（幼児版）」完成
3	4	スポーツ振興課	サッカー元日本代表の齊藤俊秀氏が中学校を訪問します。
3	8	義務教育課	絵本「海のむこうからのおくりもの～おんじゅくものがたり～」が、久能山由緒顕彰会から県教育長へ贈呈されます
3	14	教育政策課	中学校夜間学級等検討委員会委員長から教育長へ報告書(提言)を手交
3	14	高校教育課	高校生海外インターンシップ海外研修の実施
3	15	高校教育課	平成28年度 静岡県公立高等学校入学者選抜（一般選抜等）の合格者発表状況
3	16	スポーツ振興課	ソフトテニスの元世界チャンピオンが中学生を指導します。
3	17	社会教育課	ボーイスカウト「富士スカウト章」受章スカウトが知事を表敬訪問します
3	17	社会教育課	静岡県立三ヶ日青年の家 海洋活動緊急対応訓練の実施について
3	18	教育総務課	平成27年度 「いわて・しずおか交流事業」
3	18	高校教育課	平成28年度 静岡県公立高等学校入学者選抜再募集における志願状況
3	24	高校教育課	平成28年度 静岡県公立高等学校入学者選抜再募集における合格状況
3	25	義務教育課	幼児教育センターがスタートします！
3	28	教育政策課	平成28年度 教育行政の基本方針等連絡会議の開催
3	29	中央図書館	静岡県立中央図書館デジタルライブラリー 県内市町立図書館所蔵の資料を追加して、「ふじのくにアーカイブ」としてリニューアル！
3	30	文化財保護課	文化財建造物をシロアリの被害から守れ！ 第9回 文化財（建造物）の蟻害・腐朽検査
3	31	義務教育課	教科書発行者による自己点検・検証結果の報告を受けた静岡県教育委員会における調査結果

2 平成28年度 9月までの記者提供資料 件名一覧

月	日	担当課	件名
4	11	義務教育課	平成28年度 第1回 教科用図書選定審議会の開催
4	14	中央図書館	葵レク「大人のための呈茶講座」開催
4	15	義務教育課	静岡県における平成28年度 全国学力・学習状況調査の実施について
4	20	義務教育課	教職員の懲戒処分
4	20	高校教育課	平成29年度から分校化する県立高校の名称の決定
4	20	高校教育課	第2回 静岡県高等学校軽音楽大会を開催
4	20	社会教育課	日中青年代表交流の参加者を募集します！
4	20	社会教育課	地域における通学合宿が変わります！
4	25	中央図書館	企画展「大竹省二写真展～昭和の巨星（GOD&STAR）～」開催
4	27	中央図書館	県立中央図書館の資料を市町立図書館で受け取れます
5	11	高校教育課	教職員の懲戒処分等
5	12	健康体育課	磐田市における「地域スポーツクラブ」が始まります。
5	13	教育総務課	県立浜名高等学校野球部事故に係る損害賠償請求事件の判決に対する教育長コメント
5	13	高校教育課	「蘇った活人剣（かつにんけん）」記録誌贈呈
5	16	社会教育課	ネット利用における世代間の認識のギャップが判明！～5月20日の青少年問題協議会でアンケート報告書を公表～
5	17	中央図書館	平成28年度 子ども図書研究室講演会 石井桃子さんドキュメンタリー映画上映会「子どもに本をー石井桃子の挑戦 ノンちゃん牧場」
5	20	義務教育課	平成28年度 第1回 学力向上推進協議会を開催します
5	23	教育政策課	浜松工業高校で移動教育委員会を開催します
5	23	高校教育課	静岡県産業教育審議会を開催
5	24	高校教育課	静岡県立高等学校第三次長期計画検討委員会（第1回）の開催
5	24	中央図書館	「ふじのくに防災展」を開催します。
5	25	義務教育課	未来の学校「夢」プロジェクト委員会の開催
5	25	義務教育課	教職員の懲戒処分
5	26	高校教育課	主催者教育で、文芸大及び浜松市役所の出前講座実施
5	31	教育総務課	平成28年度 第1回 教職員コンプライアンス委員会の開催
5	31	社会教育課	静岡県遊技業協同組合からの寄付目録の贈呈
6	1	義務教育課	ユニセフ・キャラバンが4年ぶりに来静します
6	2	教育政策課	掛川特別支援学校で移動教育委員会を開催します
6	2	社会教育課	静岡県青少年指導者級別認定事業「認定証授与式」を初開催します！
6	3	教育総務課	県立浜名高等学校野球部事故に係る損害賠償請求事件の判決への対応教育長コメント
6	8	高校教育課	「静岡県経済白書2016」教育長へ贈呈
6	8	社会教育課	大募集！300名の家庭教育支援員！！
6	9	埋蔵文化財センター	古代体験教室実施中！！
6	9	中央図書館	大人のたしなみセミナー「ガンプラ商品開発からアニメ制作まで！コンテンツビジネスの開発戦略と企業経営」
6	10	文化財保護課	「旧沼津御用邸苑地」が国の名勝に指定されます
6	15	社会教育課	県立青少年教育施設等「安全確認の日」
6	16	社会教育課	「地域の青少年声掛け運動」推進研修会の開催
6	20	埋蔵文化財センター	考古学セミナー開催！！今回は黒曜石がテーマです。
6	20	中央図書館	オンラインデータベース活用講座「静岡新聞データベースplus日経テレコンを就活やビジネスに！」参加者募集！
6	21	義務教育課	教職員の懲戒処分
6	21	中央図書館	夏休みは県立中央図書館へ行こう！「夏休み子ども図書ウィーク」のお知らせ
6	23	社会教育課	日中青年代表交流 開講式・第1回セミナーを開催します
6	24	社会教育課	防災体験合宿が初開催！
6	30	社会教育課	浙江省青少年訪日代表団が教育長を表敬訪問します！

月	日	担当課	件名
7	1	中央図書館	県立中央図書館「子ども図書研究室」日曜開放!
7	4	教育政策課	ふじのくにグローバル人材育成基金目録贈呈式並びに感謝状授与式の開催
7	6	高校教育課	平成29年度 静岡県立高等学校学科改善等
7	6	高校教育課	教職員の懲戒処分
7	7	教育政策課	三島市立北小学校で移動教育委員会を開催します
7	12	教育政策課	「ふじのくにグローバル人材育成基金」を活用して教職員の海外研修を実施します
7	12	高校教育課	全日本学校関係緑化コンクールで農林水産大臣賞を受賞した磐田農業高校が教育長を表敬訪問します
7	12	健康体育課	リオパラリンピック車椅子バスケットボール日本代表主将が母校で講演
7	12	埋蔵文化財センター	「清水南高等学校芸術科生徒向けの体験授業」を開催
7	13	高校教育課	平成29年度 静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領、平成29年度 静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領に関する記者発表について
7	13	高校教育課	静岡県信用農業協同組合連合会が研究助成事業贈呈で教育長表敬訪問
7	14	中央図書館	大人のたしなみセミナー 城址講座「今だからこそ、熊本城の魅力にせまる」
7	14	中央図書館	「夏休みこども図書ウィーク」関連展示の開催!
7	19	高校教育課	静岡県立高等学校第三次長期計画検討委員会(第2回)の開催
7	19	高校教育課	教職員の逮捕について
7	22	埋蔵文化財センター	【センター移転直前】考古学セミナー開催!!
7	26	健康体育課	第98回 全国高等学校野球選手権大会に出場する本県代表校が吉林副知事を表敬訪問します
7	26	社会教育課	日中青年代表交流 第2回セミナーを開催します!
8	1	義務教育課	教職員の懲戒処分
8	1	社会教育課	不登校やニート、ひきこもり、発達障害の悩みに個別に応える「合同相談会」開催
8	1	埋蔵文化財センター	県立中央図書館での埋蔵文化財展示がリニューアルします!
8	2	高校教育課	米国大学生と本県高校生が英語で討論する研修を開催
8	3	高校教育課	高校生海外インターンシップ国内研修の実施
8	10	中央図書館	オンラインデータベース活用講座「暮らしと法律～弁護士による事例紹介／法律判例データベース活用講座～」開催
8	12	高校教育課	オリンピックチャレンジ(科学オリンピックへの挑戦支援事業)を開催します。
8	12	高校教育課	チャレンジラボ(高校生の大学での研究室体験)を開催します。
8	15	高校教育課	A L Tとのイングリッシュ・キャンプ実施
8	15	健康体育課	「親子でつくる学校給食メニューコンクール」第二次審査会及び表彰式
8	15	埋蔵文化財センター	古代へGO! フェスタ埋文2016開催!
8	16	社会教育課	「わたしの主張2016」静岡県大会の開催
8	17	高校教育課	高校生海外インターンシップ海外研修の実施
8	18	義務教育課	平成28年度 全国学力・学習状況調査の結果について
8	18	健康体育課	平成28年度 高校生防災人材育成事業「被災地訪問研修」
8	18	社会教育課	第34期 県社会教育委員会報告書手交
8	19	高校教育課	全国高校総合文化祭等入賞者が教育長を表敬訪問
8	22	教育政策課	ふじのくにグローバル人材育成基金 知事感謝状授与式(スルガ銀行)
8	22	中央図書館	小説家 万城目学 氏の講演会を開催します!
8	23	義務教育課	教職員の人事異動
8	23	義務教育課	平成28年度 第1回 市町幼児教育担当者連絡会の開催
8	24	教育政策課	川根本町で移動教育委員会を開催します
8	24	中央図書館	企画展「静岡県の昆虫展」を開催します!
8	25	高校教育課	商売競技(簿記・珠算・速記)の全国大会で優勝した県立浜松商業高校の生徒が教育長を表敬訪問!
8	31	教育政策課	静岡県教育情報化推進ワークショップ2016の開催

月	日	担 当 課	件 名
8	31	義務教育課	教職員の人事異動
9	1	中央図書館	第24回 静岡県図書館大会 開催！
9	5	高校教育課	教職員の懲戒処分
9	8	教育政策課	榛原高校で移動教育委員会を開催します
9	9	高校教育課	県内現役高校生の参議院議員選挙投票率
9	9	中央図書館	ノートルダム清心女子大学名誉教授 脇 明子氏講演会「読む力が未来をひらく～子どもに本を手渡すために大人ができること～」開催！
9	13	高校教育課	県内トップクラスの高校生による文化の祭典開催！
9	15	義務教育課	平成28年度 全国学力・学習状況調査の結果の公表日程について
9	15	社会教育課	第2回 静岡県高等学校ビブリオバトル開催！
9	15	社会教育課	「静岡県ネット安全・安心協議会」の開催
9	20	中央図書館	2016ふじのくに文化の丘フェスタ
9	23	高校教育課	静岡県立高等学校第三次長期計画検討委員会（第3回）の開催
9	26	社会教育課	日中青年代表交流 第3回セミナーを開催します！
9	26	埋蔵文化財センター	県立科学技術高校の生徒が小銅鐸のレプリカを作成！
9	27	中央図書館	葵レク 貴重書講座「静岡県立中央図書館蔵 戦前・戦中の閲覧禁止図書、削除・切取図書について」参加者募集！
9	27	中央図書館	企画展「江戸文学の世界」関連講演会 「膝栗毛文芸の展開～弥次喜多とその仲間たち～」参加者募集
9	28	高校教育課	ふじのくに実学チャレンジフェスタの開催
9	28	文化財保護課	文化財を守る 講演会の開催
9	30	高校教育課	外国にルーツを持つ若者のための就職応援セミナー開催！
9	30	埋蔵文化財センター	静岡県埋蔵文化財センターが新しく生まれ変わります！！

平成 27 年度・28 年度の教育委員会事務の主要な取組の評価

事務局：静岡県教育委員会教育政策課

〒420-8061 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3168

FAX 054-221-3561

E-mail kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>